

東京城山稻村子順先生刪補
信陽雪州諏訪白翁先生編次

繪本通旨本政記 完

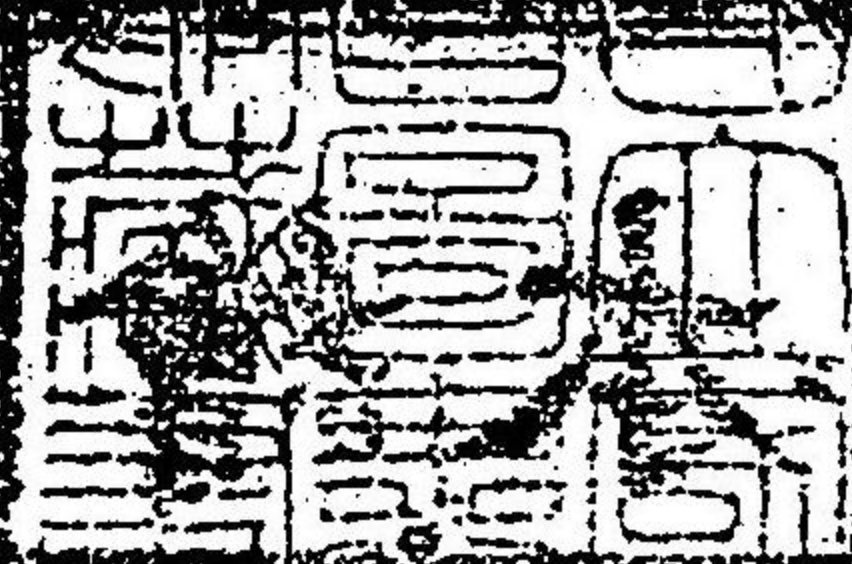
東京

今古堂藏版

210.1 Sm 794c

東京

今古堂藏



東國通志



東國通志序
東國通志序
東國通志序

繪本通俗日本政記序

疊字多而載事少者和文為然
疊字少而載事多者漢文為然
是我朝數十年漢文之所以盛行也
常藩史山陽史及皇朝史略國史略所以專用此法也
雖然干羽之舞不可以解平城之圍
結繩之約不可以修亂秦之緒
者氣運之變遷萬不得已也
夫執政者而拂萬不得已

已之氣運則凡官身庸吏身文學士而
拂萬不得已之氣運則腐儒身俗學身
若不然則吾稱之以爲通變明機之執
政者乎以爲不倍從周之文學士乎方
今我國文華逐日而凋百度更月而華
于英于佛或通信或貿易于魯于墨或
結親或救災於是乎橫行二十六字母
搖之船載于我津以其簡且易也朝廷

既取以課於文士文士亦救之汲之以
修之乃數十年盛行之漢文歸於束諸
高閣而不誦云蓋去煩就簡避難向易
天地之理人情之常也則漢文之煩且
難上下並不誦之是情理之當然不足
深惜也夫其不誦之不足深惜獨如我
國闕闕以還政蹟之美惡風俗之邪正
及倭臣之奸諂烈士之義勇凡待漢文

而傳至今者與亡竟與此始終何然欲
不亡其改俗人品將再興漢文所謂拂
萬不得已之氣運者而腐儒身俗學身
是雪州諏符君之所以有此舉乎抑此
書之為體一以避難向易為旨則墨字
多而載事少之弊雖自不能免然所謂
興亡與漢文始終者得待此書而再明
于世則此書之作豈徒然也哉及稿成

請刪補於予予舊游於雪州君焉則其
請有自不可辭者又况我國開闢以還
政俗人品得待此書而再明于世矣今
也刪補功竣乃書所見予卷端以還并
云爾

昔明治廿年六月下浣梅雨濛之簷滴
疎之之日

著作堂主人城山蟬史撰

書

凡例

一 予嚮に信陽にありて甚だ閑散なるにより或ハ登山泛舟或ハ圍碁垂釣のみを以て事とせり其間又雨朝の徒然風夕の無聊無きにわらず乃ち手に信せて本篇を起草し日を経るの久しきを識ず覺へず哀然帙を爲せに至たる稿成て後ち之を篋底に藏し素より梓行の意なかりしに今度二三の同志と府下に遊寓中書肆岩本氏に遇ひ談適々此篇の事に及ぶ同氏其稿本を上梓せん事を請ふ然れども予其陋劣なるを恥て之を固辭すれども聞かず遂に許して世に公にする事となれり

一 晚近泰西の學日に関け月に盛んよして全國至る處之を講習せざる者なし故に少年子弟と雖も智識發達議論高尚實は迂老吾輩をして感嘆

に違わらざらむ然れども一利一害ハ古今の常套又免がれざる所にして彼陳腐なる漢籍を束閣するの弊延て我邦の史籍に波及す然れば現時の青衿輩稍萬國史を涉獵するも獨り國史に至りてハ之を讀む者極めて稀なり是他なく其書大抵漢文を以て記載すればなり今此篇の如き其陋劣を暫く置き青衿子弟童蒙婦女の我邦治亂興廢の一端を窺ふに於て一助なりと爲ざらん歟

一 近日坊間に行はるゝ國史類假名を以て記述せしもの無にわらず然れども大抵漢文を其儘延して書下し之に傍訓を施したる者多し故に其語路自然嶮難なれば讀者或ハ之れを厭ふ本篇極めて其語句を平易のみもの爲たれば其調演義体に近き者あり又其使用の文字の如きも

中にハ唐山俗語を用ひしもの有れば讀者其不倫を訝るなかれ
一本篇根據とせる所上は六國史を始め下は水府史本朝通記等を以て
又近世の事跡に至りては諸家の記録を始めとし新聞雜誌中に於て要
ある者を抜抄し又は予が現に見聞する者を直に記述したるも有れば
世間流布の史略類とは太く異なる事なきにあらず讀者幸ひは編者の
用心を諒せられん事を

一原稿老筆の拙醜刷工の辨じ難きを恐れ別に人を備ふて淨書せしめ
に其人唯錢貸を求むるにのみ急にして聊かも注意せる事なく倉卒杜
撰に者せし故本文の脱落傍訓の錯誤每行殆んど無きは稀なり委任其
人を得ざりけるを悔しく思へど術のなし故に再び一ヶ月餘の光陰を

校正の爲に費したり遮莫全篇幾多の文字尙誤し者多からん大方の諸
君子幸ひに是正を玉へ

編者識

○天皇記

○皇	祖神武天皇	在位七十六年
○二	代 綏靖天皇	在位三十七年
○三	代 安寧天皇	在位三十四年
○四	代 懿德天皇	在位三十四年
○五	代 孝昭天皇	在位八十二年
○六	代 孝安天皇	在位百二十三年
○七	代 孝靈天皇	在位百三十七年
○八	代 孝元天皇	在位百七十六年
○九	代 開化天皇	在位百六十八年
○十	代 崇神天皇	在位百六十八年
○十一	代 垂仁天皇	在位百九十九年
○十二	代 景行天皇	在位百六十年

日本武尊

○十三	代 成務天皇	在位六十年
○十四	代 仲哀天皇	在位九十二年
	神功皇后	攝政六十九年
○十五	代 應神天皇	在位百一十一年
○十六	代 仁德天皇	在位百一十七年
○十七	代 履中天皇	在位百一十七年
○十八	代 反正天皇	在位百一十七年
○十九	代 允恭天皇	在位百一十七年
○二十	代 安康天皇	在位百一十七年
○廿一	代 雄略天皇	在位百一十七年
○廿二	代 清寧天皇	在位百一十七年
○廿三	代 顯宗天皇	在位百一十七年

○廿四	代 仁賢天皇	在位百一十七年
○廿五	代 武烈天皇	在位百一十七年
○廿六	代 繼體天皇	在位百一十七年
○廿七	代 安閑天皇	在位百一十七年
○廿八	代 宣化天皇	在位百一十七年
○廿九	代 欽明天皇	在位百一十七年
○三十	代 敏達天皇	在位百一十七年
○三十一	代 用明天皇	在位百一十七年
	麻戶皇子	
○三十二	代 崇峻天皇	在位百一十七年
○三十三	代 推古天皇	在位百一十七年
○三十四	代 舒明天皇	在位百一十七年
○三十五	代 皇極天皇	在位百一十七年

○三十六	代 孝德天皇	在位百一十七年
○三十七	代 齋明天皇	在位百一十七年
○三十八	代 天智天皇	在位百一十七年
○三十九	代 弘文天皇	在位百一十七年
○四十	代 天武天皇	在位百一十七年
○四十一	代 持統天皇	在位百一十七年
○四十二	代 文武天皇	在位百一十七年
○四十三	代 元明天皇	在位百一十七年
○四十四	代 元正天皇	在位百一十七年
○四十五	代 聖武天皇	在位百一十七年
○四十六	代 孝謙天皇	在位百一十七年
○四十七	代 淳仁天皇	在位百一十七年
○四十八	代 稱德天皇	在位百一十七年

○四十九代	光仁天皇	在位二十三年
○五十代	桓武天皇	在位二十五年
○五十一代	平城天皇	在位十四年
○五十二代	嵯峨天皇	在位十四年
○五十三代	淳和天皇	在位十四年
○五十四代	仁明天皇	在位十四年
○五十五代	文德天皇	在位十四年
○五十六代	清和天皇	在位十四年
○五十七代	陽成天皇	在位十四年
○五十八代	光孝天皇	在位十四年
○五十九代	宇多天皇	在位十四年
○六十代	醍醐天皇	在位十四年
○六十一代	朱雀天皇	在位十四年

○六十二代	村上天皇	在位二十年
○六十三代	冷泉天皇	在位二十年
○六十四代	圓融天皇	在位二十年
○六十五代	華山天皇	在位二十年
○六十六代	一條天皇	在位二十年
○六十七代	三條天皇	在位二十年
○六十八代	後一條天皇	在位二十年
○六十九代	後朱雀天皇	在位二十年
○七十代	後冷泉天皇	在位二十年
○七十一代	後三條天皇	在位二十年
○七十二代	白河天皇	在位二十年
○七十三代	堀河天皇	在位二十年
○七十四代	鳥羽天皇	在位二十年

○七十五代	崇德天皇	在位十八年
○七十六代	近衛天皇	在位十四年
○七十七代	後白河天皇	在位十四年
○七十八代	二條天皇	在位十四年
○七十九代	六條天皇	在位十四年
○八十代	高倉天皇	在位十四年
○八十一代	安徳天皇	在位十四年
○八十二代	後鳥羽天皇	在位十四年
○八十三代	土御門天皇	在位十四年
○八十四代	順徳天皇	在位十四年
○八十五代	仲恭天皇	在位十四年
○八十六代	後堀河天皇	在位十四年
○八十七代	四條天皇	在位十四年

○八十八代	後嵯峨天皇	在位十四年
○八十九代	後深草天皇	在位十四年
○九十代	龜山天皇	在位十四年
○九十一代	後宇多天皇	在位十四年
○九十二代	伏見天皇	在位十四年
○九十三代	後伏見天皇	在位十四年
○九十四代	後二條天皇	在位十四年
○九十五代	花園天皇	在位十四年
○九十六代	後醍醐天皇	在位十四年
○九十七代	後村上天皇	在位十四年
○九十八代	長慶天皇	在位十四年
○九十九代	後龜山天皇	在位十四年
北	光嚴天皇	在位十四年

○百九代	明正天皇	在位十四年
○百十代	後光明天皇	在位十二年
○百十一代	後西院天皇	在位八年
○百十二代	靈元天皇	在位二十四年
○百十三代	東山天皇	在位二十九年
○百十四代	中御門天皇	在位三十五年
○百十五代	櫻町天皇	在位十二年
○百十六代	桃園天皇	在位十五年
○百十七代	後櫻町天皇	在位八年
○百十八代	後桃園天皇	在位九年
○百十九代	光格天皇	在位三十七年
○百二十代	仁孝天皇	在位二十九年
○百廿一代	孝明天皇	在位二十一年
○百九代	崇光天皇	在位十四年
○百十代	後光嚴天皇	在位八年
○百十一代	後圓融天皇	在位四年
○百十二代	後小松天皇	在位三十年
○百十三代	稱光天皇	在位十六年
○百十四代	後花園天皇	在位二十八年
○百十五代	後土御門天皇	在位三十六年
○百十六代	後柏原天皇	在位三十九年
○百十七代	後奈良天皇	在位六十二年
○百十八代	正親町天皇	在位六十二年
○百十九代	後陽成天皇	在位二十九年
○百二十代	後水尾天皇	在位四十七年
○百廿一代	後水尾天皇	在位八十八年

○百廿二代 今上天皇 在位 壽萬々歳

○武家略記

○平氏

葛原親王高見高望始メテ平氏ノ姓ヲ賜フ

國香	貞盛	維衡
良將	將門	維茂
良兼	正度	季衡
良文	正衡	正盛
清盛		忠盛
經盛		經正
教盛	通盛	經俊
家盛	教經	敦盛
賴盛	業盛	
忠度		

重盛 維盛

宗盛 清宗 資盛

知盛 副將 盛經

重衡 知章 有盛

知度 知忠 忠房

基盛 行盛 卯盛

○源氏

貞純親王 經基始メテ源氏ノ姓ヲ賜フ

滿仲	經生	滿季
賴光	賴國	行綱
賴親	賴俊	
賴賢		
賴信	賴義	

義家 義宗

義綱 義親 爲義

義光 義國 新田ノ祖ナリ

義忠

信義 義時

義定 義隆

義朝 義平

義賢 義仲 義高 朝長

義廣 賴朝 賴家

實朝

賴賢 義嗣 希義

賴仲 義久 範賴

爲宗 全成少時今若

爲成 義圓少時乙若

爲朝 義經少時牛若

爲仲

行家

○新田氏

源義國 義重 義包

義康 足利ノ祖ナリ

義房 義氏 基氏 朝氏

義貞 義顯

義助 義興

義治 義隆 義宗 貞方

○足利氏

源義康 義清

義長	義兼	義氏	泰氏	賴氏	家時	貞氏	尊氏	義詮	義滿	直義	基氏	滿詮	直冬	義持	義量	義嗣	義教	義勝	義昭	義政	義熙	義視	義植	政知	茶茶	義澄
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

義時	義輝	義昭	義維	義榮	周昂	義助	賴綱	仲正	賴茂	賴氏	賴政	兼綱	足利基氏	氏滿	滿直	滿兼	持氏	義久	滿隆	持仲	春王丸	滿貞	安王丸	滿仲	成氏	政氏	高基	時氏	義氏	義明
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	------	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----

基類

顯實

○北條氏

維持貞盛ノ次子ナリ

時家	時政	時方	義時	泰時	時氏	時房	朝時	光時	時盛	政村	時村	宣時	實泰	實時	宗宣	熙時	茂時
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

經時

時益

時賴

時定

高時

泰時

時治

○後北條氏

平維平

正度

貞國

貞親

貞藤

長氏

氏直

氏政

氏規

氏盛

時益	時輔	貞時	時宗	師時	邦時	時行	時治	高時	泰時	時治	平維平	正度	貞親	貞藤	長氏	氏直	氏政	氏規	氏盛	氏信	季衡	正衡	貞行	貞親	貞藤	長氏	氏直	氏政	氏規	氏盛	氏信
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

氏宗 氏輝 氏治
氏朝 氏房

三郎

○武田氏

源義光 義清 信光 信義

信滿 信重 信虎 晴信

後入道シテ
號信玄

信長 信就 信繁

義信 信光 信綱

勝頼 信勝 信龍

信盛

○上杉氏

長尾景弘 藤景上杉爲 藤景十三
景世ノ孫

時景

景康 景虎

景房 景勝 定勝 綱勝

輝虎 入道シテ
號信房 義春 綱憲

上杉重顯 氏憲 持房

憲房 憲顯 能憲 教朝

重能 憲春

憲基 憲方 憲定

憲實 憲忠 憲方 憲定

清方 房顯 顯定 顯實

憲寬 憲政 房義 憲總

龍輝

○將軍記

一 源 頼朝 義朝三男從二位權大納言
在職二十年 歲五十三

二 同 頼家 頼朝長子
在職五年 歲二十三

三 同 實朝 頼朝二男
在職七年 歲二十八

藤原頼經 左大臣道家ノ子
在職十八年 歲三十九

同 頼嗣 在位二年
在職八年 歲十八

宗尊親王 後嵯峨帝第四ノ皇子
在職十五年 歲二十一

惟康親王 宗尊親王ノ長子
在職二十四年 歲六十一

久明親王 後深草帝ノ皇子
在職二十一年 歲五十五

守邦親王 久明親王ノ長子
在職二十五年 歲三十三

護良親王 後醍醐帝第二ノ皇子
在職三年 歲未詳

成良親王 後醍醐帝第四ノ皇子
在職三年 歲未詳

一 足利尊氏 在職二十五年 歲五十四

二 同 義詮 在職十年 歲三十八

三 同 義滿 在職四十年 歲六十一

四 同 義持 在職二十一年 歲三十四

五 同 義量 在職三年 歲十九

六 同 義教 在職十四年 歲四十八

七 同 義勝 在職三年 歲十

八 同 義政 在職十九年 歲五十六

九 同 義熙 在職二十年 歲二十五

十 同 義植 在職十八年 歲五十八

十一 同 義澄 在職十四年 歲三十一

十二 同 義晴 在職三十年 歲四十

十三 同 義輝 在職十六年 歲三十

十四 同 義榮 在職四年 歲未詳

十五 同 義昭 在職五年 歲六十

八	同吉宗	在職三十年	歲六十八
七	同家繼	在職四年	歲八
六	同家宣	在職四年	歲五十一
五	同細吉	在職三十年	歲六十四
四	同家綱	在職三十年	歲四十四
三	同家光	在職二十九年	歲四十八
二	同秀忠	在職十九年	歲五十四
一	德川家康	在職三年	歲七十五
	同秀賴	在職十八年	歲二十八
	同秀次	在職九年	歲二十八
	豐臣秀吉	筑阿彌ノ子 在職十五年	歲六十三
	同秀信	在職三年	歲未詳
	織田信長	平ノ清盛二十一代ノ孫 在職十年	歲四十九

九	同家重	在職十七年	歲五十一
十	同家治	在職二十七年	歲五十一
十一	同家齊	在職五十二年	歲六十九
十二	同家慶	在職十七年	歲
十三	同家定	在職六年	歲
十四	同家茂	在職九年	歲
十五	同慶喜	在職十年	歲

神武天皇



仁德天皇



二十五

神功皇后



二十四









今上天皇

給通俗日本政記卷之一

東京 城山稻村子順 刪補
 信陽 雪州諏訪白翁 編次

野史氏曰天地開闢せし以來建國の敷殆ど枚擧ふ違あらず而して皆朝興夕滅遂一係万姓の國あることおし特り我大日本の如きの二尊國を開き玉ひしより天孫統を承け億兆尊戴して天壤と極りおし宜あるかな稱へて神國と爲すや然りと雖ども二千有餘年の久しき其間變乱おき能はず譬への猶ほ人の疾患あるが如き歟人疾患ありと雖ども元氣未だ衰憊せざれば醫藥の奏功も於て復た健全なるを得べく國衰乱ありと雖ども大綱未だ敗壞せざれば法規の整頓も從て復た挽回するを得べきあり夫れ我邦大綱の屹立するや論ずるを竣たず之を史乘よ徴して歴々觀る可し然り而して正史の卷帙浩穢其文雅尙幼童婦女或の遮よ解し難し又野乘紀畧の如きに至りては其類頗る多くして五車よも積むべく二酉よも比すべし獨奈よせん其事或の繁簡宜しきを失ひ其文或の鄙雅適を得ず觀る者をして厭棄せしめ遂よ讀ざるに至る事多かり今是編を專ら其要を摘み其重れるを省き讀者をして某の帝の仁明某の天皇の英

適某の時よの某の事あり某の役の某の年よ在り宰相某の賢明大將某の智勇なることを知て以て略ぼ治乱隆替の由る所と成敗得失の關する所とを知了せしむ且つ我國上下熙々金甌無缺の中よ在て光耀長く万國よ冠絶する所以を知らしめんと欲するよあり

人皇第一代

○神武天皇尊號を神日本磐余彥尊と曰す彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四の皇子なり御母の玉依姫と曰して海神の御女なり帝生たまひて明達豁如よありし焉○元年辛酉春正月庚辰朔日大和國柏原宮よ於て即位し玉ふ是れより先き帝日向より遙々と舟帥を率めて東征あり筑紫の菟狹とさんいへる處よ至り玉ふ菟狹津彦乃ち宮を營みて之を盤し奉る遂よ安處よ至り埃宮よ居しけり忍耳穗尊以來四世の間日向よ都し未だ中國よ入り給はず是よ至て始めて東征し玉ひ明年移て吉備よ次し高島の行宮よ居玉ふこと三歲此よ於て舟楫を修め兵食を蓄へ將よ一舉して中原を平定せんと思ひ立せ玉ひ嘗て諸皇族よ詔して曰く遊遊の地猶ほ未だ王澤よ霑はず邑よ君あり村よも亦長あれども各自ら相凌轢し爭乱嘗て止事おし今之を統一せざる可からず朕聞く東方よ美地ありと謂ふよ彼地必ず當よ大業を恢弘めて徳を天

下よ光耀する足るべし何ぞ就て之よ都せざらんやとて既よして東し玉ひ船艦互に相卸み浪華崎より河内を歴て大和よ入り膽駒山を超んとす長髓彦ある者あり先よ饒速日命の子可美眞手命を奉じて主とあし皇軍を孔舍衛坂よ邀ふ此時皇兄五瀬命流矢よ中りて薨じ玉ふ是よ至て皇軍進むこと能はず天皇恩を示して曰く朕は是日神の子孫なり而るよ日よ向て虜を征するは是天よ逆ふ處なり宜しく退ひて神社を禮祭し日神の威を負て影を隨ひ之を討つよ如かずと乃ち軍を草香津よ退け轉じて名草戸畔菟田縣主兄猾を攻め兵を潜めて吉野よ入り既よ出て八十壽師を國見丘よ破りて皆之を誅戮し墨坂を越えて又賊兄磯城を斬り遂よ進んで復た長髓彦を攻む戰ひ連りよ利あらざりしよ會す天陰りて氷を雨す武津身命化して大鳥と爲り軍前よ翔翺て以て郷導を爲す帝稱賛せられて之を名けて頭八咫鳥と宣ふ日臣命靈鳥の去るよ從て木を伐り榛を披きて帝及び諸軍を導き遂よ啓行せしかば故よ名を道臣と賜ふ是よ於て饒速日命長髓彦を斬り衆を帥ひて降る則ち將卒を分ちて悉く國中の諸賊を滅し以て地を大和の叡傍山東南柏原よ相し帝宅を經始して即位の禮と行いせらる乃ち美眞手命道臣等をして禁軍の警衛を掌とらしむ媛蹈鞬五十鈴媛命を立て皇后と爲し玉ふ○二年

功を定め賞を行ひ給ふよ可美眞手命日方命奇日方命を以て並申食國政大夫と爲し珍彦を以て大和國造と爲す天種子命天富命等與よ左右又侍りて政を執る○四年皇祖天神を祀るよ天皇詔して曰く我が皇祖の靈天より降臨して朕が躬を助け玉ふ今諸國既よ平ぎ海内已よ無事よ歸したり是と以て天地を郊祀と大孝を申ぶ可きなりと乃ち靈時を鳥見山よ立て給ふ○七十六年春三月天皇崩じ玉ふ後壽一百二十七明年丁丑畝傍山東北の陵よ葬る帝神聖の烈を承け東征の略を奮ひ妖邪を掃除し丕業し恢弘し天日嗣を定め玉ひ遂よ人皇の祖と爲る其即位の初め祭祀を謹み政理を察し三器を奉安し以て万世の基を開く其盛徳大業よ於る眞よ至れりと謂べし

第二 二代

○綏靖天皇尊號を神渟名川耳尊と曰す先帝第三の皇子よして御母の媛踏鞢五十鈴媛皇后天皇志尙沈毅武藝人よ過ぐ儲位よ在せしこと三十四年天資極めて純孝よまじませしかバ先帝崩じ玉ふよ及で専ら御心を喪事よ留め悲哀已と給ふことなし是よ至て位よ即き玉ふ然るよ初め庶兄手研耳命が久しく朝政よ習るを以て諒闇の間事を委ねて之を行ひしめ玉ひしかば

命擅まよ威福を張り禍心を包と藏し二弟を害せんと圖られける弟陰よ之を知食山陵の事畢りて後ち母兄神八井耳命と謀り射て之を殺しけり神八井耳命其勇武を稱賛し先帝が己を立てずして弟を立て、嗣と亦し玉ひし故有けりと大よ服し玉ひける○元年帝居を葛城よ徙し玉ふ號けて高丘宮と申す○皇后を尊んで皇太后と爲す○三年湯彥支命を以て申食國政大夫と爲す○三十三年の夏五月天皇崩じ玉ふ御壽八十四明年十月高市郡桃花鳥田丘上の陵よ葬る

第三 三代

○安寧天皇尊號を磯城津彥玉手看尊と白す御母の五十鈴依媛事代主の神の御女なり帝位よ即き玉ふの元年大和の片鹽よ遷り玉ひ号けて浮穴宮と曰す○三年淳名底仲媛を立て皇后と爲す鴨王の御女なり○四年出雲色命を以て申國食政大夫と爲し大禰命を侍臣と爲す○三十八年冬十二月六日天皇崩じ玉ふ御壽五十七明年八月畝傍山西南の御陰井上陵よ葬る

第四 四代

○懿德天皇尊號を大日本彥相友尊と曰す先帝第二の皇子あり○二年大和の輕よ徙り是を曲

峽宮と稱す○三十四年秋九月八日天皇崩じ玉ふ明年十月畝傍山南織沙谿上陵よ葬る一歳を経て皇太子位よ即き玉ふ

第五代

○孝昭天皇尊号を觀松彦香殖稻尊と曰す御母ハ皇后天豐津媛帝既よ位よ即き新よ大和の掖上よ築きて居玉ふ是を池心宮と稱す○八十三年秋八月五日天皇崩じ玉ふ御壽百十四明年八月掖上博多山上陵よ葬る

第六代

○孝安天皇尊号を日本足彦國押人尊と曰す先帝第二の皇子あり六十八年立て皇太子と爲り玉ひしが是よ至りて位よ即き玉ふ御母ハ皇后世勢足媛尾張連遠祖瀛津世藝の御妹あり○二年遷りて大和の室よ居玉ひ是を秋津島宮と稱す○一百二年春正月九日天皇崩じ玉ふ御壽一百三十七大和の玉手丘上陵よ葬る○是歳の冬皇太子大和の黒田を占て庵戸宮を作り明年よ至りて位よ即き玉ふ

第七代

○孝靈天皇尊号を大日本根子彦太瓊尊と曰す○五年世俗よ傳へ言ふ是歲駿河の國の富士山涌出で近江の國の湖水開けたりと○七十二年秦人徐福童男女千人を率ひて歸化す○七十六年春二月八日天皇崩じ玉ふ御壽百二十八和大和國片丘馬坂陵よ葬る

第八代

○孝元天皇尊号を大日本根子彦國率尊と曰す御母ハ皇后細媛磯城縣主大目の御女あり即位の元年帝既よ六十一○四年復た輕よ遷り玉ふこれを境原宮と稱す○七年禰色謎命を立て皇后と爲す○三十九年の夏六月雪ふる○五十七年秋九月二日天皇崩じ玉ふ御壽一百十七大和國劍池島上陵よ葬る

第九代

○開化天皇尊号を雅日本根子彦太日々尊と曰す即位の元年宮を大和國春日率川よ造りて移り居す是を率川宮と稱す○六年伊香謹色命を立て皇后と爲し玉ふ○六十年夏四月九日天皇崩じ玉ふ御壽一百十五春日率川坂上陵よ葬る安寧天皇より帝よ至るまで七代の間政令簡朴其民睡々無爲の徳不宰の功一事の記す可き者あし所謂垂拱して治まる者ハ幾んど其れ

斯の時よ在る歟

第十代

○崇神天皇尊号を御間城入彦五十瓊殖尊と曰す先帝第二の皇子あり二十八年又立て皇太子と爲り玉ひ是に至て位よ即き玉ふ○元年御間城姫命を立て皇后と爲す大彦命の女なり○三年大和の磯城又徙りこれを瑞籬宮と稱す○四年詔して曰く惟我皇祖諸天皇宸極よ光臨するものハ豈よ一身の爲めのみあらんや蓋し神人を司牧し天下を經綸する所以あり故又世立功と開き時又至徳を流せり今朕大運を奉承し黎民を愛育し以て皇祖の跡よ奉遵ひ永く無究の祚を保せんと欲す其群卿百僚爾が忠貞を竭し共よ天下を安ぜよ○五年天下大よ飢疫し盜賊四方よ起りければ天皇大よ懼れ徳を修め群神を祭り庶民を賑し玉ふ帝其罪を神祇よ請ひ八百万神を祭りて天社國社及び神地神戸を定め玉ふ是よ於てや疫息み穀稔りて群盜悉く平けり○六年天照皇太神を大和の笠縫の邑よ祭る初め神祖神寶を瓊尊よ賜ふてより以來十世牀を同ふして起臥し未だ嘗て須臾もあん身をのち玉ひざりしが是よ至りて又娶れ瀆さんことを懼れ玉ひ乃ち劍と鏡とを摸し造りて以て御牀よ置かせられ皇女豐稻入

姫よ命じて祀を奉ぜさせ玉ひけり○九年赤盾八枚赤矛八竿を以て墨坂神を祀り又黒盾十枚黒矛十竿を以て大坂神を祀る○十年始て四道將軍を置せらる既よして大彦命武渾名川別命吉備彦命道主命を遣し北陸東海西海丹波を巡按せしめ劔印綬を授け玉ふ○武埴安彦反さ誅よ伏す道主の京を發して丹波よ向ふや途よして聞く又武埴安彦ある者兵を抗て山背よりし其妻吾田の大坂よ置して共よ帝都を襲んとすと帝即ち五川狹芹彦よ命じ玉ひて吾田を大坂よ遊へて忽ちよ之を誅斬せらる大彦及び彦國尊と夥多の軍兵を率ひて輪韓川の南よ至る彦國尊武埴安彦と相射る彦國尊の矢安彦が胸を貫ひて之を斃しけり是よ於て賊軍大よ敗れ走り餘衆咸く降る○十二年大又年あり人民を校し調役を科せらる○十七年諸國よ詔して舟舶を造らしめ玉ふ○六十二年詔を河内よ下し玉ひ池を穿ちて溝を通ぜしむ其略よ曰く農の天下の大本よして民の以て生ずる所あり今河内乃狹山水少く百姓多し農事よ怠る其れ多く池溝を開けと是よ於て依網荻坂々折の三池を作れり○六十五年任那貢を献る其使者蘇那葛叱智を留めて皇太子よ侍らしむ○六十八年冬十二月五日天皇崩じ玉ふ御壽一百二十明年大和の山邊道上の陵よ葬る天皇聰明よして雄略あり且神祇を崇め尊び玉ふとる

が故に風雨順ふ年穀順る豊なり天下稱して御肇國天皇と謂ふ皇祖始むる所の國を御し能く此泰平を致すを言しとせん

第十一代

○垂仁天皇尊号を活目入彦五十狹茅尊と曰す先帝の四十八年又帝及び兄の豊城命も詔して各吉夢を獻らしむ帝四方を經營するの祚を得玉へり帝人と爲り倜儻として大度あり性も率ひ眞ふ任せ毫も矯り飾る所なしされば先帝素より之を愛し玉ひ遂よ立て皇太子と爲り是よ至て位又即き玉ふ○二年宮を大和の纏向よ遷しこれを珠城宮と稱す○任那の使人蘇那葛叱智を遣り歸し且赤絹一百匹を以て任那主よ賜ふ新羅途よして之を却奪す二國の相仇すること此よ始るといふ○三年新羅國の世子天日槍來り歸して玉及び鏡槍等の物を獻る○五年狹穗彥誅ふ伏す初め狹穗彥皇后の兄あるを以て寵を待みて驕侈なりしが嘗て后又問ふて曰く汝夫と兄とよ於て孰れか最も親愛するやと后素より親み渥ければ乃ち對へて曰く兄君なりと狹穗彥遂よ説き誘して驍奪を謀り乃ち授くるよと首よ綵組を繫ぐ物を以てして帝を刺しめんとしたりけり浩て一日帝后の膝を枕よして寝ね玉ふ后竊よ之を刺んと欲するよ

流石よ悲しみと懼れと交々至り思はず涙流墮て帝の御面を點しけり帝驚き寤て曰く今朕夢の中よ一小蛇色錦の如き者朕の頸を繞ひ且大雨俄よ狹穗より來て朕が面よ濺ぐと見たり是れ果して何の祥ぞやと后恐懼して地よ伏し泣て其實を告げて曰く蛇の即ち首よして雨の是れ妾の涙なるのみと且言て曰く妾兄の志よ違ふこと能はず亦陛下の恩よ負くこと尙更よ能はずされば初より此事を告げ奉れば則ち兄を殺し若く告げ參らせねば則ち社稷を危くす是を以て悲みと懼や交々至れりと此時帝の曰く是れ汝が罪よ非るありとて乃ち上毛野八綱田よ勅して狹穗彥を討討せしめ玉ふ狹穗彥急よ稻を積で城を成し嬰りて以て死守したれば月を踰ても少降らず后も亦皇子を抱きて城中よ投す八綱田火を城よ縱つて攻立ければ后是よ於て皇子を城外よ送り出して曰く妾が皇子を奉じて是よ在るもの兄の誅戮を寛くせんと欲してあり然るよ今乃ち免るゝことを得ず因て之を還し奉るありとて遂よ兄と與ふ焚死玉ふ○七年大和國よ常麻麻速なる者あり身の丈長大よして力あくまで強く嘗て自ら以爲く天下よ敵なしと闕よ詣て誰よてもあれ我力量よ比べ試んことを請ひよけり是よ於て乃ち群國よ命令を下して其對を擇ばしめ玉ふよ出雲國より野見宿禰となんいへる力士を薦めけ

り乃ち驟速と其力と角べしめし宿禰急も驟速を賜て其肋骨を折りて之を踏す此功より
 遂に搦て用ひらる朝廷相撲を観ること、又始るといふ○二十三年皇后狹穗姫が生む所の
 櫻津別王年既に三十より玉へども猶ほ啼こと小兒のごとし常も物宣ひし事あかりしが
 是冬鵲有り鳴て大空を度れる所王忽ち仰ぎ視て是れ何物ぞと宣ふよぞ帝其言ふことを得
 るを喜び玉ひ天湯河板擧ある者よ命じて鵲を捕へしめ玉ふ因て板擧又姓を鳥取と玉ふとい
 ふ○二十五年天照太神の宮を伊勢の國五十鈴川上又建つ蓋し上古皇太神始て天より降り
 玉ふの地なればなり今の内宮と申すの即ち其處なり○二十七年祠官よ命じて兵器を神幣と
 爲さんことを占はしめ玉ひしよ乃ち吉あり兵器を以て神祇を祭るの此に始る○二十八年皇
 弟倭彦命薨じ玉ふ近臣數十人生ながら皆城中に埋めらる愁吟の聲日夜絶えず帝之を聞
 食憐れと思すの餘り乃ち勅して殉死を禁じ玉ふ○二十九年皇后日葉酸姫崩じ玉ふ野見宿禰
 の請ふ因て出雲國の土師百人を徴て埴をねやし車馬人物等の形を造り之を墓次又樹て名け
 て樹物と曰ひ又埴輪とも曰ふされば野見宿禰又姓を土部臣とぞ賜りける○三十五年饑す
 乃ち諸國よ詔して倉を發き貧民を賑し又諸國をして池溝を開かしめ勉めて農事を勸め玉

ふ○九十九年秋七月三日天皇崩じ玉ふ御壽壹百四十大和の菅原伏見東陵に葬る帝土偶
 を以て殉死に代ゆ惻怛の誠天下後世を惠むこと深遠にして喪の道を知り仁を得る者と謂ふ
 べきあり田道間守嘗て勅を奉じて非時香果と常世の國よ求む然るよ采り得て歸るよ及び帝
 既崩じ玉ひしかば間守乃ち陵と拜して哭泣して卒すといふ

第十二代

○景行天皇尊號を大足彦忍代別尊と曰す御母の皇后日葉酸媛丹波の道主王の女なり相
 傳ふ帝おん身の長一丈餘御脛の長さ四尺よ過ぐと播磨の稻目大郎媛を立て皇后と爲す二男
 を生み玉ふよ雙胎なり兄君を大碓と曰ひ弟君を小碓と曰ふ小碓も亦父帝よ似させ玉ひて壯
 なるよ及で身丈一丈力能く鼎を扛ぐるといふ○四年美濃よ幸し既よして纏向よ還り玉ひ宮
 の名を更めて日代といふ○帝美濃よ在す時佳人弟媛を幸し玉ひしが未だ幾くならず媛帝よ
 謂て曰く妾性質枕席よ侍るを好まず幸ひ妾よ一人の姉あり八坂入姫といふ容ち美麗しくし
 て志も亦貞して潔し宜しく後宮よ充て玉へと帝之を聽玉ひ即ち八坂入姫を以て妃と爲
 し玉ひしとぞ○十二年熊襲叛き九國大に亂る帝親ら征し玉ひんとして周防よ至るとき本國



今上天皇

本給 通俗日本政記卷之一

東京 城山稻村子順 刪補
 信陽 雪州諏訪白翁 編次

野史氏曰天地開闢せし以來建國の數殆ど枚擧げしむべからず而して皆朝興夕滅遂に一係万姓の國あることあし特り我大日本の如き二尊國を開き玉ひしより天孫統を承け億兆尊嚴して天壤と極りあし宜あるかな稱へて神國と爲すや然りと雖ども二千有餘年の久しき其間變亂あき能はず譬へい猶ほ人の疾患あるが如き歟人疾患ありと雖ども元氣未だ衰憊せざれば醫藥の奏功も於て復た健全なるを得べく國衰乱ありと雖ども大綱未だ敗壞せざれば法規の整頓も從て復た挽回するを得べきあり夫れ我邦大綱の屹立するや論ずるを俟たず之を史乘よ徴して歴々觀る可し然り而して正史の卷帙浩穢其文雅尙幼童婦女或は遽に解し難し又野乘紀畧の如きに至りては其類頗る多くして五車も積むべく二酉も比すべし獨奈もせん其事或は繁簡宜しきを失ひ其文或は鄙雅適を得ず觀る者をして厭棄せしめ遂に讀ざるに至る事多かり今是編を專ら其要を摘み其重れるを省き讀者をして某の帝の仁明某の天皇の英

の女賊神夏磯部落を率ひて迎へ降りければ帝乃ち之を用て郷導と爲し軍を豊前國長狹縣よ
 進め玉ふ又碩田の女將速津ある者あり兵を率ひて駕を迎へ奉る其より土蜘蛛の諸賊を勵げ
 遂に日向に至り行宮を作りて居玉ふ是を高屋宮と號す已にして熊襲の酋及び其女を誅し餘
 衆威く降る時海濱人腹赤魚を上る其より後ち毎歲正月毎に例として之を獻る是時より方
 りて元惡巨魁已に戮滅すと雖ども草寇猶多く因りて蹕を高屋に駐ること凡て六年其間巡撫
 招納して西州威く平だければ明年京へ還り玉ふ相傳ふ筑紫後國に僵れたる樹あり其長
 さ九百七十丈百億其樹を踏で往來す故老の曰く歷木の枯木なり其未だ僵れざるの以前より
 朝日の暉く又當れば其影杵島山を隠し夕日の暉く又當れば阿蘇山を覆ひたりと帝曰く是
 れ神木あり是國宜しく御木國と號くべしと○二十五年紀武内宿禰と遣して北陸及び東方
 諸國を巡察せしめ玉ふ是歲熊襲復た叛く乃ち皇子小碓を遣し之を征伐せしめ玉ふ皇子時よ
 年十六殊更に女裝して竊り其國に入り遂に梟師川上へ近付き刺して之を殺し玉ふ是より
 諸叛賊を磔れ服しせり○四十年東夷叛く復た皇子小碓を征夷大將軍と拜し是を征伐せしめ
 玉ふ帝親ら斧鉞を授け玉ひ吉備武彦大伴武日をして是に副たらしめ玉ふ皇子先づ伊勢よ到

り皇太神宮を拜し往て駿河の浮島原へ抵り玉ふの時虜乃ち偽り降り皇子を誘て獵せしも草
 原より火を放ちて之を圍み攻む皇子兼雲寶劔を抜て草莽を剪伐玉ふ其後兼雲を更めて草薙と
 名くとかや皇子も亦燧を鑽て火を縦ち玉ふ會々大風起り烟焰反て賊軍を掩ひければ衆乃
 ち勢も乘じて奮撃せし程も虜大に敗れて四方へ奔潰す皇子又相摸より海へ浮び東せんと
 爲玉ふとき風濤大に作りて御船殆ど覆没せんとしければ龍姫橘姫の曰く恐くは是れ龍
 神の祟を爲すよやあらん請ふ妾之れに當らんと言訖て其儘海へ投じ玉ふ不思議あるかな
 暴風忽ち止みければ直渡ることを得玉ひ上總に至り轉じて陸奥に入り蝦夷の境まで至り玉
 ふ兵勢甚だ熾んあれば虜大に畏怖して服せん事を請ひしかば乃ち酋長を俘よして餘の皆釋
 して其所へ復らしめ玉ふ程も邊境乃ち安堵せり皇子還て碓氷嶺に至り玉ふ時東を望で橘
 姫を懐ひ嘆きて曰く吾嬬已矣と宣ひしかば後の人因て東陸を号けて吾媛國と曰へりける是
 ら於て道を分ち北方の諸國を巡按あり吉備武彦を越國に遣し皇子の親ら信濃へ巡り美濃よ
 至りて復た武彦と相遇ふ會々近江膽吹山へ妖神有りと聞き徒行よて登り玉ふ妖神巨蛇と
 爲りて道も當れるを皇子一眺して之を過ぎ玉ふ然るも此時毒霧よ中りけん山を出で病み玉



ふ相傳ふ皇子毒霧よ中り意を失て醉るが如し山下の泉を飲で醒るよ至る因て号けて居醒泉
 と曰ふ今の醒井乃ち是あり遂は伊勢よ適き伴を神宮よ献る既よして病劇しく歸路の覺束な
 きを知玉ひて乃ち武彦を遣して京よ復命せしめ終よ能褒野よ薨じ玉ふ時よ御年三十なり帝
 大よ悲み悼み玉ひ即ち詔して葬るよ天子の禮よ准せらる号して日本武尊と曰ふ乃ち陵
 を野褒野よ造るよ忽ち白鳥ありて陵より出で飛で大和よ往きければ群臣陵を發して之を視
 るよ唯空棺のみ因て白鳥の止る所を覩て陵を大和の彈琴原よ造りしよ又去て河内の古市よ
 至る復た陵を其所よ造りけり時の人三陵を号して皆白鳥陵となんいひなしける○五十一
 年武内を以て棟梁臣とあし玉ふ○五十二年帝東國を巡守せらる日本武尊の平ぐる所の國
 々を歴覽し玉ひて明年京よ歸り玉ふ○五十八年近江よ幸し玉ふ○六十年冬十一月七日志賀
 の高穴穗宮よ崩ず大和の山邊道上の陵よ葬る帝男と生み玉ふ事八十餘人御壽を得玉ふと
 とい百六歳なりといふ

第十三代

○成務天皇尊號を雅足彦天皇と曰す先帝の第四子御母の皇后八坂入媳位よ近江の志賀

よ即き玉ひ遂よ此よ都し玉ふ○三年武内を以て大臣と爲す武内帝と日を同して生る長ずる
 よ隨て寵せらる○五年秋九月國郡よ造長を立て縣邑よ稻置を置せらる並よ楯矛を賜て以て
 表と爲せり又山と河とを界として國と郡を分ち阡陌よ隨て邑里を定め東西を日の縦と爲し
 南北を日の横を爲し山陽を影面といひ山陰を背面と曰ふ是を以て百姓安居し天下無事なり
 けり○六十年夏六月十一日天皇崩じ玉ふ大和の狹城業列陵よ葬むる○御壽一百七よ及び
 玉へと一人の皇子もましまさぬハ嘗て日本武尊第二子を以て立て、皇太子とし玉ふ太子身
 の長け十尺父尊よ肖たり是よ至て位よ即き玉ふ

第十四代

○仲哀天皇尊号を足仲彦尊と曰す母の兩道入媳命帝性至孝よ在しませば父日本武尊
 が早世し玉ふを以て哀み慕ふて已み玉ひざるの餘り諸國をして白鳥を貢せしむるよ至る尊
 白鳥よ化するの異なるを以てなりとぞ○御即位の元年大伴武以を以て大連と爲す○二年越
 前の角鹿よ幸し玉ふ皇后及び百寮隨從す又南よ巡守し紀伊よ至る將よ熊襲を討んとし
 海よ泛びて穴門豊浦よ至り玉ふ此時皇后如意珠を海中よ得玉ふ帝乃ち行宮を造て此よ居玉

ふ〇八年筑前香椎行宮に在りて群臣を會へ熊襲を討たんとことを議し玉ふ時、神あり皇后は告先づ新羅を攻めしむ天皇之は從ひ玉ひしして進んで熊襲を討玉ひしが克すして還り玉ふ〇九年春二月六日天皇香椎行宮に崩じ玉ふ後、壽五十二、後ち河内國惠我長野陵に葬る天皇皇姪を以て入て大統を纂ぎ躬は后見を屬し險夷を周旋し玉ひし、おん父日本武尊の風ありけれども遠き零ごと未だ振らずして行宮に崩じ玉ふおし、まぬものりなかりける〇皇后密かに諸大臣と議し秘して喪を發し玉ひす大臣武内をして梓宮を奉じ穴門に至り豊浦宮に殯歛せしめ而しておん自ら將として西征の功成の後遂は群臣の請は從て以て君の位を攝し玉ふ〇神功皇后尊号を氣長足姫尊と曰す氣長宿禰王の女なりおん母の葛城高額姫開化天皇の曾孫仲哀天皇の后なり皇幼なきよりして聰明にお在しおまおん容顏壯麗なり先帝位に在すこと九年よして行宮に崩じ玉ひしかば皇后痛く悼み玉ひ以謂らく神の教は循はず其體を得て崩じ玉ふとて廻ち小山田邑に齋戒して群神を禱請り又神の教を得て鴨別よ命じ兵は將として熊襲を討たしむるは備か旬日はして之を服し尋て羽白熊襲及び土蜘蛛田油津姫等の諸賊を擊て悉く之を誅滅し玉ふ皇后松浦縣玉島邑小川涯に至り釣を投じて以て釣り新

羅を征するの吉凶を卜なひ玉ふ乃ち細鱗を獲てければ大は悦び玉ひつゝ還りて檀日浦に至り海に臨みて祝きて曰く吾れ神祇の教と奉じ皇祖の靈は頼りて躬自戎を總て海に航して西征せんとす若し克く欲する所を得ば髪分れて二とされと俯して海に沐浴すれば鬘髪自然中より分る便ち兩つの髻を結び男装を作して親ら斧鉞を執り玉ひ船を櫂して師は鬘髪て曰く敵少くとも輕すること勿れ敵強くとも屈すること勿れ恣暴の聽すること勿れ自ら服するの殺すこと勿れ進み闘ふ者必ず賞あり背き走る者必ず罰ありと時后娠ることありて己は十月は垂とし玉へり轍ち石を取て腰に挟み因て祝して曰く凱旋して後ち茲よ生れ玉へと遂は諸軍を率ひて西討し玉ふ和珥津より發して徑ち新羅に達し玉ふ戰艦海を蔽ひ敵擊天を震ひければ新羅の主波沙寐錦大は驚き直は面縛して迎へ降る左右之を兵さんと欲するものありきを皇后曰く人自ら降り服す之を殺すの不祥なりとて乃ち其縛を解き遂は國中に入りて其重寶の府庫を封じ圖籍文書を收め玉ふ波沙寐錦叩頭きて誓て曰く設令太陽西より出て鴨綠江逆まは流ることありとも朝貢を闕くことなく舟棹を乾さずして馬梳馬鞭と天鹿の鬚は獻つらん後世子孫若し此の盟を渝へば天神地祇共は極罰せんと皇后乃

ち杖せる所の矛を城門に樹て、而して還り玉ふ波沙寐錦其貴臣をして來て質と爲らしめ年
 毎に貢船八十艘金銀綾羅縑絹及び綵色の貝等の物を載せ來る皆定額ありて以て永制と爲す
 尋て其隣國高麗百濟も皇后の威風よや恐れけん皆款を納れて永く西藩と稱し朝貢を絶すと
 誓ひけり○是歳の冬皇后筑紫に至りて皇子を生み玉ふ則ち應仁天皇なり○皇后 政を攝す
 るの元年群臣を師ひ梓宮を奉じ海に浮びて京に歸り玉ふ○應仁帝の庶兄は廢坂忍熊の二皇
 子ありしが與に相謀て兵を起し將に後の軍を邀へ撃んとす乃ち菟野に獵せしよ如何なし
 けん廢坂の赤猪の爲に喰はれて遂に其身を喪ひ玉ふ軍士咸に驚き異しむ忍熊乃ち軍を攝津
 の住吉に返す皇后之を聞玉ひ武内をして皇子を懷きて海を航りて紀伊に趨かしめ自ら
 舟師を督して直に難波に向ひ玉ふ忍熊又退いて山背の菟道に軍す皇后是に於て南して紀
 伊に詣り武内及び武振熊を命じ兵を將として往て忍熊を撃たしめ玉ふ忍熊忽ち敗れ走り
 自ら淡海の瀬多の渡口に投ぜらる○三年皇子譽田を立て、皇太子と爲し大和の磐余に都し
 玉ふ○四十六年斯摩宿禰を卓淳國に遣さる○四十七年百濟の使新羅の使と諸共に入貢あり
 皇太子大に喜で曰く先帝の欲する所の國人今此れ如く來り服す痛ひか亦見玉ふ及ばずと

群臣皆を爲し涕を掩ふといふ○四十九年新羅朝貢せざりしかば將軍荒田別鹿我別祖き征し
 て之を破り因て比自林南加羅隊國安羅多羅卓淳加羅の七國を平定し尙も兵を移して西に廻
 り古奚津に至り南蠻を屠り以て百濟に賜ひければ百濟王肖古々沙山に登り磐石の上坐り
 盟て曰く若し草を敷て坐と爲せば恐らく火に焼れなん木を取て坐と爲せば恐らく水に
 流されなん故に斯磐石に坐して以て盟ひ長久に臣と稱するの信を表はすなりと○六十二年
 新羅又朝せず襲津彦を遣して之を伐しむ○六十九年夏四月皇太后崩じ玉ふかん年一百歲大
 和の狹城楯列池上 陵に葬る后の戒を總べ訖に熊襲を邊定あり妖賊を芟夷する餘威の加
 ふるところ遠く三韓の果及び其國朝貢す夫れ韓を征することの先帝の御志より非ずと
 雖ども而し武功を以て其業を恢隆する實に偉なりと謂へし

第十五代

○應神天皇尊号を譽田尊と曰す先帝の第四子あり帝生れて而して臂上の穴隆く起ること幾
 んと鞆の狀の如し時俗鞆を謂て譽田と爲す故に以て號と爲す又昭中天皇とも稱す御年甫て
 三歳の時立 皇太子と爲り玉ひ幼して而して聰達よお在しませしが儲位に在すこと六十七

年是より至て位より即き玉ふ○元年輕宮より徙り是を豊明宮と稱す○三年蝦夷入朝して方物を貢ぐ○是歳百濟王辰斯禮を朝廷より失ふ是より於て使を遣はし之を責むるより其國人輒ち辰斯を殺して以て謝罪より及びければ使者便ち其同姓ある阿華を立て、王と爲して歸りける○七年高麗任那新羅の三國來聘す即ち紀武内より詔して諸の韓人を率ひて役より充て池溝を作らしめ名けて韓人池と曰ふ池の大河國城下郡唐古村に在り今の柳田池と呼ぶとぞ○八年百濟王其子阿直岐をして來聘し入て朝より侍らしむ○九年武内弟甘美内武内を帝より諱して曰く臣が兄非望を覲觀ひ密に謀て三韓を招き己より身方より屬せしめ九州の地を據有して而して後ち東方中原を吞んとすと帝之を開食し急ぎ使を遣して事の虛實を案驗せしむ茲より壹岐直根子ある者あり貌ち絶だ武内より類するが心竊より武内が忠よりして隠らるゝをいと惜み自殺して使者を欺き以て武内を救ひけり武内乃ち潛り東歸して關より詣りて冤を訴ふ然るより兄弟争ひ辨して其曲直を斷むること莫し因て神祇を磯城川上より祭り二人をして湯を探りて以て盟誓せしめしよ甘美内より忽ち手爛れたれども武内より毫も傷ることなかりしかば甘美内遂より罪より伏せり即ち勅して武内の官を復し甘美内を討責して之を黜け玉ひぬ○十四年百濟の弓月君

其族を率て歸化す之を諸郡より分ち置き蠶を養ひ絹を織て以て貢より充しめて秦氏と稱す蓋し弓月君の秦主嚴政の苗裔あるを以てなり○十五年百濟王阿華其子阿直岐を使として良馬二匹を貢ぐ此阿直岐の頗る經典を通覽したれば皇子稚郎子之を師とし給ふ帝更より又王仁を徵す明年王仁入朝して論語十卷と千字文一卷を獻つる皇子又王仁を師として經典を受け學び給ふ○是歳百濟王阿華薨す帝阿直岐を召して曰く汝が國より還り位を嗣げと兵を發して之を護り送らしめ給ふ○十九年吉野より幸し給ひし時國樞の人醴酒を獻つる是の後ち屢しば京より詣り栗齒及び香魚の屬を獻る今より至て正月の御宴より國樞の獻を奏するの儀式あり○二十年百濟王阿直岐薨す其子久爾辛立つ年幼なりければ母執政の臣と嬖れ護むるより帝其政事の乱るゝを聞き給ふて之を召し給ふ○二十八年高麗の使者至る其表の文意甚だ倨れり故より使者を詰り責て其表を壞られたり○三十一年新羅より船を造るの良匠を貢す是より先きより伊豆國より令して船の長さ十丈あるものを造らしめ給ふ其船の疾行こと馳するが如し枯野と號けらるる而るより既より朽壞て又官用より堪へずむりぬ是より於て其船を毀て薪と爲し以て鹽を煮て諸國より頒ち賜ひ更より改めて船を作らしめ工就て後攝津の武庫港より集む供るより會々

新羅國の貢使來り泊する有り一旦火を失して我國新たよ作る所の船五百艘を延焼しよけり
 新羅王之と聞て大に驚き即ち此獻有りしなり初め船を解き薪と爲すのとき焚て燼せざる者
 ありけり異んで之を献りければ帝乃ち勅して琴よ作らしめ玉ふよ果して良材なりき○三十
 七年使者を吳よ遣して織縫の工を求め玉ふ○三十九年百濟王其妹新齊都姫をして入て仕へ
 しむ○四十年稚郎子を立て、皇太子と爲し其弟兄大鷦鷯をして之を補けしめ玉ふ○四十一
 年二月十五日天皇崩じ玉ふ壽百一河内の惠我藻伏山岡陵に葬る後ち欽明天皇の朝よ
 至り祠を豊前國宇佐よ立て八幡太神宮と号す又清和天皇の朝よ至て神廟を山城の男山よ造
 て石清水宮と稱し奉る帝始て博士を西藩より召し經典を皇太子よ教へ授けしめ玉ひ以て明
 倫の學を興さる爾してより後ち政を爲す必ず儒道よ由り仁義禮樂の教を用ひ遂よ儒道を
 以て治國の政典と爲し祭祀の多く本邦の古儀を用ひ玉ふ嗚呼此帝や寔よ万世億兆の君師と
 爲る故よ列聖中よ於て特よ之を廟祀して皇祖を並べ稱する者よ其徳諉る可らざるを以てな
 り帝嘗て大鷦鷯尊よ問ひ玉ふ汝等子を愛するや對て曰く甚だ之を愛すと又問ふ長と少と孰
 か最愛するや對て曰く長なる者よ已よ多く寒暑を経て既よ成人と爲れば更よ愛ふること

なし唯少なる者よ未だ其成るや不やを知らず故よ甚だ之を憐み侍ると云ふ帝之を聞食大よ
 悦ひ給ふ尊性資至孝よ在します帝の稚郎子を立て太子と爲給ひんと欲すを知る故よ其對
 る所是の如しと云ふ

第十六代

○仁德天皇尊號を大鷦鷯尊と号す先帝の第四の皇子なり御母の仲姫先帝既よ崩じ給ひ會々
 大山守謀反す天皇其謀を知り給ひ密よ皇太子よ告げて兵を備へて之を誅し給ふ皇太子稚
 郎子避て菟道よ之き位を天皇よ讓て曰く太王人孝遠く聞ゆ宜しく天下の君たるべし且つ
 昆の上よして弟の下聖の君よして愚の臣なるは是れ古今の常典あり大王之を疑ふことな
 かれと天皇曰く先帝謂らく天位の一日も空す可からずと故よ預じめ明德を選んで王を立て
 り儲貳と爲し給へり我れ不敏なりと雖ども何ぞ先帝の命よ違ふて敢て弟王の志よ從はん
 やと固く辭して嗣ぎ給はず是よ於て兄弟互よ相讓りて大位を空ふする三年の久しきよ垂と
 すされば民の貢獻する者適き歸する所を知らず此時よ海人あり鮮魚を菟道よ獻せしかば皇
 太子之を返し難波よ進めしめ給ふ天皇も亦之を返して菟道よ獻せしめ給ふ其間の往復鮮魚

遂に懸れよけり然るも天皇の御心を執り給ふ事益々確く皇太子其御心の奪ふ可からざるを
 知り給ふものから遂に慨然て自殺し給ふ天皇是を聞食驚き馳て菟道に至り慟哭限りあか
 りしが遂に菟道山に葬り給ふされども天皇猶ほ御位よ即き給ひず此時王仁梅花の歌を作り
 て謡へて御位よ即き給ひん事を勸進けり其歌よ曰く難波津よ咲や斯の花冬籠り今を春べと
 咲や斯の花是よ於て天皇乃ち祚よ登り給ふ攝津の難波よ都て高津宮と号し給ふ屋壁よ聖
 心らず梁檼彩ざる事をせず務めて節儉よ従ひて民を使ふよ時を以てせられたり○四年天下
 よ詔して田の税租を除くこと三載なりき○十年宮城を修む初め天皇高登よ登つて眺望給
 ふよ炊烟稀少ありければ乃ち人民の困敝るを知食て課租を蠲き免し究乏を賑ひし恤と給ふ
 宮垣壞敗れども修めず屋簷穿漏れども葺かず己よして雨風時よ順ひ五穀豊稔て百姓殷富めり
 天皇復た登よ登りて見給ふよ炊烟盛んよ起れり乃ち喜で曰く朕既よ富みたりと因て和歌を
 詠じ給ふ歌よ曰く高登よ登りて見れば烟立つ民の匱ひ賑ひよけりと或ひと云ふやふ今屋簷
 風雨を禦がず何ぞ富りと謂ふを得んやと天皇曰く衆庶の富るの即ち朕が富るよ同じとて太
 く喜び給ひけり是より先き諸國より宮室を修理せんと請ふ事屢なりけれども天皇之を聽し

給ひず是歳群下屢請ふて己まらず始て之を許し給へば庶民子の如くよ群り來り日ならずして
 功と成せしと云ふ○十一年渠を鑿り海よ通じ茨田堤を築き以て永く水患を避く堤の俗よ堀
 江と稱す今の森口堤乃ち是あり○二十年高麗の國より鐵槓鐵的を貢ぎけり楯人宿禰射
 て之を徹しければ高麗の使者驚畏れて起て三伏せしと云ふ○是歳溝を山背栗隈縣よ鑿て
 以て灌漑の便りとす民其利よ頼ると云ふ○十七年使を新羅よ遣え來貢せざることを責め問
 ひしめければ乃ち絹帛雜品凡う八十艘を献りけり○四十一年紀角宿禰を百濟よ遣して國郡
 を分ち物産を録しめ玉ふ○四十三年始て麻を献つる帝百濟の酒君よ命じて之を畜しめ玉ひ
 しが後百舌野よ幸し玉ふとき酒君乃ち鷹を放ちて雉を捕へければ帝の御感浚らす此酒君の
 百濟王の孫なり○四十九年新羅朝貢せず帝即ち竹葉瀨なる者を遣して之を責め玉ふ白鹿を
 獲て還り之を献つる重て其弟田道を遣し玉ふ時よ新羅叛くよより田道擊て之を破り四邑の
 人民を虜よし以て還る○五十五年蝦夷叛く即ち又田道を遣して之を討しむ田道軍敗れ奮ひ
 闘つて死す土人之を収瘞しが後ち蝦夷益々起り鈔掠して田道の冢を發きければ大蛇あり中
 より出で、虜を吃んで殆ど盡せしと云ふ○六十二年始て氷室を置き給ふ○六十五年飛彈國

司奏して曰く當國は賊宿禰あるものあり然も多力懸捷よして凶徒を囑集て人民を劫略む
 と甚だしと即ち難波根子武振熊ある者を遣して討て之を斬る○七十八年大臣紀武内宿禰
 す此武内は孝元天皇四世の孫武雄心命の子よして六帝は歴史して忠勇整肅實は國家の元
 老よして托孤の功臣なり享年三百餘有と云ふ○八十七年春正月十六日天皇難波宮崩じ給
 ふ御壽百十和泉の百舌鳥野耳原中陵よ葬る帝明敏寛仁恭儉よして能民を恤み給ひしか
 ば政修り年豊よ其末よ至るよ及びて二十餘年の其間一人を刑せざるよ至るされば登遐
 し給ひし日の天下の兆民宛然父母よ喪するが如し皇子去來總別儲位よ在すこと五十七年
 是よ至て位よ即き給ふ

第十七代

○履仲天皇尊號を去來總別尊と曰す先帝の長子なり御母は皇后磐之媛命なり帝諡闡よ在せ
 る時皇弟住吉仲叛きて宮を燒きけれは帝河内よ幸し給ひ即ち皆弟瑞齒別をして之を討し
 め給ふ瑞齒別事平きて後ち猶且つ疑るゝを恐れ即ち奏し請ひ給ひて忠直の臣平郡木兔と
 俱よ行き遂よ仲皇子を誅せらる帝即ち京よ還りて位よ即き給ひけり○平郡木兔蘇我滿智物

部伊呂佛圓大使主四人を以て大臣と爲す○是歲黑媛を立て、皇后と爲し給ふ葦田宿禰のお
 ん女なり○三年復た大和の磐余の舊都よ遷り給ふ是冬帝船を浮べて園地よ御宴を催去給ふ
 よ念ち櫻辨ありて御蓋よ墜けれは帝其時よ非ると異み給ひて頓て侍臣よ命じ之を探尋し
 め玉ふ侍臣即ち室山よ至り花枝を得て以て獻りけれは帝大よ悦び玉ひ即ち宮を号づけて稚
 櫻といふ○四年始めて史官を諸國よ置かせられ政事の得失を記し四方の志を達せしむ○
 六年春三月十五日天皇崩じ給ふ御壽七十和泉の百舌鳥野耳原南陵よ葬むる天皇胤無き
 よ非ずと雖ども先帝が推讓し給ひし遺風を存し給ひて即位の明年皇弟瑞齒別が逆を討て駕
 を迎ふるの大功あるを以て立て、嗣と爲し給ひしが是よ至て遂よ位よ即き給ふ

第十八代

○反正天皇尊號を瑞齒別尊と曰す先帝の同母弟なり初め淡路宮よ瑞井を汲みて湯と爲し以
 て洗ふ會々多遲花井の中よ墜つ因て幼名と爲し參ひらす天皇容姿美麗駢齒一骨の如くあり
 ければ又瑞齒を以て號と爲し玉ふ天皇既よ立て都を河内よ遷し賜ひて宮を柴籬と稱ふ津野
 媛を立て、皇夫人と爲し賜ふ大宅木事のおん女あり○六年春正月二十三日天皇崩じ賜ふ御

壽六十天皇位くわい在いますの間風雨時ふうう順したがひ五穀豊ごこく熟かり人民富たかみ饒ゆたかして海内無事かいだいあり初はつめ先帝仲皇子あかのわうじの反はんを謀はかるを以て帝みかど命めいじて之を討うしめ賜たまひしとき帝即すなはち曰いわく今太子あかのわうじと仲皇子あかのわうじと皆吾兄みなわがけいよてましませり誰たれよか從したがひ誰たれよか乖あやかん然しかれども無道むだうを除のぞきて有道いうだう就つくのみと嗟さ嘆たん爲な賜たまふこと久ひさしと云いふ皇弟位みまを嗣つぎ賜たまふ

第十九代

○允恭天皇尊號いんきやうを雄朝津間稚子宿禰尊おもとつしまのわかこすくねのみことと曰いわす先帝せんていの同母弟どうぼていなり位ゐ又また遠明日香宮とほあすかのみや又また即すなはち玉たまふ帝みかど幼いとしより仁慧謙遜にけいけんそんよお在いましませ先帝御嗣せんていごつぎなかりしかば群臣ぐんしん議ぎして帝みかどを立つ帝みかど辞ひする又また痲はい疾しつよして行歩かうほ艱まむを以て賜たまひしを諸大臣しよだいじん跪ひざまづいて璽たてまを献たまつり固かたく請こふて退しりぞかざるよより即すなはち之を許ゆるし賜たまふ○二年忍坂中姬おしきなかつひめを立て、皇后こうごと爲なり參まらす皇后初こうごはつめ微かすかなるとき御母ごはは又また隨したがふて其家いまよ在いませし時會々苑中たまぐそのうち遊あそぶとき園籬つげのくさ國造くにぞう某その傍わき徑みちより行いきて馬上まじやうより籬かきを窺うかがひ后ごを呼よび參まいらせて蘭らん一ひと莖くきを乞こふて曰いわく山やまを行いくよ鱈かつまわしを拂かふ爲なすよ云いふ其言そのことば甚はなだ不遜ふそんありし故ゆゑに是こゝに至いたりて將まさに刑けいせられんとす某叩頭そのこつとうして謝しやして曰いわく臣おみが罪つみ實じつ萬死まんじ當あたれり然しかりと雖なども其時そのとき又また當あたりて其資そのし者しやなることを知らざるよ由よしありと因よて其置そのつみを減げんじ姓せいを貶おとして稻

置おきと謂いはすと云いふ○三年帝御惱みごのうありければ即すなはち使者しやを新羅しんら遣つかはし醫いを善よくする者と徴めさせられけるよ其醫藥そのいやくを進すすむ未いだ幾いくならずして御惱みごのう平癒へいじゆし給たまひしかば乃すなはち厚あつく其醫そのいを賞しょうして之を歸かへし賜たまひける○四年詔みことりして姓氏せいしを定さだむ鼎かたへを宗廟そうぼ又また設まげ在朝ざいてうの百官ひやくくわん及び諸國しよこくの官吏くわんりをして湯ゆを探たづりて盟めいせしめ安やすし認まて詐いつはり肖おがふことを爲なす事勿ならしめらる○四十二年春正月十四日天皇崩はつじ給たまふ伊弉い弉さ八十河内かほちの惠我長野めぐながりのみさ北陵きたりやうに葬むすぶる新羅しんら來きり用もちひ調貢船てうくわんせん八十艘はつじふさう至いたる○帝嘗かつて淡路あはぢ又また蝦かり給たまふ終日しじつ一禽ひとをも獲とはず之をトうらなへば則すなはち云いふ島神しまのかみ所ところ爲なり且かつ告つて曰いわく赤石海中あかしのかいちゆう真珠しんじゆあり取とりて以て我われ又また獻たまつらば獲ともの多おほく有あらしめんと鳥あ蠶ま戸ま命めいじて之を捕とらへしめ給たまふよ鳥あ蠶ま戸ま片獲かたること能あたはず阿波あはの長邑ながのちよ男狹おとさ磯いそと云いへる鳥あ蠶ま戸まありけり海中かいちゆうより還かへり報ほうじて曰いわく洋中やうちゆう極きよくめて深ふかき處ところよ一ひと大艘おほさうありて其光耀ひかり人ひとを射かる故ゆゑ又また其所そのところよ心こころず真珠しんじゆあるならん然しかれども漫みたりよ近ちかくこと能あたはず我われれ繩なはを腰こし懸かけ沈しづみて海中かいちゆうより入り良久やひひさしして珠たまを得たまべ其繩そのなはを撼いさん船上ふねの上人ひと之のを撃たたき出だせよ云いふ衆しゆ其言そのことばの如ごとくするよ果はたして一ひとの大艘おほさうを抱いだぎて而しかして出だたれども其氣息そのいき口くちよ絶たへたりけり即すなはち其具そのきを割さいて真珠しんじゆを得たまたり大おほき桃子ももの如ごとくし用もちて島神しまのかみを祭まつり給たまふて復またび獵かり給たまひけるが是こゝよ於おて獲ともの宛然あなただ丘山かみやまの如ごとく帝みかど殊更ことさらよ男狹おとさ

磯の死を愍み玉ひ勅して厚くこれを葬らしめ玉ふと云ふ○皇后の御妹衣通姫と聞へし國
 色比無帝大よ之を寵し玉ふを皇后喜び玉のねば乃ち河内の茅渟宮に居らしめ玉ふ此姫
 才藻富騰て最も歌詞も妙を得玉ひし程に後世祠を紀伊の和歌浦に立て玉津島神と齊き奉
 る○初め帝皇子木梨輕を立て玉太子と爲し玉ひし太子色を好み玉ひて其行ひ宜しからず
 嘗て盛夏に當て御膳の汁凝て氷と爲りし事あり帝之と異み卜ふて内乱あることを知り給
 ふ帝崩御の後ちの益々暴虐淫蕩なり一旦兵を擣て其弟を害せんと爲玉ひしかば衆皆太子に
 反く太子止事を得ず遂に自殺し玉ふよりて弟穴穗位に即き給ふ

第二十代

○安康天皇尊號を穴穗尊と曰す先帝の第二の皇子御母の皇后忍坂大中姫御即位の元年石上
 穴穗宮に徙り給ふ帝大草香の妹幡梭姫を聘て皇弟大泊瀬の妃と爲んと欲し給ひ乃ち根使主
 をして詔を傳へしむ大草香大よ喜び珠の鬘を獻つり以て其信を表しけり根使主之を竊み匿
 して進めず乃ち隠ひ奏して曰く大草香詔を奉せず剩さへ其言甚だ不禮なりと帝大よ逆鱗あ
 り兵を遣して之を殺し幡梭姫を以て皇弟大泊瀬の妃と爲し帝も亦た大草香の妻中帶姫を納

れて妃と爲し尋で立て、皇后と爲し給ふ○大草香の子眉輪王の申帶姫の生み給ふ所あるを
 以て姫も從て宮中よ養ひる○三年秋八月九日帝山宮に幸あり樓に倚て眺望の時后に試て曰
 く朕御身を愛しむと雖とも竊に眉輪を畏ると時眉輪幼よして樓下よ戯れて居たりしが此
 の言を聞きて竊に復仇の志を起し帝が酔て后の膝を枕として寢給ふを伺がひて刺して之
 を弑したり後ち三年大和の菅原伏見西陵に葬る○帝の弑れ給ふの時大舍人の某し馳せて
 皇弟大泊瀬よ斯と告げれば大泊瀬變を聞き甲を被て兵を率ゐ來る眉輪遁れて大臣圓が家よ
 匿れ皇弟よ謂て曰く臣の反者よ非るあり唯父の讐を復ひたるのみと皇弟更に聽給はず遂
 よ其家を圍で之を火く眉輪及び圓等皆燔て死せりと云ふ○皇弟位に即き給ふ

第二十一代

○雄略天皇尊號を大泊瀬幼武尊と曰す允恭天皇の第五の皇子にして先帝の同母弟あり先帝
 嘗て履仲天皇の子市邊押磐を以て嗣と爲んと欲し玉ひし故を以て帝深く之を怨み是よ於て
 市邊を誘て之を殺し遂に位に即き玉ふ元年平群具鳥を以て大臣と爲し大伴室屋物部目を
 以て大連とあさせらるる二年百濟の池津媛石河橋に淫れて刑せらるる○八年高麗新羅を擊つ新

羅援を我將の任那に在る者よ乞ふて大高麗を破りしが尋で又た叛く程は朝廷又紀小弓蘇我韓子を遣ひし往て之を伐たしめ大よ之を破りけり然るは小弓軍中にて病死しければ將士相互を和せずして竟り利を失て而して歸りける○十三年播磨の國は妖賊文石小丸あり多力兇暴にして大よ民の患を爲す是に於て朝廷小野大樹を命じて之を討しむ大樹其家を圍みて之を燒きたりしは一白狗の大き馬の如くなるものありて火中より狂ひ出奮迅て大樹に向ふ大樹直よ刀を拔て之を斬り殛すは何ぞ圖らん小丸なり是より先き小丸毎は假面を蒙り或の猛獸の皮を被て妖術を爲すと偽り稱へ商旅を劫かし掠めたりしが是に至て誅せらる○十四年吳國人來て女工漢織吳織を獻ず帝乃ち根使主として之を饗せしむ使主入て謁する時皇后使主が着る所の珠鬘を見て忽ち天を仰ぎて大よ哭して曰く彼れの珠鬘の嚮きよ妾が兄大草香が先帝に獻つりて妾を陛下に進むるの信となえたるものにて侍りと帝即ち前事を考窮て其情實を獲給ふ使主其罪を懼れて日根野に遁がれしを官兵忽ち跡出して之を誅す○十七年土師連等よ詔して清器を造らせ給ふ清器の陶器なり飲食の御器土器を貴と爲し陶器を清といふ○十八年伊勢國は朝日郎子ある者あり資性勇壯にして善く射る郎子自ら

其能を恃みて屢暴行よ及びしかば帝蒐代宿禰目連に命じて之を討たしめ玉ふ郎子逆て伊賀の青墓よ戦ふ蒐代取て進まず相持こと兩日目連即ち奮ひ勵み大刀を執て衆軍よ先ちければ筑紫人物部大斧も楯を持って進みけり郎子遙かよ之を射る其矢楯及び甲二重を徹し身よ入ること寸計り目連等輒ち郎子を禽よして之を斬る○二十年高麗百濟を滅す帝久麻那利地を百濟の汝州王ある者よ賜ふて其國を復さる○二十三年大佐々の命を丹波に遣し豊受太神を迎へ奉りて之を伊勢山田に祀り号けて外宮と曰す太神の則ち開闢元始の神國常立の尊なり○二十三年百濟王文斤薨す帝勅して未多を立て別よ將を遣して高麗を伐たしめ玉ふ○是歲秋八月七日天皇崩じ給ふ後壽六十二天皇生れ給ふとき神光殿は滿ち稍長じて剛強殺戮を好み玉ふされば婦女召されて宮よ入る者泣き訴て免れんことを求むるよ至る又た田獵を好み玉ふ嘗て葛城よ幸して山神と相ひ馳せ逐ふ後復た獵し玉ひし時野猪の突き至るあり帝舍人をして之を射らまめ玉ふよ舍人怖れて之を避く野猪將よ帝よ觸れんとしたりければ帝弓を執て刺止蹴て之を殺し給ひ因て舍人を斬らんとし玉ふを后諫て宣ふや天下みを謂いんとす陛下の獸を以ての故よ人を殺すと帝大よ喜びて其儘舍人を釋し玉ひ即ち曰く獵者の獸を

獲て樂み朕の善言を獲て還ると衆皆万歳と呼びしと云ん末年の意を政事を留め國家無事あり后妃をして躬ら乘りて以て蠶事を勸めしむるに至る其善遷り賜ふこと此の如し皇太子位に即玉ふ

第二十二代

靖寧天皇尊号を白髮廣國稚日本根子尊と申す先帝第三の皇子なり生れて而して白髮あり長ずるよ及で深く民を愛し賜ふ伊母の葛城氏大臣圓の女にして名を韓姫といふ先帝三妃を立賜ひしが是れ其先妃あり○元年壇場を磐余璽粟と設けて以て位に即き賜ひ遂に宮を定め賜ひ大伴室屋大連と爲り平郡真鳥大臣たること故の如し○先帝を河内の鸛原陵に葬る時一隼人あり陵邊に號泣して七日夜食せずして遂に死す有司禮を以て陵北に葬むる○二年冬十一月大嘗す是れ大嘗會の始めなり○三年億計王を皇太子と爲す此王の履仲天皇の皇孫あり是より先きよ王の父市邊押磐雄器帝の爲め害せらる其臣日下部の使主王と弟弘計の王とを奉じて難を丹波の餘社に避く既にして又た播磨の赤石に往きけれども便主事の就ざるを慮り遂に縊れて死しけれども其子吾田彦隨從して去らず是に於て二皇孫俱に姓

名を變て奴と爲り賜ひ縮見屯倉首忍海部細目が家よ在て牛馬を牧飼す會ま播磨の國司來目部小楯事有て郡に至る細目酒を置いて之を款弘待計王兄王と謂て曰く吾が兄弟二人此よ潜匿こと已久し今當に告るよ情實を以てせば或に濟拔ることを得ん兄王猶ほ其の禍ひを致さんことを恐れて未だ許し賜ひざりしを弘計王慨然として曰く吾れ二人苟くも皆皇孫あり寧ろ自ら害を買ふとも長く人の奴と爲て困辱よ終ること實に悲憤に絶ざるなりと因て相抱持て泣き賜ふ既にして夜深く酒酣ありければ坐中の人互に起て舞ひ歌ふ二王燭を秉て立て其傍に侍へるを細目竊に注目して曰く彼れ人を先みして己を後よす恭辭退讓君子の儀有りよ小楯も亦た自ら絃を撫し二人よ命じて起て舞ひしむ二人相讓ること良久しければ小楯頻りよ之を促す是に於て弘計の王衣を整へて而して起ら歌を作て其系を述べ賜ふ小楯大に驚きて俄に席を離れて再拜し是皇孫ありとて即ち郡民を發し營築して假りよ之に處き參ひらせ其屬をして給事せしむ而して急ぎ自ら京に趨き事の始末を以聞するよぞ天皇大に喜び給ひ朕子よし今天哀愍を垂れ賜ふよ二兒を以てすと即ち小楯をして節を持ちて赤石に至り之を迎へしめ給ふ既にして二王攝津に至り給ふ時天皇又た侍臣を遣し青蓋車

を以て迎へて宮へ入れ玉ひて遂に億計王を立て、皇太子と爲し玉ひ弘計王を皇子と爲し玉ふ○是歳臣連を遣し諸國の風俗を巡察せしめ又詔して狗馬器玩を献つるを禁ぜらる○四年秋帝親ら囚徒を録べ給ふ是日蝦夷の隼人並に内附を請ふ○是歳諸蕃來貢使者と朝堂に宴し物を賜ふこと差あり○五年春正月十六日天皇崩じ玉ふ淳熙四十二河内の坂門原に葬る皇太子其御弟弘計皇子に譲りて肯て位に即き玉はず是より於て太子姉飯豊朝に臨んで政事を聽き忍海飯豊尊と稱す未だ年を踰ずして崩じ玉ふ葬る天子の禮を以てし追て諡して清貞天皇と曰し奉る是れ假に帝位に居給ふを以ての故なり然れども是を世數に列ねず○皇子弘計王遂に位に即き玉ふ

第二十三代

○顯宗天皇尊號を弘計尊と曰す又來目稚子と名け奉る履中天皇の孫にして淳熙を市邊押磐母の夷姫蟻與の女なり飯豊尊崩じ玉ふ及び先帝の太子億計皇子自ら璽授を持て帝に授け天下を以て譲り給ふて以謂らく吾が迎立を蒙りたるものゝ威を弟の明斷に出でたるものなり帝も亦以謂らく先帝已に命じて儲位を定め賜ひしよ今又之を易ゆ可らず且つ弟を以

て兄より先づ可らざることを固よりありと固く辭して受け玉はず皇太子即ち大連守屋眞鳴と與に群臣を率て只管勸進ありしかば帝今の止ことを得ずして之を聽し玉ふ帝既に位に即き玉ひ仍て兄の億計皇子を以て儲君と爲すこと前朝の如し時人其誠實にして相譲り給ふを欽慶びあへり○難波小野王を以て皇后と爲す○元年詔して曰く先王市邊押磐多難に遭離て命を荒郊に殞し玉ふ當時朕幼年にして亡遁れ遺骸を求むるよ由なかりし痛恨ことを限りも無し夫れ普く天下を訪て以て告報よと是より於て一老嫗あり自ら其處を知りたりと云ふ帝即ち嫗を將て近江の蚊屋野に幸し玉ひ果して墳塋を得玉ひしかば帝號哭悲慟し給ひ自ら奠を設て改め葬り陵を起して而して遷り玉ふ○二年三月上已後苑に幸し始めて曲水宴を設け給ふ○三年夏四月二十五日天皇大和の八釣宮に崩じ給ふ御壽三十八太和の傍丘磐杯丘に葬る天皇久しく民間に在せしかば能民の疾苦を知り玉ふ故に深く心を政事を用ひ孤を郵み老を養ひ歛を薄ふし徭を省くされば徳化宣流して億兆悦び服せざるのあし歳比に登稔粟一斛銀錢一文直り海内殷富む是より於て皇兄位に即き玉ふ

第二十四代

○仁賢天皇尊號を假計尊と曰す又大脚と名く先帝の同母兄あり年四十にして位よ大和の石上廣高宮よ即き玉ふ先帝深雄零天皇が父を殺せしを怨て其陵を壞んと欲し玉ひしを帝乃ち諫て曰く雄略天下よ君とし臨みて四夷盡く欣仰すされば我が父先王の縱令皇子たりと雖とも人臣たり已よ尊卑の分定る禮の固より君父を尊とせず且我が兄弟富貴を極むることを得るの清寧の殊恩を蒙むるよ頼るあり雄略の淺寧の御父あり而るよ今陵を毀ち怨を報じ玉ふの豈よ倒すある行ひよ非ずやと先帝乃ち悟り玉ふ○帝嘗て先帝と宴し瓜を取て喫せんよ爲し玉ひしよ偶ま刀なし先帝手づから刀を執て皇后よ命じて傳へて進めしめ玉ふ其時后帝の前よ至り立ちがら刀を盤よ置き又酒を酌で立ちがら帝を呼ぶ帝既よ位よ即き玉ふよ及ぶ后大よ前日の不敬と恐れ明年遂よ自殺し給ふ○十一年秋八月八日天皇崩じ給ふ御壽五十一河内の殖生坂本陵よ葬る天皇聰敏多識よまします故官皆其職よ稱ひ海内極めて無事なりけり且つ治を爲すよ専ら仁惠を以てし玉ひしかば民其業よ安じて戸口滋殖したりとなん皇太子位よ伯瀬列城よ即き玉ふ

第二十五代

○武烈天皇尊號を小泊瀬稚嶋鶴尊と曰す御母の皇后春日大娘帝既よ位よ即き玉ひ大伴の金村を以て大運と爲す○大臣平群の眞鳥久く國政を執りしかば稍く驕肆の心を生じ先帝既よ崩じ玉ひて益々不臣あり其子鮪物部麴鹿火の女よ通す帝太子よてお在せし時其事を知り玉のねば亦た之よ會せんと期し玉ふ鮪之を知りて患り争ふ是よ至て大伴金村よ命じ鮪及び眞鳥を殺し玉ふ○八年十二月八日天皇崩じ玉ふ御壽五十七大和の傍丘磐杯北陵よ葬る天皇刑律を好み玉ひしかば法令分明其獄を斷むるよ幽を釣り杙を伸ぶること實よ神の如し然るよ資性忍酷よして専ら殺すことを好み玉ふされば諸の慘刑皆自ら臨み視玉ふ又孕める婦を剥きて其胎内を腐し或の宮女をして馬と交合しめ或の人の指甲を脱してこれよ薯蕷を堀らしめ或の人をして塘藪よ入らしめて自ら三尖矛と持て其流れ出るを候て之を刺し或の人をして樹梢よ上らしめ其樹を剪伐て之れを倒し或の下より之を射て其顛墜を覩て以て笑樂と爲し玉ふ且つ田獵を好む玉ひて出入時なく風雨寒暑を避け玉のねば扈從者堪ゆること能はず又の宮女と酒よ耽りて淫虐度なく驕奢暴斂を事として天下の饑寒を知り玉はず其苛虐此の如し而るよ猶ほ幸ひよ祖宗の餘烈よ頼て天下未だ畔くよ至らざりしとさん○應神

天皇の玄孫なる男大迹迎られて位よ即き玉ふ

第二十六代

○繼體天皇尊號を男大迹尊又彦太尊と名け奉る應神天皇五世の御孫なり應神稚野毛二股を生み玉ひ二股太郎子を生玉ひ太郎子彦主人を生み玉ふ即ち帝の御父なり初め彦主人王近江の高島の別業よ在り越前坂中井人の女振媛といへるを娶り帝を生玉ひ既よして王薨す時よ帝尙ほ幼なくまじませしがば御母と與よ越前よ販り高向邑よ住玉ふ壯なるよ及で徳望あり先帝崩じ玉ひて嗣ましまさねば大連大伴の金村諸大臣と策を定め仲哀天皇五世の孫倭彦王を丹波の桑田より迎ふるよ王其儀衛兵杖の盛んなるを望み見て其意を測らず大よ懼れて色を失ひ山中よ亡げ匿れ玉ひて在す所を知らし金村等又議して曰く男大迹王の慈仁よして且つ孝順よまじませば宜しく天緒を繼ぐべしと群臣も多く其議よ從ひ迷よ法駕を備へつゝ之を越前の三國より迎へ參いらするよ帝即ち席を正して引き見玉ひ尊殿自から持し爲よ少しも容色を動し玉ひず即ち其請ひを聽して宮よ入り玉ふ金村跪て三種の神寶上りて勸進す遂よ位よ即き玉ふ○三年使を百濟よ遣ひし其民の逃亡して日本縣

の邑よ在る者をして國よ送り歸さしめ玉ふ○五年都を山背よ遷し筒城を以て皇居と爲す○六年百濟入貢し即ち上表して任那國の上叟喇下叟喇婆陀牟婁四縣を請ふ之を許す○七年五經博士般揚爾を貢し又漢安茂を貢して揚爾よ代らんと請ふ之を許す○八年皇太子の妃悲み泣て曰く妾一人の子さへも無しされば名も亦後世よ傳ふること無しと太子是を聞食して願て帝よ奏し玉ふ即ち詔して曰く宜しく匝布屯倉を賜ふて以て妃の名を万世よ傳ふべしと妃の氏名ハ春日さいひき○十二年山背の弟國よ徙る○二十年都を大和よ遷し玉ひ盤余よ居ます是を玉穗宮と稱ふ○二十一年近江の毛野をして衆六万を率ひて任那よ往き新羅が嘗て侵す所の故地を復す筑紫國造磐井反き火國よ據り新羅と謀とを通じ毛野を拒ぐ是よ於て大運物部麤鹿火を以て大將軍と爲し之を討たしむ帝親から斧鉞を授け玉ふ明年麤鹿火磐井を撃ち破り筑紫咸平をけり○又近江の毛野を遣し安羅國よ使せまめ新羅百濟任那加羅等の諸夷を和解せしむ百濟任那の二國新羅が侵し掠めて朝貢の路を絶つと訴ふるの故を以てあり○二十四年詔して廉節の士を擧げ玉ふ○二十五年帝は不豫なりければ祚を皇太子よ傳へ玉ふ是歲二月七日天皇崩じ玉ふ謚壽八十二攝津の藍野陵よ葬る皇太子喪よ居し

二歳を経て位よ即き玉ふ

第二十七代

○安閑天皇尊號を勾大兄廣國押武金日尊と曰す先帝の長子あり母の目子媛淳年六十九よして位よ即き玉ふ○元年勾金橋よ遷り玉ふ是を金橋の宮と稱す○二年大よ誦す詔して曰く連年豊稔庶民耕稼を樂しみ饑寒の者咸飢寒を免る朕甚だ喜ぶ大膳を賜ふこと五日宜しく天下の驩を爲すべしと○二年冬十二月七日天皇崩じ玉ふ河内の舊市高屋丘陵よ葬る天皇徳量寛大よあらしまますされば在位の間國家殷富あり然るよ嗣をしまさねば群臣相議して皇弟を御位よ即奉る

第二十八代

○宣化天皇尊號を武小廣國押楯尊と曰す繼體天皇の第二子よして先帝の御同母弟あり初め楯隈高田皇子と稱す器宇清通よまよませども才能を以て人よ矜り賜はず即位の年既よ七十歳楯隈慮入野よ徙り賜ひ因て宮號と爲し賜ふ楯仲を立て、皇后と爲し給ひ蘇我稻目を以て大臣と爲し大伴金村物部麤鹿火並よ大連と爲ること故の如し諸國乃屯倉を修し穀を貯へて凶荒よ備へ賜ふ○二年物部麤鹿火薨す麤鹿火の仁賢武烈繼體安閑及び帝よ隱事し而かも正直仁勇よして兵事を曉れり嘗て磐井を討て功あり是よ至て薨す○是歲新羅任那よ寇す大伴金村よ詔し其子磐及び挾手彦を遣して任那を救ひしむ磐の旣紫よ止まりて以て三韓よ備へ挾手彦の往て任那を鎮し又百濟を救ふと云ふ俗よ傳ふ此時挾手彦が妻佐用姫なる者別れを恨しむの餘り獨り松浦山よ登りて以て望み領巾を振て是を招ぐよ戰艦漸く遠ざかり海波渺茫たりければ姫號び泣て自から禁ること能はず心を痛めて悲み吟ず聞く者感傷せざるのなしと或の云ふ立ながら化して石と爲りしと○四年春二月十日天皇崩じ玉ひは壽七十三大和の身挾桃鳥花坂上陵よ葬る群臣迎へて皇弟を立て位よ即奉る

第二十九代

○欽明天皇尊號の天國排開廣庭尊と曰す繼體天皇の御嫡子よして母の手白香皇后あり帝既よ位よ即き大和の磯城島金村宮よ移り居ます時よ蝦夷の隼人並よ衆を率ひて歸附す○濠洲歸化の人を分つて諸國よ編藉す○蕭愼人漂ふて佐渡の比名部崎よ來り人民を抄掠む已よして渴して瀬河浦よ飲みけるが死するもの甚だ多し浦人皆謂ふ浦神崇を爲すをりと

○秦大津父を以て大藏省の事を知らしむ帝幼くましませし時夢に神あり告て曰く皇子秦大津父を寵し給へよ會す天下の主と爲らんと覺て後ち人を遣し是と覺めしめ諸を山背の深草里に見て問て曰く汝が嘗て何の好事と作したりしぞ對て曰く別有ること無きあり但臣曩者商賣して伊勢より還へるとき途に山中を過ぐ偶兩狼ありて鬪ふを見る臣以謂らく是れ必ず獵者の爲に獲れんと排き解て去らしめたりと帝曰く必ず其報さらんと輒ち以て近侍と爲し寵光日よ渥く賞賚甚だ夥しされば大位を繼ぎ玉ふよ及んで首として是命あり○元年新波祝津宮よ幸あり使を遣して住吉神を祭らしめ玉ひ民よ尊及び帛を賜ふこと各々差有り○四年冬津守連をして詔書を齎して百濟よ往かしむ任那を復さんことを圖り玉ふ○五年百濟王上表して任那を復すの策を陳ぶ○六年春騰臣巴提使を百濟よ遣し冬よ至て還る巴提使百濟に在りし時一夕海の濱に宿して其小兒を失ふ其夜大よ雪降る故且よ起きて尋ね索むれば地よ虎の蹤あり隨ふて認め往て遂に巖窟の下よ至るよ果して虎あり巴提使を見て跳出て口を張りて噬んとす巴提使少も騒がず便ち左手よ虎の舌を捉み右手よ刀を抜て之と刺殺し則ち其皮を取りて進獻せりと云ふ○十三年百濟王金銀佛像及び幡蓋經論

を獻じ乃ち上表して其功徳を讃述す其畧よいへらく百濟王臣明謹んで陪臣怒剛斯致を遣えて帝國よ傳へ奉る是の佛法の諸法の中よ入て最も殊勝よして解し難く入り難し周公孔子と雖ども尙ほ知ること能はず此法能く無量無邊の福德果法を生ず祈願請よ依りて乏缺する所亦し云々帝以て群臣よ其可否を問玉ふ蘇我稻目斑を越て對ていふやふ西蕃の諸國既よ昔是を尊禮し來るを我國豈よ獨り違んやと物部尾與中臣鎌子も同く奏して曰く我國家素より天地社稷百八十神を祭るを以て恒と爲す然るよ今將よ蕃神を拜せば恐らくは國神の讒責を致さんと帝乃ち佛像を稻目よ賜ふ稻目向原の家を捨て、寺と爲し以て爰よ安置す時よ諸國疫癘流行し日を経るよ隨ひて愈々甚だしかりければ尾與等奏問するやふ疾疫の起る恐らくは佛を尊禮するよ由るからん宜しく速に佛像を毀ち以て後福を求むべしと帝此言を納れ玉ひ直よ有司よ命じて佛像を難波の堀江に投して悉く伽藍を火く○初め百濟王高麗を討つて其故地を復し漢城及び平壤を取る是よ至て新羅高麗と謀を通じて百濟を攻む百濟漢城平壤を棄て新羅入て之よ居る是よ於て百濟使を遣して救を乞ひければ乃ち内臣をきて百濟よ如き俱よ新羅を伐たしめ玉ふ此時新羅既よ百濟王を殺して遂に其國を滅さんと欲せし

が我が援兵の來るを畏れて而して止みしとぞ○十四年大疫す○百濟よ詔ありて宜しく
 醫易曆等の博士をして遼番に往來し年月よ交代せしめ龜卜歷算の書及び諸藥物も亦當ふ附
 し送るべしと○十五年百濟の五經博士王柳貴等をして來り代らしめ易博士王道曆博士王保
 孫醫博士王有陵陀採藥師潘量丁有陀及び藥工若干人を貢す皆請ひよ依て交代せしめらる○
 百濟王明新羅の爲よ殺さる○十六年百濟の世子餘昌弟惠をして來つて喪を告げしむ帝聞食
 て之を傷み乃ち中使を遣して迎へ且つ慰問せめし玉ふ○十七年百濟の使者惠潘よ歸るよよ
 り兵仗馬匹を賜ひ兵と發して護り送らしめ玉ひ別よ又筑紫の火君よ命じ勇士一千を率ひて
 送つて彌氏津よ至り其要害を守らせける○二十二年新羅人貢す堂客其使人を待すよ禮數を
 裁損諸を百濟の下よ居しめければ使人怒つて館よ入らず直よ還て其主よ告ぐ是よ於て専ら
 城を築き成を置きて以て我よ備ふ○二十三年新羅任那の境を侵し剩へ我が官府を毀らけ
 り此秋新羅の貢調使至る之を拘へ留む○是月大將軍紀男磨河邊瓊缶を遣して新羅を討たし
 め玉ひしよ我が軍遂よ利あらずして瓊缶新羅の爲よ虜せられたり此時軍人伊企灘も亦執へ
 らる虜之よ降らん事を勸めけれども伊企灘屈せざりしかり虜刀を拔て之よ逼て曰く汝ら須

らく言ふべし日本の將我が腎肉を喰へと伊企灘も亦大よ呼んで曰く新羅王我が尻肉を喰へ
 ど竟よ殺されけり其子眞子も亦其父と抱ひて死す人皆之を傷惋しとぞ○大將軍大伴挾手彦
 を遣し兵數方を率ひて高麗を伐たしめ玉ふ大よ之を破りければ高麗王塙を踰て逃る挾手彦
 勝よ乘じて宮よ入り悉く其珍寶を獲て還る○吳人智聰釋方書明堂圖等凡う百六十四卷及び
 樂器等の物を齎し來る○冬新よ入貢しけるを復た其使を留む○二十六年高麗の人來歸せし
 かバ之を山背國よ置く○大臣蘇我稻目薨す稻目深く佛法を尊崇し向原の家を捨て、寺と爲
 し向原寺と號す我國佛祠之を始と爲すと云ふ○三十二年夏四月十五日天皇崩じ玉ふ御壽六
 十三椽隈坂合陵よ葬むる帝遺詔して新羅を征し任那を復しめ玉ふ帝性質慈仁御宇の始
 め新たよ田を墾き是を小田結田と曰ふ又兜民を賑給あり後ち定制と爲し每歲五月之を行ひ
 玉ふ帝嘗て四月吉日を以て加茂皇祖廟を祭る已よして五穀豐饒なりしかバ遂よ例祀とさ
 りしとむ

第三十代

○敏達天皇尊號を淳中倉太珠敷尊と曰す先帝第二の皇子あり御母ハ皇后石姬東宮よ在す

こと十八年此に至つて位より即き玉ふ是月宮を河内の大井に造られ蘇我の馬子を以て大臣と爲し物部守屋前より大連と爲り此二人をして並に國政を執しめらるる○元年高麗使を遣して貢獻す然るより其大使副使の爲に殺されけり○四年廣姫を立て、皇后と爲す既にして崩じ玉ふ○是歲遷りて譯田に居ます是を幸玉宮と號す○六年百濟王佛論若干卷律師禪師比丘尼呪禁師造寺匠佛工等を獻じければ乃ち難波大別王の寺に置せらるる○八年新羅入貢し並に佛像を獻ず○九年再び入貢せしかども故ありて之を卻けらるる○十年蝦夷邊境を掠む詔して巨帥綾糟等を召して之を責問せしめしかば皆恐懼して罪を謝して復た叛かずと誓ふより免して部落に歸らしむ○十一年新羅入貢す然るより復た之を卻ぞく○十二年百濟將日羅來る帝意を鋭して任那を興復し玉ふ而して此日羅賢にして勇ありと聞き與に謀議する所あらんと欲し使を遣り百濟王に諭し且之を召さしめ玉ふ即ち使と俱に來りしかり帝延見して新羅を伐ち任那を復するの策を問ひ其説く所を悦び玉ふ既にして藩に歸らんとし筑紫に至り其從官の爲に殺されけり○十三年馬子百濟の佛像二軀を得て殿を造りて之に安す浮屠の教是に於て稍く弘る○十四年癘疫流行し民多く是に死す大連物部守屋更に浮屠の法を信ぜず然る

又曾々天災ありしかば奏し請ふて佛寺を焚き毀ち僧尼の俗に還し金石の像の輒すく灰滅せざる者は是を難波の堀江に投ぜんとす帝聽玉のす時より京師瘡を患へて死するもの甚きからざりしかば人皆謂らく佛の祟ならむと此夏馬子病に寢し佛を祈らん事を請ふ帝聰明敏智素より佛を信じ玉ふ乃ち馬子に詔えて曰く汝は獨り之を爲せ他人を誘き惑はすことあかれと○是歲秋八月十五日天皇崩じ玉ふは壽四十九後ち崇峻天皇の四年河内の磯長陵に葬る

第三十一代

○用明天皇尊號を橘豊日尊と曰す欽明帝の第四の皇子先帝より異母弟に當り玉ふは母の蘇我の堅鹽姫稻目の女なり既にして新に皇后を誓余に作る稱して池邊雙槻宮と曰ふ○元年皇弟穴穗部隱不軌を謀り又皇太子に淫れんと欲し將に殯宮に入らんとす三輪逆衛士をして宮門を鎖さしむ皇弟門を開けと呼び玉ふ事七たび及べども竟に肯じ容れざりまかば皇弟深く逆を憾み兵を率めて其家を圍み逆及び其家人を斬殺せらるる○二年夏四月帝御不豫より群臣佛を禱らんと議す物部守屋勝海連二人固く諫て言けるやう本國の神を捨て、而し

て蕃國の神を敬し玉りん事宜しきよあらずと適皇弟僧を延て宮よ入る守屋怒る既よして馬子等が圖て己を害せんと欲すと聞き是を大和の阿都よ避けり馬子の黨迹見赤橋遂は勝見を殺す帝の大漸よ迄び玉ふとき鞍部多須奈薙髪して僧と爲り佛像を造て以祈禱すと雖ども帝病益々甚しく是歲四月九日遂は崩じ玉ふ時壽六十九大和の磐余池上よ葬る後ち推古天皇の元年河内の磯長陵よ改め葬る帝の崩じ玉へるや繼續未だ定まらざりしかば守屋皇弟を立んと欲せしを馬子之を弑して遂は兵を擣て守屋を攻む馬子佛を好むの故を以て皇子豐聰と親み善し豐聰の乃ち帝の傍子あり母皇后行て廐の前を經玉ふとき忽ち生れ玉ふを以て名けて廐戸皇子といふ皇子生れて能く言ひ既は長じて聰明よ在しましされば一時よ十人の詔言を並べ聽玉へども失りあることおき故よ又豐聰とも名くとおん博士覺智を召し經史を讀み又高麗の僧を召して佛教を習玉ひ遂は深く之を尊崇あり是よ於て馬子皇子相謀つて兵を將めて守屋を稻城よ攻む守屋朴樹の上よ坐し矢を放ちて之を禦ぐ家衆皆死闘す皇子兵を進めて圍み攻む守屋遂は赤橋の爲よ射殺さる妻子咸害よ遭ふて餘衆皆潰散す世よ言傳ふ大連が家多く本邦の古典籍を藏めしが是時散亡きて殆んと盡たりとなん○守屋が家

の資人捕鳥部方此時難波よ在りて其主大連が難よ及ぶと聞き單騎よして夜遁れ河内の山中よ匿れけるを馬子兵を遣して之を索めければ万走つて深篁よ入り繩を以て竹梢よ繫けて頻よ之を搖曳す衆其伏兵あらんことを意ふて敢て逼り近く者なし萬乃ち遁げ去る一人あり溪口よ伏し之を射て膝よ中つ追ふ者も亦及ぶ水を隔て射る飛矢宛然蝗の如し万大よ怒り刀を輪して奮撃して三十餘人を殺し其身も竟は自刎して死しければ即ち其尸を市よ肆す其夜大よ雨ふり疾雷狂風万が家よ畜る所の白狗斃し其首を銜みて有眞名よ至り古冢を跑し埋め畢て自からも其側よ斃れけり朝廷これを怒み命じて義狗を瘞め遂は萬が墓を封じ之と對せしめしとなん○八月前皇后額田部群臣と策を定められ欽明帝の皇子を迎へられ順て位よ即け玉ふ

第三十二代

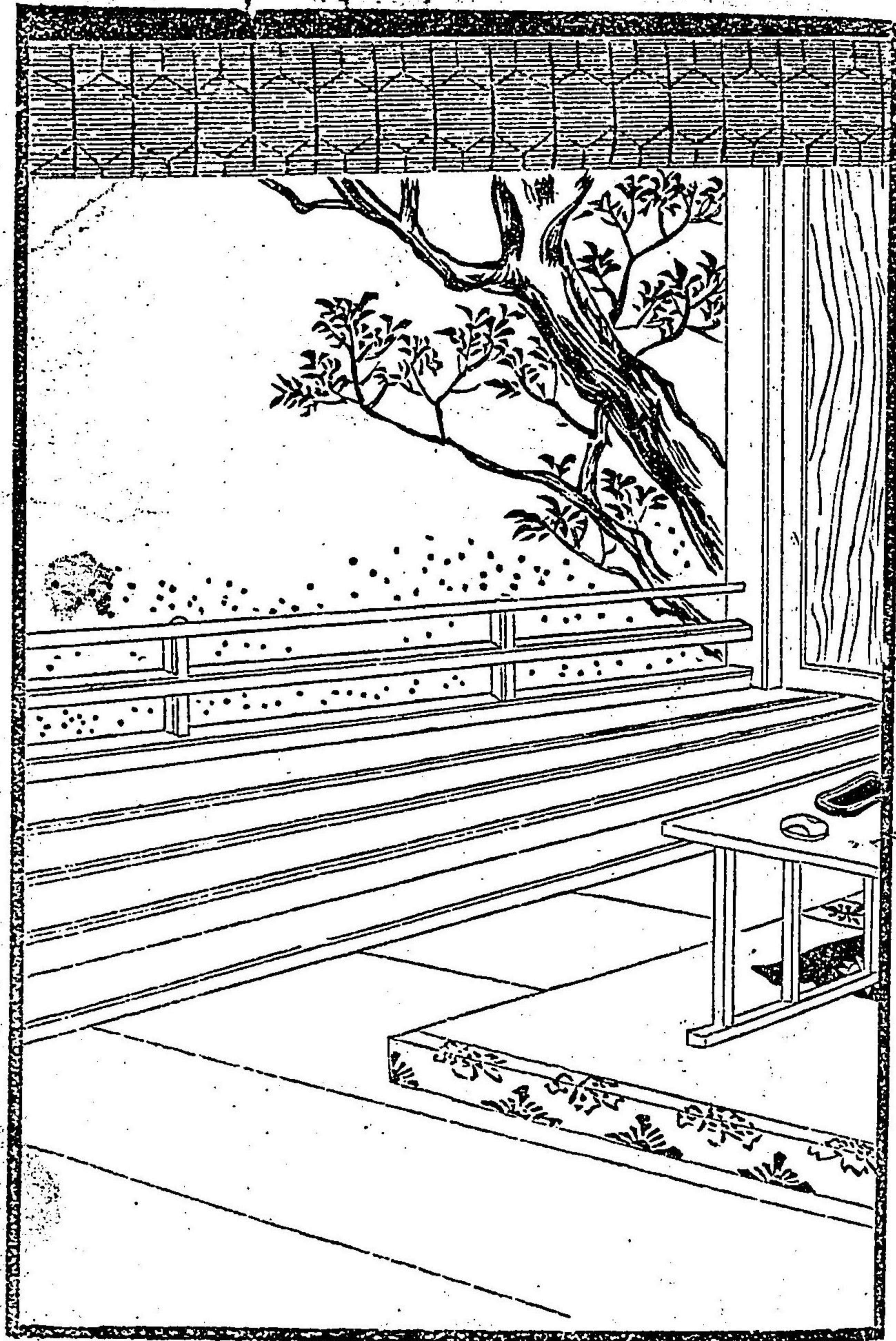
○崇峻天皇泊瀬部尊欽明帝第十二子御母の蘇我氏小姉君と稱す稻目の宿禰が女あり即位の元年宮を大和の倉梯よ作る○百濟復た佛舍利及び僧九人造寺匠鑪盤工瓦工畫工を獻ず是歲廐戸皇子始て法興寺を作り玉ふ○二年近江滿を東山道よ遣し穴人雁を東海道よ遣し阿部牧

吹を北陸道よ遣して東北の國境を觀察せしめらる○四年紀男麻呂巨勢比良夫狹臣大伴噲
 葛城鳥奈良を大將軍と爲し任那を復建して兵二万餘を率めて筑紫よ屯し人をして新羅任那
 よ往て其舉動を探問せしめ玉ふ○五年十一月馬子帝を弑し奉る帝御年七十三大和の倉梯岡
 陵よ葬る初め馬子定策の功を恃み專肆驕縱なりければ帝甚だ之を惡みて竊よ罪せんと爲
 玉ひけり然るよ皇子麻戸の馬子と共に深く佛を好むを以て親み交ること厚きよより帝を諫
 めて乃ち止む會々山猪を獻する者あり帝之を指して何の時か此猪の如く朕が惡む所のもの
 頭を斷んと宣ひけり此時宮女よ寵衰て怨對するものありけるが竊よ以て馬子よ告ぐ馬
 子大よ懼れ東漢直駒をして竊よ帝を内寢よ刺しむ馬子駒を賞すること甚だ厚く遂よ之
 を親昵せしかば駒於恃憤まずして其女と姦淫するよ至る馬子暴怒し駒を樹よ縛して自から
 射て之を殺しけり群臣敏達皇后を推奉して豊浦宮よ即位し玉ふ

第三十三代

○推古天皇尊号を豊御食炊姫命と曰す欽明帝の中女用明帝の母同母妹あり初め額田部
 皇女と稱す皇女登極の事此よ始まる帝容色端麗よて進止も亦極めて度あり既よ立ち籬を

垂て親から萬機よ預り玉はず皇子麻戸を立て、皇太子と爲し兼て政を攝せしむ攝政の号
 此よ始まる馬子太子と善きを以て大臣たる事故の如く共よ國政を執り行ふ○二年將軍紀男
 麻呂等筑紫より至る○七年百濟駱駝驢羊白雉を貢す○八年新羅任那と戦かふ境部臣を大將
 軍と爲し穗積臣を副將軍とし兵万餘を率めて往て任那を助けしむ新羅を撃つて大よ之を破
 り遂よ其五城を破きければ新羅侵地を還し既よして復た叛き任那を侵す○九年兵を發して
 任那を援く大伴の噲を高麗よ遣し坂本練手を百濟よ遣す○冬百濟僧觀勒曆及び天文地理通
 甲方術等の書を貢す赦して書生を選び業を受けしむ○十年春來目皇子を以て征新羅將軍と
 爲し兵二万五千を卒ひて新羅を討しめらる○夏大伴噲坂本練手新羅百濟より還る時よ皇子
 病み玉ひて行くことを果し玉はず○十一年皇子筑紫よ薨じ玉ひければ更よ皇子當麻を以て
 征新羅將軍と爲す喪よ會て行くよとを果し玉はず○冬天皇選りて小懇田宮よ在す○是歲始
 て冠位を定む大德小德大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智凡て十二階明年諸臣よ
 願ち賜ふ○十二年夏四月皇太子憲法十七條を定め玉ふ十三年夏四月始て銅鑪丈六佛像各
 一を造り鞍作鳥を以て佛工と爲す高麗王大興之を聞き資金三百兩を獻す○十五年秋七月



始て信を隋に通じ大禮蘇我妹子を以て使と爲す勅書略曰く日出る所の天子書を致す日
 没する所の天子恙がなきやと○十六年蘇我妹子等隋より還る隋の使裴世清之と俱來り既
 んして入朝す清之を朝に饗し玉ひ其歸るよ及んで復妹子を以て大使と爲し難波雄成を小使
 と爲して俱に隋に往かしめ玉ふ此時學生及び沙門八人隨行したりしが十七年の秋に至りて
 皆還る隋人妹子を稱して蘇因高と言しとぞ○二十二年夏大上御田鋤と矢田部造とを隋に
 遣ひし明年の秋及で還る○二十五年始て大安寺を造る○夏出雲國上言す當國神戶郡瓜
 を生ず大さ岳の如しと此秋豊登す○二十六年秋八月高麗入貢し隋と戰ふて獲たる所の俘虜
 弓弩及び駱駝等を獻す○二十八年皇太子馬子と議し天皇紀及び臣連伴國造造百八十部の
 公民等の記を録す○三十九年皇太子薨す諡して聖德といふ太子深く佛説を好み玉ふされ
 ば馬子身は滔天の惡を犯して大罪報を懼る、故に相俱に評議して頻に釋教を弘め寺塔
 を創す一時臣民慕倣する者甚だ多し時滿朝皆馬子の黨にして賢臣跡を潜めしものから又
 直諫を進むること物部中臣二子の如き者地を拂ふてあることあり故を以て佛法遂に大に興
 る○三十七年秋七月新羅又任那を擊て之を取る朝廷新羅を討せんと議し先使を遣ひして責

問し尋で軍を興し境を壓す新羅大に恐怖して罪を謝し任那と復せんと約す即ち之を釋す○
 是歲新羅任那入貢す隨醫慈日福固及び僧徒等隋に來る○冬蘇我馬子奏し請ふ葛城縣を賜
 ひて封戸を爲さんと詔して曰く朕は蘇我氏の出よして大臣に即ち朕が舅ありされど毎
 よ請ふ所あれば則ち一として從ひざる無かりしが今故なくして一大縣を賜ひ則ち後世朕
 か外家よ私するを諷るのみならず恐らくの亦た大臣の傷廉を議せんと遂に賜し玉ひざり
 き○三十二年夏四月始て僧正僧都を置き僧尼を檢校せしむ百濟の僧觀勒を以て僧正となし
 鞍作部德積を僧都と爲す是より先き一の惡僧あり斧を執て祖父を毆ちしかば詔して諸
 寺に索め僧尼の法に違へる者の將よ重く之を罪せんとし玉ふ程は百濟の僧上表して其大惡
 と罪して其餘を赦さむと請ひよけり爰に於て始て詔して僧正僧都の官を置き具に寺を造
 り僧を度する故を録せしむ是時既に寺四十六ヶ所僧八百十六人尼五百六十九人ありしとぞ
 ○三十四年夏五月大臣蘇我馬子薨す馬子性陰狡其身外戚たるを以て久しく朝權を擅し
 たりしかば世大に其姦を惡みけり○六月雪ふる天下大に饑へて盜賊蜂起す○蘇我蝦夷を以
 て大臣と爲す○三十五年夏蠅ありて群集すること十丈ばかり其聲殆ど雷の如し信濃より上

野よ至て散ず○三十六年春三月七日天皇崩じ給ふ御壽七十五崩じ玉ふよ臨んで敏達天皇孫
と故の皇太子の子と召して密告るよ後事を以てし且戒め玉ふよ慎で群臣の議よ從へ
と然れども其詳なるよ至りては是を知るものなかりとぞ秋九月群臣始て喪禮を行ふ○
遺詔よ比年五穀登らずして百姓飢よ苦しむよし必ず厚く葬むることなかれ宜しく竹田皇子
の陵よ葬むるべしとあるよより群臣之よ從ふ皇子の陵の河内の山田村よ在り敏達天皇
孫迎へられて位よ即き玉ふ

第三十四代

○舒明天皇尊號を息長足日廣願尊と曰す敏達天皇孫彦人大兄の子初め田村皇子と號す御
母は練手姫太子豊聰薨じ玉ひて後ち儲位未だ定まらず尋で先帝御登遐あり遺詔傳聞或ハ異
同なきよあらず内外爲よ洵々たり境部摩理勢佐伯東人等故の太子の子山背王を立んと欲す
然るよ蘇我蝦夷及び諸大臣摩理勢及び其子姪を殺して策を宮中よ定め璽を天皇よ上る○二
年秋使を唐よ遣す大仁犬上御田相大仁醫慧日之が使たて○冬飛鳥岡よ遷る岡本宮と號す○
四年唐の使高表仁御田相等を送て對馬よ至る冬高表仁難波の館よ入る○五年高表仁國よ歸

る○夏六月岡本宮災あり帝遷て田中宮よ居ます○九年蝦夷叛す大仁上毛野形名を以て將軍
と爲す討て之を平ぐ初め形名戰敗れ入て壘を保す夷頻よ圍み攻ける程よ衆多く潰散す大將
形名爲す所を知らず將よ壁を踰て遁れんとす其妻諫めて之を止め即ち酒を勸めて酔ひしめ
置窃よ夫の劍を帯び數十婢をして弦を鳴さしめ以て兵勢を助ければ夷以爲らく壁中卒猶
ほ多しと思ひ近て之を攻ず已よして散卒又聚まれり因て擊て大よ蝦夷を破り遂よ東陞を撫
綏しけり○十一年伊豫の麻坂の温泉宮よ幸し玉ふ○十二年遣唐學生高向立理還て新羅よ
至る百濟新羅の朝貢使從て俱よ來る二國の使よ爵各一級を賜ふ○是歳の冬天皇百濟宮よ
遷て玉ふ○十三年冬十月九日天皇崩じ玉ふは壽四十九後皇極帝の元年大和の滑谷岡陵
よ葬る皇后位よ即き玉ふ

第三十五代

○皇極天皇尊号を天豐財重日足姬命と曰す敏達天皇の曾孫押坂彦人大兄の孫茅渟王
女なり初め高向王よ適き後ち舒明帝の皇后と爲り玉ふ帝崩じ玉ふの明年正月位よ即き玉ふ
時よ蝦夷の子入鹿自から國政を專よし威權父よ過ぐと云ふ○元年津守大海を高麗よ國勝

氷羅を百濟よ草壁眞跡を新羅よ坂本長兄を任那よ遣はさる○高麗入貢す即ち人を難波よ遣
 し貢獻の物を檢し其數常より減ずるを責む○六月より大よ旱し秋八月よ至る蘇我蝦夷百姓
 を率ゐて雨を祈る又僧を召して經を誦しめて以て禱ると雖ども皆驗あし是よ於て帝南淵よ
 行幸ありて天地四方を拜し給ふよ風雷遽よ至り大雨五日の間降り溷く天下を潤しければ百
 姓咸万歳を呼て至徳天皇と稱し奉る○二年春大よ風ふき三月隕霜草木を傷め雹を雨し風雨
 數しば作る夏又大風あり雹を雨し凍寒甚だしく人々皆綿衣を重ね製く○冬蘇我入鹿皇孫山
 背王と弑し奉る是より先入鹿の父蝦夷既よ朝權を握りて驕肆日よ甚しく妄よ家廟を葛城
 よ造り祭るよ八佾の舞を以てす嘗て病を告て朝せず着る所の紫冠を脱て私よ其子入鹿よ
 授けて之を著しめ以て大臣よ擬し己よ代て事を視せしめ又よ其弟をして母の姓を冒さしめ
 私よ物部大臣と稱す是よ於て兄弟天憲を弄して威焰盛んなるよ任せ密よ天皇を廢して舒
 明帝の子古人を立んと謀る而して皇孫山背王の威名を思み巨勢徳をして兵よ將として班鳩
 宮を圍み其不虞を掩ひしむ王の臣及び舍人等拒ぎ戰ふ奴よ三成ある者あり善く射る故を以
 て外兵多く死傷し輒く入る事を得ず火を縱ち宮を燬く是よ於て王竊よ馬骨を内寢よ置き妻

子及び家人と携へ間を得て逃れ出で膽駒山中に匿る巨勢徳等灰中より骨を見て誤つて王已
斃ずと思ひ間を解て退く王山中に在すこと五日其臣三輪屋君爲謀て潜る東國より赴き兵を
起して蘇我氏を滅さんと云ふ王從ひ給はず已にして入鹿を告る者あり王膽駒山に在すと入
鹿即ち人を遣し之を索めしむれども得ず兵を率ゐて親ら行く皇子古人これ途に遇ひ即ち
謂て曰く鄙語云のらずや鼠の穴は伏して生き穴を失して斃る今人心洶々たり公將た安く
適くと入鹿を止む既にして王山を出で還て班鳩寺に入る入鹿復兵を遣ひして之を圍みけ
れば王人をして之を謂ひしめて曰く吾れ兵争して無辜を殺す忍びず故に身命を以て汝が
主を賜ふありと竟に子弟妃妾を俱に縊れて死し玉ふ○三年春正月甲辰鎌足を以て神祇伯と
なす固く辭して就ず鎌足の小徳冠御食子の子なり博く書傳り器宇宏遠知容人絶す是
も及んで疾と稱して三島に退居せり時に入鹿專横にして國家を危ふせんと圖りければ鎌足
慨然として匡濟の志あり術は宗室諸王の中を輔けて以て功を濟す可き者を察するも中大
兄皇子は若ものあし然るも未だ情を通するの便を得ず一日皇子は陪して法興寺に至り槻樹
の下に躡鞠す皇子の鞋偶々脱す鎌足跪て之を奉ずるも皇子も亦跪て之を受く是より

て情好日又密あるを得たり然るは數々會合せば人或ひの嫌疑を生ぜんことを恐れ周孔の道を南淵先生に學ぶよ託して毎に相往來し密に路に謀議す鎌足乃ち皇子を勸めて蘇我石川麻呂と婚と結び以て援とあし又佐伯子麻呂葛城稚犬養綱田をも薦めけり冬十一月蘇我の入鹿第宅を甘檮岡に雙べ起し蝦夷の宅を稱して宮門といひ己れの宅と谷宮門といふ又其子を稱して王子といひ柵門を宅外に構へ傍らに兵庫を造り常は兵士をして警備せしむ時又蝦夷又宅を敵傍山の東に造り城を築きて池を環らし出入毎に兵士數十を従ふ其借擬なる往々斯の如し○四年夏六月韓使來聘す時中大兄石川麻呂を謂て曰く韓使進調の日卿表を讀むの時又當り吾れ入て入鹿を誅せんと欲すと石川麻呂之を諾すさて其日又及びければ帝大極殿に御し給ふ入鹿入て御傍に侍る入鹿の人と爲り疑ひ多し故に劍常は身を去らず鎌足俳優をして之を調せしむ入鹿乃ち劍を解て而して入る便ち衛門府を戒めて急は諸門を閉づ中大兄親ら長鎗を執りて殿側より立ち給へば鎌足弓矢を持って側より警備す石川麻呂表文を讀みて將は盡んとす鎌足即ち子麻呂を促がすと雖ども子麻呂畏縮して發する事能はず石川麻呂も亦手戦き聲頗る流る、汗背を沾す入鹿怪で之を問ふ石川麻呂の曰く天威咫尺覺へずして

乃ち爾りと中大兄其機を失ひん事を恐れて徑に入りて入鹿を斫る入鹿驚き起んとするを子麻呂等繼ぎ進み遂に之を斬殺せり中大兄又巨勢德太古をして蝦夷を誅せしめ事盡く平さけり是に於て天皇位を皇弟に譲り給ふ

第三十六代

○孝德天皇尊號を天萬豐日尊と曰す先帝の御同母帝なり○初先帝の皇子中大兄を召し語ると國を傳ふるの意を以てし給ふ皇子退て之を鎌子が告ければ鎌子が曰く君今叔君兄君あり而るは超て天位に陟らば乃ち遜帝の義に違へり如す譲りて叔君を立て倫序に順んはと中大兄悦び給ひて乃ち先帝を勸めつ、御位を帝に譲らしめ給ふ帝も亦古人大兄に譲り給ふを古人大兄の之を遁れて佛寺に入り頓て祝髪し給ふも帝乃ち位に即き給ふ中大兄と立て皇太子と爲し阿部内麻呂を以て左大臣と爲す蘇我倉山田石川麻呂を右大臣と爲す中臣鎌子も大錦冠を授けて以て内臣と爲し高向玄理を以て國博士と爲させらる○帝皇祖母尊の盟を奉じて皇太子及び群臣を大槻の樹下に會し給ひ天神地祇を告て曰く天覆ひ地載す天道惟一なり末代洗滌君臣序を失ふ皇天手を我に假り暴逆を誅殄す今より以後君は二政をく臣

朝あさ又また貳じあるあからんら若し此この盟ちがひをかへ論てん災さい地ち殃わづ鬼き誅ちう人じん伐ばつ倭や々々たること日ひ月げつのごと如ごとけんと乃ちら改かへ
 元もとして大化たいといふ年ねん号ごうあること此こゝ始はじれりと云いふ〇高たか麗ら新しん羅ら入に貢こうす百濟じ使し人にん任にん那な進しん調てうの
 事ことをこ撮とりて其その數すう闕けつくことをおりければ巨勢せい德とく太たい古こをして詰きつ責せきして之を却けらる尋で粟隈くま
 東あづま人まひと馬ま飼かひ造ぞうを遣して任那にんの國界くわいを觀察くわんさつせしむ〇八はち月げつ錦しん櫃びを朝に設け詔令しよくれい訴すふる所あり
 て尊長そんちやう達たつせざる者あらば牒てうを置中ちゆうに納れ且寃いん枉わう者の鐘かねを撞て以て訴ふることを得せしむ〇
 九く月げつ古ふる人ひとの皇子わう謀ぼん反はんして誅す伏す〇是こゝ歲さい使しを諸國しよこくに遣し戸口こを録せしむ且詔しよくれいして百姓しやうの
 私わたくしに地を賣るを禁きんじて以て兼并けんぺいの路を杜げければ百姓しやう大たいに悦びあへり〇詔して民を治
 むるの法を問給ふ右みぎ大たい臣しん石いし川せん麻ま呂りよ奏そうす先祭さい祀いの禮を崇め而して後に政事せいじを議せば可かあらん
 と之に從ふ推古すいこ帝てい以來佛ぶつ教きやう禮らいを壞り祀典しでん漸ぜんく廢するを以ての故なりとぞ〇冬ふゆ十じゆ二に月げつ都みやこを難
 波な長ちやう柄へい豐いよ崎さきに遷す〇大たい化たい二に年ねん諸しよ國こく司しを戒めて曰く凡う治と致さんと欲ほつせば君と爲り臣と爲
 る者先まづ己おのれを正して後に人を正すべし若し自みづから正さずして何ぞ能く人を正さん慎まざる可べん
 やと〇是歲さい諸しよ國こくに詔して戸籍こを作り又關くわん防ぼう斥しやく候こう驛えき郵ゆうを置く又諸しよ國こくに詔して兵備へいを修め
 しむ〇諸國しよこく郡ぐん縣けんの官吏くわんしを黜陟ちやくしやくせらる〇詔しよくれいして葬制さうせいを定め且殉じゆん死しを禁じ玉ふ〇布ふ司し及及び津つ

渡の諸征を罷めらる○三年春正月高麗新羅朝貢す○是歲小郡宮に徙り玉ふ新たに禮法を制し百官朝參時刻を定め且七色十七階の冠を制す工人漢荒田井比羅夫に命じ溝瀆を穿ち難波を通ず然るに督役法を失ひて民頻る疲れ苦しみけるが會々上疎して諫むる者あり詔して即日役を罷め淳足柵を造り柵戸を置く○四年磐井の柵を治めて蝦夷に備へ越後信濃の民を選で始て柵戸を置く○五年春三月左大臣阿部倉梯麻呂薨す右大臣蘇我石川麻呂其弟日向の爲に譖せられて自殺せしが其後太子其宛を悟り玉ひ遂に日向を貶して太宰帥と爲す○夏四月小紫巨勢德太古を以て左大臣と爲し小紫大伴長徳を以て右大臣と爲す○六年春穴戸國白雉を獻せしかば群臣上表して祥瑞を賀す乃ち白雉と改元ありき○二年宮を攝津の豊崎と遷し給ふ○秋七月右大臣大伴長徳薨す○三年田を班つ凡り田の長さ三十歩廣十二歩を段と爲す十段を町と爲す段は租稻一束半町に十五束○戸藉を作る五十戸を里と爲し里毎に長一人戸主の家長を以て之を爲す五家相保し一人を撰んで長と爲し相檢察せしむ○夏一僧は命じ無量壽經を宮中講せしむ又千僧を會して聽衆と爲すと凡り六日として畢る是日より大に雨ふり九日を閉て漸く晴る是が爲め屋宇を毀壞し田苗を傷損し人畜の溺死甚多し○九

月豊崎の新宮成る○四月使を唐よ遣す吉士長丹高田首根麻呂二人を以て大使と爲し吉士駒掃守小麻呂の二人を副使と爲す學生よて巨勢藥氷老人及び沙門等從ふ者凡て二百四十一人船二艘よ乗じて以て往く室田御田土師八手を送使と爲す然るよ根麻呂小麻呂及び僧輩の乗る所の一船薩摩の竹島門よ至りて覆没し溺死する者一百十五人なりと云ふ○是歲皇太子奏して倭京よ還らんと請ひ玉へども許し給はず太子皇祖母尊皇后を奉じ且皇弟を率ひ移りて倭の飛鳥河邊行宮よ居ます公卿百官皆從ふ帝位を遜らんと思食し宮を山崎よ造り給ふ○五年春使を唐よ使し高向玄理を以て遣唐押使と爲し河邊麻呂を大使と爲す醫慧日を副使と爲し船二艘を發す學生及び沙門等從ひ行く新羅を経て萊州よ泊し長安よ到りて高宗を見る此時玄理病よ罹り遂よ唐よ卒す○秋遣唐使百濟の送使と共に歸る書藉寶貨を獻ず○冬十月十日天皇崩じ給ふ涉壽五十九河内の磯長陵よ葬る帝天資柔仁よまじくして特よ涉意を治道よ用ひ民瘼を問ひ求め國造を罷め國司郡司を置き國界を畫し田制を定め給ふ是よ至りて國家の制度始て定まりしとなん皇極帝再び祚を踐み給ふ

第三十七代

○齊明天皇始め位を孝德帝よ禪る尊号を上りて皇祖母尊と曰す孝德帝崩じ玉ふよ及て再び万機よ臨み玉ふ○元年春正月位よ飛鳥板蓋宮よ即き玉ふ○元年中大兄皇太子たること故の如し巨勢德大古左大臣たり中臣鎌足内臣たること故の如し○秋食を越後陸奥中蝦夷よ賜ふ棚養津輕の蝦夷よ冠位各二階を授く○冬板蓋宮災ありければ徙りて飛鳴川原宮よ御し玉ふ○二年改めて宮地を飛鳥岡本よ卜し初め帝宅を相し玉ふとき會三韓來貢せしかば乃ち其使人を此よ饗し遂よ宮室を考し給ひ又觀を田身峯よ起つ側らよ雙槻樹あり因て名けて兩槻宮といひ又天宮とも名づく又離宮を吉野山よ造り給ひしが既よして岡本宮災あり○三年七月孟蘭盆會を飛鳥寺の西よ設く○吐火羅國の男二人女四人筑紫よ漂泊せしかり遞驛して之を京洛よ召さる○西海使阿曇頰足津臣偃倭百濟より還る駱駝一驢二を獻す○四年春正月左大臣大紫巨勢德太古薨す○夏四月越後守阿陪比羅夫舟師一百八十艘を率めて蝦夷を伐て之を降し郡領を淳代津輕二郡よ置きて歸る冬十一月有間の皇子謀反して誅よ伏す有間の孝德帝の皇子よして性極めて狡黠かり是より先きよ詭て疾ありと稱し牟婁の温湯よ浴し歸るよ及で盛んよ其風土の美なるを稱す帝之を問給ひて亦往き觀んと思食是よ至て遂よ牟婁幸

あり蘇我赤兄を留守とす一日赤兄時勢の三失を擧げてもつて有間を語る有馬竊よ喜で赤
 兄已に党すと思ひ乃ち其家詣りて窃事を擧げんと謀る然るよ倚る所の案牘故なくし
 て自ら折れければ甚だ之を不祥と爲し俱に盟て而して止む爾夜赤兄物部朴井縹等命じて
 皇子の第を圍み急ぎ使を馳て牟婁以聞す遂に有間及び其党與を執へて行在に送りければ
 乃ち之を藤白坂に絞す其党與悉く誅す伏す○是歲阿陪比夫羅肅慎を伐ち生熊二頭熊皮七十
 張を得て獻す○比羅夫又舟師一百八十艘を率ひて蝦夷を討ち郡領を後方羊蹄に置て歸る○
 秋七月坂合部の石布津守の吉祥を遣して唐に使せしむ高宗相見て問て曰く本國の帝王平安
 なりや否や答て曰く天地と徳を合せたれば自ら平守なることを得たり云々と答對數十言繼
 の應に應ずる如く一も失言あかりしとぞ○六年春二月阿陪比羅夫を遣し舟師二百艘を率ひ
 て肅慎を伐しむ○夏五月比羅夫肅慎の虜俘五百余人を獻す○秋九月百濟使を遣して新羅の
 爲に侵さると告ぐ初新羅兵を唐に借らん事を請ふ高宗乃ち將に命じ師を卒めて之を助け兵
 よ百濟を攻伐し遂に其國都に入り國王妻子及び侍臣等を皆虜にし全國殆んど亡滅せんとす
 然るよ其臣鬼室福信縹に散卒を招き收めて新羅の軍を攻めて之を破り遂に王城を保し以て

其恢復を圖りけり○冬十月鬼室福信使を遣して唐の虜一百餘人を献じ救を乞ひ其王子餘豊を迎へて以て國王と爲さんと請ふ詔して之を許さる○十二月將兵を遣して百濟を救んとす是は於て難波宮へ行幸ありて軍器を簡閲し又駭河を勅して船を造らしめ給ふ○七年春正月帝親ら舟帥を率ゐて筑紫に赴む給ひ三月進んで筑前の大津に至り磐瀬行宮に居ます○夏五月帝朝倉社樹を伐り橘廣庭宮を造り徙りて之に居ませしが社神の崇りもや數々妖怪ありて侍臣死する者多かりけり○百濟の福信上表して王子紇解を迎んと請ふ○耽羅始て王子阿波岐を遣して來貢す○秋刈萱の關を置く○七月二十四日天皇朝倉宮に崩じ給ふ御壽六十八大和の越智岡上陵に葬る帝土木を好み給ひ嘗て岡本宮を造るも渠を鑿り水を引き香山より西石上山に至るまで船二百艘を以て石を運び宮東の山に於て以て垣登を作らしめ給ふも工匠役夫十萬餘人費用實に費られず民人爲に怨愁して宮を狂心渠と謂ひ乃ち之が語を爲て曰く石山岡を作る隨て作れば隨て崩ると朝倉に營むも及んで神祠の樹を伐りて以て地を平げ宮殿既に成り及んで故なく自ら壞れ又大舍人及び諸近侍多く病死し帝も亦尋て崩じ給ひしかり人にて神の崇りと爲すと云ふ○舒明帝崩じて後ち帝位を嗣ぐこと

三年よして位を孝徳帝に譲り給ひ尊号を上りて皇祖母尊と曰ひ十年よして孝徳帝崩じ給ひて帝復た祚を踐み位に在すこと七年前後位に在すこと十年皇徳天皇の二つの諡を追奉り前を皇極といひ後を齋明といふ是に於て舒明帝の嫡長子中大兄位に即き給ふ

繪本 通俗日本政記卷之一終

繪本 通俗日本政記卷之二

東京 城山稻村子順 刪補
信陽 雲州訪諏白翁 編次

第三十八代

○天智天皇尊号を天命開別尊と曰す初め号して高城皇子と曰す又中大兄と曰す御母の皇極天皇あり初め皇子たるるとき中臣鎌足と謀り蘇我入鹿を誅し玉ふ皇極帝位を皇子に傳んと思召せしを固く辞して止む其後孝徳帝位に即て立て、皇太子と爲し玉ふ皇極帝の重祚に及んで尙儲位に在せり七年春從ふて西征す秋先帝朝倉行宮に崩じ玉ふより帝素服して制す稱し玉ふ○是月唐人高麗を攻む八月阿曇比羅夫河邊百枝を遣し兵を將として百濟を救ふ九月織冠を百濟王子豊璋に授け兵卒五千餘を發して護送し國に還らしむ冬十月帝梓宮を奉じて難波に還り十一月飛鳥川に殞す帝性至孝喪に難波宮に居玉ひ已に年を踰ると雖ども哀痛の甚き未だ吉禮を行ふに忍び玉はずと云ふ○元年正月百濟の鬼室福信に箭十萬枝糸五百斤及綿布韋等若干を賜ひ又百濟の王子豊璋に布三百端を賜ふ○三月唐人新羅人高麗を

伐つ兵を發して之を援ふ○五月再び大將軍阿曇非羅夫を遣し豐璋を立て百濟王を爲し福信を褒賞して金帛を賜ふ○二年百濟入貢して唐俘を獻す○三月前將軍上毛野稚子間人大益中將軍巨勢譯語三輪根麻呂後將軍阿倍引田比羅夫大宅鎌柄を遣し兵二萬七千人を率ひて新羅を伐ちて二城を拔く○八月唐人新羅人百濟入る我軍與白村江に戦ひしが利あらず去て潰へ豐璋遂に高麗に奔る是より先き豐璋諷を信じて其功臣福信が謀反を疑ひ遂に之を殺しよけり○九月皇太弟大海人を命じて冠位を改め増さしめ二十六階と爲す大織小織大織小織大紫小紫大錦上中下小錦上中下大山上中下小山上中下大乙上中下小乙上中下大建小建○是歲烽候防堡を筑紫及び壹岐對馬等の處に置き又水城を筑紫に造らる○四年百濟人來歸する者甚だ多かりしかば乃ち男女四百餘口を近江の神崎郡に於て田を給し又二千餘人の東國に頒ち遣はさる○唐使上柱國劉德高大夫郭務悰來て隣好を修む歸るよ及んで物を賜ふことと差あり小錦守大石小山境部石積大乙岐彌針間を遣して之を護送せしむ○五年秋大水あり○六年二月都を近江の滋賀に遷す是を大津宮と号す然るよ衆庶徙ることを樂まず民謠風刺頻りに興す又夜數々火あり○是歲大和の高安讚岐の屋島對馬の金田に城く○冬百濟の鎮將

唐人劉仁願熊山令司馬總をして境部石積等を送らしめ筑紫に到て歸る小山下伊吉博徳大乙下笠諸石よ命じて之を護送せしむ○七年春天皇位よ即き給ふ天皇至孝服除と雖ども未だ登極の儀を行われざりしが是に至りて始めて位よ即き給ふ○是歲新羅の妖僧道行熱田神劍を盗み逃れて其國に歸らんとしたりしよ俄に風雨晦冥となり迷て行くことを得ず止事を得ず劍を棄て、去りしとさん○八年五月五日帝山背の菟道郡山科に獵し玉ふ○冬帝内臣中臣鎌足の第に就て疾を問ひ改て姓を藤原と賜ひ大織冠を授け内大臣に拜す既よして薨せしかば帝爲に臨場ありて賻を賜ふ年五十六大和の多武峯に葬る○九年朝廷揖讓の儀道路避降の節を定めらる○十年春皇子大友を以て太政大臣と爲し蘇我赤兄を左大臣と爲し中臣金を右大臣と爲し蘇我果安巨勢比等紀大人を御史大夫と爲す太政大臣御史大夫を置くこと此より始る○夏四月始て漏刻を置き鐘鼓を打ち以て時を警しむ帝の太子たるるとき親ら漏刻を製し玉ひしが是に至て之を新臺に置かせらる○秋九月帝御不豫あり○冬十月宮中よ於て百佛開眼の事あり使を法興寺に遣し佛を供するよ袈裟黃金鉢象牙沈水香栴檀香及び諸の珍寶を以てせらるれども上病益々甚しかりければ皇太弟大海人を召して後事の御遺言ありしが皇

太弟疾を稱して固く辭し給ふ時、蘇我安麻呂皇太弟と親み善ければ密に告て曰く、應對は間少しく意を加へ玉へよと故に皇太弟乃ち内變あるを知り、皇子大友を譲り自ら祝髪して僧と爲らんことと請玉ふより帝之を聽し賜ふに袈裟を以てし玉ふ皇太弟即ち吉野山に入らせらる。在朝の諸臣皆送て菟道に至りて還る人或は謂ふ虎と山は放つが如しと是に於て皇子大友を立て、皇太子と爲す。○十一月諸大臣皇太子を奉じて西殿に盟ひ天皇の詔を承く既にして再び天皇の前で盟ふ。○十二月三日天皇崩じ玉ふ御壽四十六山背山科、陵は葬る或は曰ふ帝馬を騎りて山科に至り林中に入玉ふて遂に御行衛を知らず其後遺し玉ひし御履を得て之を埋め即ち就て陵を起すと云ふ帝嘗て行宮を筑前上座郡朝倉に作り玉ふは材木劉らず務て質朴に從ひれしかば時人號して木丸殿と曰ふ帝之が歌を爲り玉ひしを後世傳へて歌曲となす帝學を好みて文を能し玉ふ治體を明習し學校を興し典禮を制す憲章文物粲然として觀るべし規模宏遠古より未だ有らずとむ後ち十陵を置き世數は隨て遞除あれども帝の中興乃祖たるを以て百世除かずと云ふ

第三十九代

○弘文天皇尊號を大友と曰す天智帝の長子なり御母は伊賀采女宅子媛初め伊賀皇子と稱す。○十二月天皇位に即き玉ひて近江の滋賀宮に在す天皇人と爲り魁岸奇偉眼光人を射る唐使劉德高嘗て見て之を異として曰く皇子風骨常非ず世間人に似すとさてこり天智帝の大漸の時帝を立て、皇太子と爲し是に至て位に即き給ふ。○元年春三月皇太子内小七位阿曇稻敷を筑紫に遣して國喪を唐使郭務綜に告しめければ務綜官屬を率ひ素服し哀を擧ぐ。○大海人皇子帝が美濃尾張に令し大に山陵を造る役夫を發して各兵を執らしめ又京師より吉野に至るまでの處々を斥候を置き菟道守橋をして皇子從臣の運糧を歌めしむと聞給ひ乃ち諸臣は謂て曰く吾位を遜り世を遞る、所以のものに善く百年を終んと欲するよ有のみ今聞處よれば朝廷の臣悉く我を害せんと謀る由事既よ是に及べば豈に坐ながら亡るを待つべけんやと村國男依和理部君手身毛津廣を美濃に遣し兵を發して不破道を塞ぐ是に於て皇子將に東せんとし玉ふ或人諒て曰く朝廷の群臣元と陰謀ありて己に四方に密諭ありされば道路行處として閉梗せざるはあし今一甲の從衛あく空拳にして東行し玉ひん事臣甚だ之を危むと皇子乃ち大分惠天達志摩を遣し驛鈴を留守司ある高坂王を乞ひしめて曰く若し鈴を得ず

んば志摩の速に歸り報ぜよ惠坂の直に近江に往て高市大津の二子を召し吾も伊勢に會せよ
 高坂王果して鈴を與へざりければ惠坂馳せて近江に赴く皇子の志摩の報を得玉ふて乃ち立
 て東行し給ふ其事倉卒に出づるを以て妃及び二子一女臣僕侍婢三十餘人従がふ途よして犬
 養の犬伴の馬を得て皇子之に乗り玉ひ衆皆歩行す津振川を過るとき車駕之よ及ぶ追ひ従ふ
 者また慙なからず伊勢より米を運ぶ馬五十四匹に遇ひ之を奪ふて従者をして騎らしめ大和の
 大野に至る時の日已暮ければ民舎の籬色を取て炬火と作し夜半頃隱郡を過ぎ驛舎を焚
 て呼で曰く天皇東國入り玉ふ吏民亟に來り奉迎せよと然れども應ずるものある事なし横
 川に抵る時黒雲ありて天を覆る其廣さ十丈許皇子式を接して占て曰く天下分れ争ふの祥
 かり然れども我竟之を得んかと刺萩野に至り玉ふ頃來り歸する者稍衆し大山を経て鈴
 鹿に至り守兵を置き山道を塞ぐ○帝群臣と召して會議し玉ふ或ひと策を進めて曰く急よ
 驍騎を發して之を追躡すべし若遅くせば事機を失せんと帝聽玉はす韋那磐鉞書藥忍坂大
 麻呂を東國に遣し穂積百足及び弟百枝物部の日向に往き佐伯男八の筑紫に往き樟磐手の吉
 備に往き急兵を發せしむ諸國命を拒ぎて聽ず磐鉞逃れ歸り其餘の盡く擒斬せらる○秋七

月吉野將坂本財高安城を陥る京將登岐韓國軍を分て大津丹比の二道より進んで財を高
 安城に攻む財等兵を進て衛我河西に戦ひ之を破る河内國司來目拙能不破の軍も應ぜんと謀
 り潜る兵衆を集む韓國早く之を覺る拙能事の泄るを聞て自殺す時山部王蘇我果安巨勢
 比等兵數方を將て犬上川に軍し進んで不破を襲へんと欲せし山部王果安比等殺され
 軍乱れて進まざりしかば果安も亦自殺しけり○京將羽田八國族を擧て吉野に降る○京將羽
 田果安大伴吹負を乃樂山に擊て大よ之を破り追て八口に至り伏兵あらん事を疑ひて引退く
 境部藥村國男依と息長横河に戦ひ兵敗て之に死す秦友足男依と鳥籠山に戦ふて之に死す
 登岐韓國吹負と葦池上と戦ひしが利あらず吹負更兵を倍し三道より並び進む時犬養
 五十君中道の將と爲り村上と屯し上道の軍の箭陵に屯す五十君の別將盧井鯨をして精兵
 二百を率て吹負の營を衝かしむれども營堅して犯す可からず鯨進むことを得ず既よして
 吉野將三輪高市麻呂上道の軍を箭陵に破り進んで鯨の軍後を斷ちしかば兵士驚潰して死傷
 する者算あし鯨僅に身を以て免る村國男依も攻めて粟大軍を破り進んで瀬田に海りけれ
 ば帝衆を悉して橋西に軍す旗幟野を蔽ひ鉦鼓大に震ふ將軍智尊精銳を率て先鋒を爲し橋

板を撤すること三丈殊更一長版を置き索を繫ぎ機を設け弩を列て乱發す矢の下ること宛然雨の如し吉野兵敢て進まず大分稚臣矛と棄て刀を提げ版を踏み疾く度て矢を冒し以て進む衆兵之よ氣を得て齊しく進むより守橋の兵悉く乱立智尊怒て退く者を斬ると雖ども遂に禁すること能はず智尊戰死し我軍遂に敗る大養五十君谷鹽手村國男依と粟津又戰つて敗れ死す左右大臣群臣皆逃れ去る唯物部麻呂と一二の舍人とのみ縋り帝より從ふのみ帝西よ走りて山前隠れ自ら縋れて崩じ玉ふ御壽縋り二十五時又七月二十三日あり初め帝皇太子たるときある夜の御夢は朱衣の老翁ありて日を捧て帝に授く時人あてて腋下より出で之を奪去るとき己よ覺玉ふて後藤原鎌足は語り玉ふ又鎌足歎じて曰く聖朝万歳の後ち恐らくの巨猾の隙を伺ふこと有らんか然れども又道の親かし唯善を是れ輔くと承り候得ば大王自ら徳を修めば災異の憂ふよ足らざるなり臣よ女あり願ひ掖庭に納れ巾櫛を奉せしめんと帝之を聴し玉ひしが是よ至つて果して終らず帝性明悟學を好み詩を善くし廣く文學の士を延き以て師友と爲し玉ふ嘗て先帝の宴に侍りて詩を獻じ玉ふ其詩は曰く皇明光日月の帝徳載天地三才並泰昌萬國表臣儀又述懷は曰く道徳承天訓鹽梅

寄眞宰羞無監撫術安能臨四海と其文藻の精絶なる此の如し○八月大海人皇子帝の党與を治す右大臣中臣金及び廷臣八人を殺し左大臣蘇我赤兄を遠謫し史大夫巨勢比等及び金等が子孫の悉く之を赦さる○九年還て桑名に宿し大和國島宮に入り又岡本に移る是歲宮を岡本の南に造冬十月新宮に遷り玉ふ是を飛鳥淨彦原宮と謂ふ○明年皇太弟位よ即き玉ふ

第四十代

○天武天皇尊号を天淳中原瀛真人尊と曰す又淨見原の天皇と曰す先帝の御同母弟あり御幼名的大海人生れて而して岐嶷壯あるよ及んで雄武天文及び通甲は通曉し玉ふ○初め天智天皇崩するよ臨みて位を皇太子大友よ傳へ玉ひ群臣再び盟此時帝髮を削りて吉野に遷る既にして卒よ内を起し大友皇子を殺し是よ至て自立し玉ひ功臣よ爵を賜ひて天下に大赦せらる○元年不破關を美濃國に置く○二年公卿大夫及び諸臣よ詔して曰く凡り初め出身の者の先づ大舍人よ補り而して後よ才を選び職を授けんと○三年對馬國を部内より出せる處の白金を獻ず國守忍海大國よ小錦下を授く是れ我國銀を産するの始あり○冬十月皇女大來を

以て伊勢の神宮に侍せしめ玉ふ○四年兵政司を置く王孫栗隈を長官と爲し大伴御行之の副たり○筑紫より唐人三十口を獻せしかば是を遠江に處かる○五年春正月南門に射る十七日の大射此より始まるとかや○諸國司に任格を定む○八年親王諸臣に詔ありて兵馬を貯へしめらる○帝齋明天皇の陵に謁去玉ふ○九年伊勢國を割て伊賀國を置き駿河國を割て伊豆國を置く○是歳川島の皇子忍壁の皇子大錦下上毛野三千等も詔して帝紀及び上古以來の事を選述せしむ○十年王公群臣に詔して律令式を定め玉ふ○夏四月詔して男女をして始めて髪を結べしむ○六月男女始めて結髪すと雖も仍ほ漆紗冠を著く○皇子草壁を立て皇太子と爲し萬機と攝せしめ玉ふ○詔して服色を定め禁式九十二條を定む○私謁の事を禁し詔して曰く百寮庶人宮人と恭敬すること度も過ぎて私に其門に詣り或は幣を捧げて之は媚ぶ斯の如きもの事の次第よりて必ず罪に處せんと○十一年勅して新字四十四卷を作らしめ玉ふ○八月大伴吹負卒す吹負の子なり智略人を絶せり帝の吉野に在せしや吹負竊に時變を察し疾と稱して大和に居る帝の兵を起す及で衆を率めて之は風し屢しば奇功を立つ英俊を指麾するも威お其宜しきを得たり帝の天下を得其功多きも居るが故に卒

して大錦中を贈り給ふ○十二年僧正僧都律師を置き天下の僧尼を統治せしむ○五年伊勢王大錦下羽田八國等を遣し天下を巡行して諸國の境域を定めしむ○十三年帝京師を巡行し給ふ○詔して諸氏の族姓を定めて八色の姓を作る曰く真人曰く朝臣曰く宿禰曰く忌寸曰く道主曰く臣曰く連曰く稻置乃ち真人の姓を守山公等高橋公等十三氏に賜ひ朝臣の姓を大三輪君物部連阿部臣等の五十二氏に賜宿禰の姓を大伴連諸會臣等五十氏に賜ふ是歳冬十月十四日地震大に震ひ京師及び諸國の山崩れ河溢れ城邑爲り毀壞し人畜多く死傷す伊豫國の温泉塞り土佐國の田圃五十餘方町陥没して海と爲るに至る此夜東方に聲ありて恰も雷の如く伊豆島西北海中土湧起ること三百丈餘別一島を爲すと云ふ○十四年爵位の号を改め階級を増加す明位二階淨位四階々毎大功の二等に分つ凡る十二階諸王以上の位正四位に分つ凡る四十八階是の日皇太子に淨廣の一位皇子大津に大三位を授く其他諸王諸臣に爵を進むること各差あり○朝服の色を定めらる淨位以上の朱華正位の深紫直位の淺紫勤位の深緑務位の淺緑追位の深葡萄色進位の淺葡萄色なり○朱鳥元年草薙寶劍を繼田神祠に奉還し玉ふ○九月天皇崩じ玉ふ御壽六十五大和檜隈大内陵に葬る天皇佛法を好み玉ひ多く僧尼を度し

數じば飛鳥寺川原寺等の寺院よ幸し或の大齋を設け或の使を四方よ遣して佛經を説かしめ
或ハ一百の菩薩を宮中よ安置し釋氏の私稱する所よ從ひて佛法僧を呼んで三寶と爲し之を
禮すよ至り玉ふ然れども又神祇をも尊崇ありて天下の神祠を修理し玉ふ祭祀の禮多の帝よ
り始まると云又諸國類よ白鷹白雉赤鳥赤龜朱雀麟角甘露瑞稻嘉禾等の物を出す帝皆祥瑞亦
りと爲玉ひ毎よ天下よ大赦し玉ふ又數じば百姓の課役を免し民間の疾苦を問ひ年を祈り貧
を賑ひす禮儀法制も亦帝の世よ至て大に備れり故よ水旱風霜の災及び雹を雨し灰を雨す等
の異ありと雖ども未た害を爲すよ至らずと○皇后乃ち位を嗣ぎ玉ふ

第四十一代

○持統天皇尊号を高天原廣野姬命と曰す天智帝の第二女御母の遠智姫少名の鷦野讚良深沈
みして大度あり先帝を佐けて毗補し玉ふ所多し先帝崩じ玉ふよ臨みて上及び皇太子よ詔
して權りよ万機を總攝せしむされば崩じ玉ふの時朝よ臨んで制と稱し玉ふ○大津皇子反を
謀りて誅す伏す皇子容貌魁岸音辭俊朗故を以て天智帝深く之を鍾愛し玉ふ幼よして學を好
と能く文を善くす性放蕩不羈なり然れども身を卑して士よ下り玉ひければ人多く之よ歸す

時よ新羅の僧行心あり天文ト筮よ通ず大津を相して曰く皇子骨法常よあらず久しく下位よ
居れば身を全ふし難し因て勸めて逆を作しむ是よ由て竊よ異志を懷きしが遂よ謀反の事覺
ゆる皇后乃ち人をして之を收へしめ死を譯田の驛舍よ賜ふ大津刑よ臨み從容として詩を賦
して曰く「金鳥臨西舍○鼓聲催短命○皇路無三賓主○此夕誰家向○」世人其才
學を惜むと云ふ○十二月天智帝の爲よ法會を崇福寺よ設け永く國忌と爲すと云ふ○三年夏
四月皇太子草壁薨す○新羅使を遣し國喪を吊ふ五月土師根磨呂よ勅して新羅の失禮を責め
且其貢獻を却け給ふ○秋七月左右京職及び諸國司よ詔きて射場を築かしむ○閏八月諸
國司よ詔して其國の民四分の一を点じて武事を講習せしめ給ふ○四年皇后天皇の位よ即
ぎ玉ふ去年皇太子薨じ玉ひて皇孫珂瑠猶ほ幼く居在を以てあり帝制を稱すること四年是
よ至て祚を踐み玉ふ○皇后高市を以て太政大臣と爲し丹比島を右大臣と爲す○帝將よ南巡
せんとして京師今年の租賦を免ぜられ乃ち紀伊の國よ幸し玉ふ○冬十月是より先新羅使を
遣し遣唐學問僧及び大伴部博麻を護送す博麻の筑紫の人齋明帝の十七年の軍よ從つて百濟
よ赴き唐兵よ執へられ異域よ在ると三十年備よ艱苦と嘗め忠を本朝よ輸す是よ至て帝其

忠節を嘉し玉ふ位務大肆を授け玉ふ○五年皇女内親王の号を賜ひ女王内命婦等も位を授けらる○六年帝伊勢より行幸せんとし玉ひしを中納言三輪高市麻呂其春より方て遠遊し玉ひ農事を妨げん事宜しきよ非ずと諫れども聽玉ひず乃ち廣瀬王當麻智徳等を以て京師の留守と爲し高市麻呂も亦闕に至て諫れども更も聽玉ひず竟も伊勢より幸あり兩祖廟を謁し玉ふ然るも車駕の過る所も國々今年の調役を免し其國司等の冠位を加へ從駕の騎士諸司の官吏衙丁及び行宮を造る役夫も亦今年の調役を免せられ民の年八十以上ある者の稻を賜ふ人毎も八十束既にして宮へ還り玉ひ天下の貧民も稻を賜ふことも亦多し○七年春正月十六日漢人陷歌を奏す十六日の陷歌此より始る○八年大宅麻呂臺八島黃書本實を鑄錢司と爲す○秋七月太政大臣高市の皇子薨す○冬藤原宮へ遷り玉ふ○十一年二月皇孫珂瑤を立て、皇太子と爲す初め高市の皇子の薨するや帝百官を會して健儲を護し玉ふも衆議紛紜久しふして決せず當下葛野皇子進んで曰く開國以來子孫相承けて以て帝位は登るを例とす然るを今兄弟相及べば乱恐らく此れより起らん仰て天心を察するも焉ぞ能く測ることを得んや又之を人事は推すも聖嗣自から定れり今誰か問然せんやと時より弓削皇子言ふことあらんと欲せざ

を葛野之を叱し給ひて事乃ち止よければ帝之を嘉し玉ふ是に至て遂も皇孫を立つ葛野の弘文帝の皇子あり○秋八月帝位を皇太子と禪り給ふ此帝位は在すこと八年制を稱するもの四年凡り十二年帝性仁慈よましむし貧民を賑すことを好み給ひ又儒術を尙び嘗て大學博士上村主百濟も稻一千束を賜ひ又食實封三千戸を賜ひて其子弟を勸誘え以て人倫を明よすることを褒賞し玉ふ

第四十二代

○文武天皇尊號を天皇宗豊祖父尊と曰す天武帝の皇太子草壁の子あり幼名は珂瑤持統帝の八年も立て皇太子と爲り尋で讓を受け給ふ前帝を尊で太上天皇と爲す多比島右大臣たると故の如し○二年多氣神宮を渡會へ遷坐す○三年優婆塞小角を伊豆の大島へ流す小角は大和茅原人として性敏悟釋典も通じ呪術を善くす年三十二の時家を棄て同國葛城山へ入りて粒食を斷つ人號して役行者といふ韓國廣足曾て之を師とし事ふ後ち其能を疾むの餘り惡告するも妖妄衆を惑すを以てせしかば是に至り竟も配流せらる○四年忍壁親王及び藤原史も勅して律令を撰定せしむ○大寶元年正月朔帝大極殿へ御し朝賀を受け玉ふ百官班列

し蕃客陪位の儀仗を設け建て禮文大に備へる○大納言大伴行麿す右大臣を贈らる官を贈ること此に始まると云ふ○二月是より先僧の道照死す還言して栗原に火葬す火葬の事此より始まる道照の河内人なり嘗て孝徳帝の時使は随て唐に如き玄奘三藏に師事し始て禪定を習ふ後ち使は随て歸朝し天下を周遊し諸津濟の處船を設け橋を造る山背の宇治橋に其創造する所なりと云ふ○三月對馬國金を貢す乃ち建元して大寶といふ○官名位號を改製し位冠を賜ふことを停め易るに位記を以てし玉ふ親王の一品より四品に至る諸王群臣一位より初位に至る初位の九位あり每位正從あり但初位の正從と曰さずして大少といふ四位以下又上下より分ち通じて三十等と爲す又服色及び宮室の制を定め賜ふ○大納言阿倍御主人を以て右大臣と爲す諸王群臣爵を進むること差あり○五月五日帝五位以上の走馬を觀給ふ乃ち今の所謂競馬なり○二年始て新律度量を天下に頒つ○多瀨島反す乃ち兵を遣して征討あり薩摩國司言上す國內要害の地に於て柵を建戎をおかんと乃ち之を許さる○八月雷日本武尊陵に震ひければ乃ち使を遣して之を祭り給ふ○始て岐蘇の山道を開く○十二月太上皇崩じ玉ふ御壽五十八○三年春正月三品忍壁親王を以て太政官事に知たらしむ○夏閏四月右大

臣阿陪主薨す○慶雲元年春正月大納言石上麻呂を以て右大臣と爲す○秋七月栗田真人唐より還へる真人初む唐に適き楚州鹽城縣に至つて唐をあらためて周と稱すると聞さるるき異む彼人の曰く我れ聞く日本國人民豐樂禮儀敦行と今使人を視るに眞に儀容高潔あり眞に君子國の名虛しからずと頻に之を賞嘆す既にして武藝を見る武藝之を麟德殿に誘き爲す酒宴を催しけり真人素より學を好み能く文を屬す進徳冠を冠し其頂に華葩ありて進止に隨ふて四方に披き紫袍帛帶威儀殆んど神の如くありしかば見るもの歎美せざるいなし○二年夏五月知太政官事忍壁親王薨す○秋九月二品穗積親王を以て知太政官事とす○十二月重ねて制し天下の婦女神戶齋宮々人及び老嫗に非ざるよりの皆髻髪せしむ○三年春三月左京大夫三輪高市麻呂卒す高市麻呂に繼ぎ壬申の乱に當り天武帝に從ふて功あり持統帝の時中納言とある然るに極諫行れざるを以て官を辭し後ち左京大夫と爲り卒するに及んで從三位を贈らる高市麻呂學を好みて詩を善くし頗る世に稱せらる藤原麻呂詩を作て之を吊す其詩に曰く「君臣誰云易臣義本自難奉規終不用歸去終辭官」○是歲天下疾疫し百姓多く死亡す始て土牛大儺を作る○四年春二月群臣に詔して遷都の事を議

せしめ玉ふ○六月十五日天皇崩じ給ふ
多壽二十五飛鳥岡火葬し大和安古陵に葬る帝位
も即賜ふの初め年よ号なきもの四歳ありしが後ち改元するもの二つ大寶といひ慶雲といふ
凡う位に在すこと十一年帝幼より學を好み博く經史に渡る詩を能くす並に射を善く賜ひ
又仁惠よましければ屢々民に田租を賜ひ課役を免じ天災の諸國及び天下の究民を恤賑
し賜ふされば疫行ゆる、國郡より必ず醫藥米錢を給じ又孝順を旌表し廉節の士を擧げ偏党
と禁じ笞法を制し博戲遊手を嚴禁し巡察使を遣して非違を檢察せしめ賜ひ又朝儀を定め禮
刑を修む文物典章帝の世に至て大に備ると云ふ帝の母阿閉皇女位に即賜ふ

第四十三代

○元明天皇尊号を日本根子天津彦代豐國成姫命と曰す小名の阿閉天智帝の第四の皇女よし
て持統天皇の妹先帝の母あり初皇太子草壁に適き賜ひて文武元正の二帝を生じ賜ふ先
帝崩じ賜ひて後ち群臣遺詔を奉じて固く位に即賜ひんこと請ふより乃ち之を聽じ賜ふ時
よ多年四十七○和銅元年武藏國銅を獻す是よりて年よ名けて天下に大赦し玉ふ○右大臣
石上麻呂を以て左大臣と爲し大納言藤原不比等を右大臣と爲す○夏五月始て銀錢を行ふ○

秋八月始て銅錢を行ふ○二年奥越二國の蝦夷叛きければ乃ち將を遣して之を征せしむ既よ
して平々○三年二月平城に遷都ありて左右京坊を置く○右大臣藤原不比等興福寺を新嘉よ
創立し之を山階寺と謂ふ○是歲大宮大寺を新京に遷す初め舒明帝大安寺を百濟河上よ遷し
改めて百濟大寺と号し給ひしが天武帝之を高市郡に遷し大宮大寺と名く是に至て復た移し
建つ○四年二月山背國紀伊郡飯盛山に始て稻荷の祠を建つ倉稻魂大田命大宮姫の三神を祀
り百穀豐穰を祈る○五年正五位上太の安麻呂其撰述する所の古事記三卷を上る○九年始て
出羽國を置く○六年丹波の五郡を割て大隅國を置く○諸國に詔して風土記を作らしむ○大
和國に孝子許知麻呂ある者あり後母に謂せられて父の家に入ることを得ず而るも聊も怨む
る色なく孝謹愈々厚し又果安なる者あり父母兄弟の際に於て人得て間然することなし其妻
も亦善く舅姑に事ふ己が生める所の子と妾が子八人を撫愛しむ事一の如しされば夫亡して
後も志を守る事愈厚かりければ郷里の民皆感じて之を化せり詔して門閭に旌表し玉ふ○
八年秋七月知太政官事一品穗積親王薨す○帝登極し玉ひしより首として仁政を行ふ天災及
び疫行ゆる毎に醫藥を玉ひ賑恤を加ふる一は前朝の如し位に在すこと八年位を一品水高内

親王と傳へ玉ふ

第四十四代

○元正天皇尊號を日本根子高瑞淨足姫命と曰す御諱の氷高或の云ふ飯高天武帝の皇太子
 草壁の御女として文武帝の御姉あり神識深沈よあやしまし言典禮よ據り玉ふ内親王と爲り
 二品よ位し又進て一品よ叙せられ玉ひしが是よ至て年三十六よして位よ即き給ひ乃ち靈龜
 と改元あり前帝を尊で太上天皇といふ前帝既よ文武帝の子豊櫻彦を以て皇太子と爲し給ひ
 しが帝も亦以て嗣と爲し玉ふ石上麻呂藤原不比等官故の如し○二年夏四月河内國大鳥和泉
 日根の三郡を割て和泉國を置く○養老元年春二月左大臣石上麻呂薨す○秋九月帝美濃よ行
 幸ありて多度山の靈泉を觀玉ふ初め郡中よ樵夫あり父よ事へて極めて孝あり然るよ家甚だ
 貧しければ常よ薪を鬻て以て父を養ふ父酒を嗜みければ樵夫常よ瓢を提げて市よ過り酒を
 賒り以て進む一日例の如く山よ如き薪を伐る誤つて蹶踏しが忽ち巖谷の間よ墜ちよけり然
 るよ身体幸ひよ傷かず只頻よ酒氣あるを聞く心竊よ之を怪み其側を回顧すれば一の泉あり
 りて湧出ること灘の如し且其色極て酒よ似たりければ之を嘗るよ其芳烈甘美ある實よ言べ

からす樵夫大よ喜び汲て以て父よ供す是よ至り車駕美濃よ幸あり郡よ過て之を觀玉ひて思
 すやう是或の孝感の致す所あらむと遂よ其泉を名けて養老と曰ひ因て元を改めらる且樵夫
 よ官を授け玉ひしとぞ○二年夏四月筑後守道首名卒す首名少して律令を治む能く吏事を曉
 習す其筑後守と爲るや肥後の事とも兼攝し生業を勸勵し耕種を教督し菜果を植へ雞豚を養
 ふよ至るまで曲よ事宜を盡し時々躬から按行し若し教よ違ひざる者あれば太く之よ寵賚を
 加るよぞ老少坊よ之を怨み罵る事あれども其収入よ及びての敢て悦服せざるのなし又陂池
 を興し以て灌漑の便を廣む乃ち肥後の味生池及び筑後の所在の池皆是かり人其利み蒙る故
 よ吏事を言ふもの賦以稱首と爲すよ至れり卒するよ及んで百姓之を祠る○五月越前の四
 郡を割て能登國を置き上總の四郡を割て阿房國を置き常陸の十一郡を割て六郡を以て石城
 國を置き五郡を以て石背國を置く○三年春二月始て君下の百姓をして社を右よせしむ○秋
 七月始て按察使を置き以て諸國を巡省せしむ○冬十二月始て婦女の服制を定めらる○四年
 舍人親王を以て知太政官事とす○丈部石勝罪あり流よ當る其見祖九年十二安頭九つ乙九
 の七つなりしが共よ闕よ詣り伏法て請けるの三人共よ官奴と爲りて父の罪を贖いんと帝其



樵夫
老泉名
汲人亦
慈父名
養子



樵夫
老泉名
汲人亦
慈父名
養子

孝志よ感じ玉ひ特よ命じて石勝を釋されけり○是歲八月右大臣正二位藤原不比等薨す太政大臣を贈り文忠と諡す是より先き藤原氏の未だ氏の長者を置かざりしが不比等よ至て始て命じて之と爲す不比等四子武智麻呂房前字合麻呂を生む武智麻呂を稱して南家と爲し房前を北家と爲す字合の式部卿よ任せらる是と式家と爲す麻呂右京大夫と爲る是を京家と爲す子孫皆貴盛あれども北家尤も盛んなりと云ふ○九年陸奥の蝦夷反し按察使上毛野廣人を殺せしかば播磨の按察使丹治比縣守を以て持節征夷將軍と爲し從五位下阿部駿河を持節鎮狄將軍と爲し以て蝦夷を討伐す○五年大納言長屋王を以て右大臣と爲す○冬十二月七日太上皇崩じ玉ふは壽六十一大和奈保山東陵よ葬る○八年春二月帝位を皇太子よ禪り玉ふ位よ在すこと十年改元する者二つ靈龜と曰ひ養老と曰ふ

第四十五代

○聖武天皇尊號を天聖國押開豐櫻彦尊と曰すは諱ハ美麻斯文武帝の御子なり母ハ夫人藤原氏和銅七年立て皇太子と爲り養老八年よ至て位よ即玉ふ元を神龜と改められ前帝を尊で太上天皇と曰ふ一品舍人親王よ封を増すこと五百戸知太政官事たること故の如し右

大臣長屋左大臣と爲る○春三月陸奥の蝦夷反し大椽佐伯兒屋麻呂を殺す○夏四月詔して藤原宇合を以て持節大將軍と爲し高橋安麻呂を副將軍と爲し兵三万を發し之を討す又小野牛養を拜して鎮狄將軍と爲し陸奥の蝦夷を鎮撫せしめらる○冬十月紀伊よ幸あり玉津島よ至り玉ふ此時詔して弱濱を改めて明光浦と曰ふ守戸を置き春珠玉津島神を祭らしむ○冬十一月太政官奏すらく上古の淳朴なれば冬の穴居し夏の巢居す後世の聖人之よ易るよ宮室を以てす夫京師ハ帝王の居在よして萬國の朝する所なれば壯麗よ非るよりの威を示すよ由なしされハ板屋草舎の如きハ蓋し中古の遺制よして營み難く破れ易し空しく民財を盡すこと多けん請ふ有司よ命じ五位以上及び庶人の力營辨よ堪るものをきて瓦を以て屋を葺き塗るよ丹聖を以てす可しと○是歲鎮守將軍大野東人始て多賀城を築きて以て邊寇の不虞よ備ふ○四年秋閏九月皇太子生る○冬十月皇子を立て皇太子と爲す○五年始て内匠寮を置き又中衛府を置く○渤海使來聘す初め高麗王藏なる者天智帝の七年ハ唐の將李勣の爲よ擊敗れて遂よ之よ降り移して渤海郡王よ封せられ其後久く來貢せざりしが是よ至て其主大武藝ある者書並よ方物を上る渤海の來貢此よ始まる○秋九月皇太子薨じ玉ふ○天平元年左大臣長屋王

を殺す是より先き兵庫頭中臣の東人王竊よ不軌を謀ると經告せしかば即ち兵を遣して其第を圍て又舍人親王及び藤原武智麻呂等をして究問せしめ送よ自盡を賜ふ程よ其室吉備内親王及び四子皆自殺し玉ふ獨り其臣よ大伴子蟲ある者ありて後ち中臣の東人を殺して曰く吾主を誣告するの讐を報るありと長屋王の高市皇子の子よして學を好み詩を善くし玉ひしかば一時の名流多く其門よ遊びて甚だ盛んかりけるが是よ至りて説よ遣て死去し玉へば時人之と冤として悼みあへり○三月大夫柿本人丸卒す人丸の石見國人嘗て持統文武の兩朝よ仕へ和歌よ妙なり後ち郷里よ歸る世此人を稱して歌聖と言へり○四月詔ありて凡う天下の百姓異端幻術と學習し魔魅呪詛して百物を害傷するものあらば首の斬し從ひ流せん如し人烟遠き山林よ停住し佛法を説くよ託して印を封し符を書し藥を合せ海を造り萬方怪を作し勅禁を違犯する者あらば亦其罪を同せんと○二年春二月太政官奏す大學生徒學業庸淺能く上達せざるの實よ究困よ由る請ふ性識聰慧藝業優長ある者を撰び衣食を給して以て之を勸誘せん又諸蕃異域風俗同からず若し譯語をければ以て事を通じ難し栗田馬養播磨乙安等をして各弟子を教へて専ら漢語を習ひしめば然るべしと朝廷並よ之を許し玉ふ○三年秋八

月式部卿藤原字合民部卿多治比縣守等六人を擢て並よ參議と爲す○冬十一月始て畿内總管諸道鎮撫使を置く○四年秋八月從四位上多治比廣成從五位下中臣名代を唐よ遣す○五年秋七月始て大膳職をして孟蘭盆供を備へしめ著して恒天と爲す○六年春正月大納言藤原武智磨呂を以て右大臣と爲す○二月帝朱雀門よ御して歌垣を觀玉ひ京師の士女をして縱觀せしめ給ふ○秋七月相撲戲を觀玉ふ○七年遣唐大使多治比廣成唐より還る學生下道眞備使と偕よ歸る孔聖及び十哲の像唐禮大衍曆等の書其他數十の物件を獻す○冬十一月一品知太政官事舍人親王薨す親王の天武帝の第三の皇子よして清原氏の祖あり少して文才あり元正帝の時一品よ叙し太子を轉翼し嘗て勅を奉じて書記三十卷を修めらる厥後裔世明經博士と爲る○八年春二月從五位下阿倍繼磨呂を新羅よ遣す○九年春二月遣新羅使還り新羅倣りて禮よ失ひ且使命を受ずと奏す是よ於て群臣を召させられ各其意と上らしむ○三月詔して國毎よ佛像三軀を造り大般若經一部を寫さしめ始て國分寺を諸國よ置き玉ふ○秋七月正一位左大臣武智麻呂正三位參議民部卿房前正三位參議式部卿太宰帥字合從三位兵部卿左京大夫麻呂同く痘を病で薨す○冬十二月大倭國を改めて大養徳國と爲す○十年春正月阿部親王を立て

皇太子と爲す大納言 橘諸兄を以て右大臣と爲す諸兄の難波皇子の曾孫美努王の子なり
 初の名の葛城諸王と爲り後ち姓を橘 宿禰と賜ふ嘗使を陸奥と奉ぜし時國司の議承頗る怠
 たりしかバ諸兄竊に悦ばず酒饌を設くと雖ども肯て悞樂とせず 偶 舊宮人あり觴を奉じて
 歌ふて曰く「鴉瑣嘉耶摩珂藝散倍美與類也滿濃爲濃鴉瑣幾巨々路平倭禮母波難久爾」と是
 よ於て諸兄顔を解き酣飲して歡を極めて罷みしとなん〇十一年冬十二月遣唐副使平群廣成
 渤海國の聘使を以て還る初め廣成天平五年を以て大使多治比廣成に從ひて唐に往きしが使
 事既に竣りて後四船同く蘇州を發す會颶風起りて廣成の乗る所の船崑崙國に漂泊す此時從
 官等の皆夷賊に劫殺せられけれども廣成等三人のみ僅に免るゝ事を得て再び長安に適しけ
 り時よ本邦の學生阿部仲麻呂留て唐に仕へて有ければ乃ち爲し奏し請ふて其船糧を給する
 程よ直に登州より發して渤海國の界を経たり時よ其主大欽茂將よ我を聘せんとす則ち其使
 を以て還る帝廣成を勞ありとして正五位上を授け玉ふ〇十二年冬十一月太宰少貳藤原廣嗣
 誅よ伏す是より先きよ太后病で人を見るを惡み玉ひ帝及び親戚と雖ども進み近づくことを
 得ず時よ僧の立筋なる者ありて祈禱を善くすと云ふを以て屢々召し入れて呪を爲さしむ御

病既よ愈て寵賜極めて優渥ありしが後ち常よ秋宮よ出入して頗る醜聲外よ聞へたり廣嗣太
 く之を惡み又吉備の眞備と協のすよりて上言して二人を斥けんことを請ふ此時帝偏よ釋教
 よ心醉し玉へば玄防を信じて疑ひ玉のす玄防却て廣嗣を搆へて遂よ太宰府よ貶謫せらる廣
 嗣の妻頗る姿色あり廣嗣任よ赴く時妻 留て京師よ居しを玄防之も姦せんとす妻之を太宰
 府なる夫の許よ告遣ければ廣嗣出て大よ悲憤し是よ至て遂よ叛す乃ち大野東人紀飯麻呂等
 よ兵一萬七千安倍尪麻呂よ卒四千を授け往て之を討しめらる太宰の官屬常人大河内田道等
 賊兵を捕虜して來り迎ふ廣嗣も亦官軍至ると聞き兵卒一万を發し自ら隼人軍よ將として板
 楯川よ至て官軍と水を挾で對陣し木を編で筏を作り以て濟らんとす官軍弩を發し射て之を
 卻ぞく常人等大ひよ呼で曰く叛賊よ從ふ者の罪三族よ及ばんと賊兵之を聞て復た矢を發せ
 ず是よ於て廣嗣即ち馬より下り拜して曰く某敢て命を拒ぐよ非ず君側の惡を清めんと欲
 するのみと常人讓るよ詔を矯て兵符を發するの叛よ非すまては何事ぞやと言よ廣嗣語塞り
 旋て軍中よ入る是を見より衆皆潰散す廣嗣乃ち松浦よ奔るを官軍の裨將安倍黑麻呂追て之
 を擒よして其弟綱手を并て之を斬りけり是よ於て玄防を筑紫よ遷す數年よして謫所よ死す

世以て廣嗣の祟と爲す後、勝寶の初、至り吉備眞備を肥前、瀆し廣嗣の墓を祭り、因て爲よ祠を立つ之を鏡廟と謂ふ。○十二月、右大臣橘諸兄をして山背相樂郡恭仁郷を經、畧せしめ、因て都を遷し玉ふ。○十三年、冬、十二月、勅して新京を名けて太養德恭仁大宮といひ玉ふ。○十二月、安房を上總、能登を越中、并す。○十四年、春、正月、太宰府を廢す。○陸奥言す赤き雲を雨すと。○秋、八月、造宮。卿智智王、勅して近江の紫香樂宮を造らしめ玉ふ。○十五年、春、正月、太宰府始て腹赤魚を獻す。○二月、佐渡を越後、并す。○夏、四月、紫香樂宮、行幸し玉ふ。○新羅の貢調使筑前、至る其失禮を責て之を卻ぞく。○五月、右大臣橘諸兄を以て左大臣と爲す。○秋、八月、鴨川、行幸ありて宮川と改名し玉ふ。○冬、十月、詔して金銅廬舍那佛の大像を造らしむ。○十二月、始て筑紫、鎮西府を置く。從四位下石川加美を以て將軍と爲し、外從五位下大伴百世を以て副と爲す。是より先、平城の大極殿を毀ちて恭仁宮、遷せしが四年、以て功竣る其費、處巨多なり。是、至て紫香樂宮を造り恭仁宮を營するを停めらる。○十六年、春、閏正月、詔して百官を朝堂、召させられ恭仁難波二京の便利を議せしめ玉ふ。○二月、勅して難波宮を定めて皇都と爲す。○冬、十二月、金銅廬舍那佛の大像を甲賀寺、造る。○十七年、夏、五月、車駕平城、還り中宮院、居

す。○六月、復た太宰府を置く。○秋、八月、難波宮、行幸し玉ふ。○東大寺を平城、遷す。初め帝東大寺を紫香樂、創め玉ひしが、是、至て移し建つ。○九月、知太政官事鈴鹿王薨す。○帝不豫、平城恭仁の留守、勅して悉く王孫を追ふて難波宮、赴かしめ玉ふ。○十九年、春、三月、大養德國を改めて復た大倭國と爲す。○二十年、夏、四月、太上皇崩じ玉ふ。御壽六十九。大和の奈保山西陵、葬る。○天平感寶元年、春、二月、陸奥始て黄金を貢す。帝喜び幣を畿内七道の諸神、奉じて之を告ぐ。○夏、四月、大納言藤原豊成を以て右大臣と爲す。豊成、武智麻呂の子あり。○同七月、帝位を皇太子、傳へ給ふ位、在すこと二十六年。改元するもの三つ、神龜といひ天平といひ天平感寶といふ。帝篤く佛法を尊み、僧行基等を敎信して自ら三寶奴と稱し玉ふ。嘗て東大寺、幸ありて菩薩戒を唐の僧鑑眞、受く。孝謙帝の天平勝寶八年、五月二日、崩じ玉ふ。御壽五十六。大和佐保山南陵、葬る。帝出家して佛、歸し玉ひし故、別、諡を奉らず。後天平寶字二年、至り、追尊して勝寶威神聖武皇帝と曰す。

第四十六代

○孝謙天皇御諱の阿閉又高野と曰す。聖武帝の御女あり。先帝の養老二年、内親王と爲り玉ひ

後天平十年より立て皇太子と爲り天平感寶元年位より即き玉ふて元を改めて天平勝寶といふ前帝と尊んで太上天皇と曰ふ帝も亦佛を好ませ玉ひ既より立て太上皇太后より從ひ京大寺より幸ありて寺より施より戸四千奴婢各々百人を以てし玉ふ二年再び之より幸ありて又封を益し玉ふこと一千戸ありき○元年秋七月始て紫微中臺を置く○八月藤原仲麻呂を以て微紫令と爲す仲麻呂の豊成の弟あり○四年春閏三月正四位下藤原清河從四位上大伴古麻呂從四位上吉備眞備等を唐より遣す清河長安より至りて玄宗より諷す玄宗の曰く聞く彼の國より賢主ありと今其使臣を見るより趨揖異なるありと因て我朝を稱して君子國と爲し乃ち仲麻呂の朝衡より命じて之が接伴たらしむ又清河眞備の貌を圖し歸るより及んで御製の詩を賜ひ特より鴻臚卿蔣桃梅を遣し送りて揚州より至り魏方進をして供給せしむ○夏四月東大寺より行幸ありて盧舍那佛大像開眼の供養を爲す百官儀衛一より元日より同じ一萬の僧を召し齋會を設く○是歲天下今年の殺生を禁じ玉ふ○下總國女子ありて一産四子をりければ穀及び乳母を賜ふ○六年春正月大伴古麻呂唐より還り乃ち奏して曰く天寶十三年の元會より唐主朝を合元殿より受け臣等より以て西畔第二吐蕃の下より列ぬ新羅使ひの唐畔第一大食國の上より列ぬたり臣等より曰く新羅の我朝より朝貢すること久し而るより今反て上頭より列ぬるの義より於て當らざる所ありと乃ち新羅使を引て吐蕃の下より就かしめ臣等大食國の上より列ぬたりと清河眞備も亦古麻呂と與り唐を強し風より遣ふて漂蕩し吉備眞備も亦風より遭ひ漂ふて紀伊より至る○是歲復た東大寺より幸ありて二萬の燈を燃す後ち此寺より於て僧を主とし登壇して菩薩戒を受け玉ふ○七年春正月勅して年を改めて歳と爲す○八載春二月左大臣橘諸兄致仕す是より先きより人の爲より謂せらる然れども帝信じ玉ひず諸兄感悦して遂より骸骨を乞ふ○夏五月太上皇崩じ玉ふ還詔して中務卿道祖王を以て皇太子と爲し玉ふ道祖王の天武帝の御孫新田の子あり既よりして廢せらる初め舍人親王の子大炊大納言藤原仲麻呂より善き仲麻呂大炊の儲嗣と爲らんことを欲し太子を帝より謂す此時帝方より仲麻呂を廢せらる、が故より遂より其言を信じ玉ふ右大臣豊成の仲麻呂の兄なり以て爲く先皇の御遺囑決して廢す可からずと諫諍すれども聽玉ひず遂より大炊を立て皇太子と爲し玉ふ是より先きより仲麻呂の子眞從卒す其妻婆居す仲麻呂大炊玉をして田村第より居らしむ其子婦を以て之より妻せしが是より至て儲貳と爲る○詔し天下をして家ことよて孝經を藏して之を誦習せしむ○五月復た能登阿房和泉等の國を置く○始て紫微内相を置く大納

貢すること久し而るより今反て上頭より列ぬるの義より於て當らざる所ありと乃ち新羅使を引て吐蕃の下より就かしめ臣等大食國の上より列ぬたりと清河眞備も亦古麻呂と與り唐を強し風より遣ふて漂蕩し吉備眞備も亦風より遭ひ漂ふて紀伊より至る○是歲復た東大寺より幸ありて二萬の燈を燃す後ち此寺より於て僧を主とし登壇して菩薩戒を受け玉ふ○七年春正月勅して年を改めて歳と爲す○八載春二月左大臣橘諸兄致仕す是より先きより人の爲より謂せらる然れども帝信じ玉ひず諸兄感悦して遂より骸骨を乞ふ○夏五月太上皇崩じ玉ふ還詔して中務卿道祖王を以て皇太子と爲し玉ふ道祖王の天武帝の御孫新田の子あり既よりして廢せらる初め舍人親王の子大炊大納言藤原仲麻呂より善き仲麻呂大炊の儲嗣と爲らんことを欲し太子を帝より謂す此時帝方より仲麻呂を廢せらる、が故より遂より其言を信じ玉ふ右大臣豊成の仲麻呂の兄なり以て爲く先皇の御遺囑決して廢す可からずと諫諍すれども聽玉ひず遂より大炊を立て皇太子と爲し玉ふ是より先きより仲麻呂の子眞從卒す其妻婆居す仲麻呂大炊玉をして田村第より居らしむ其子婦を以て之より妻せしが是より至て儲貳と爲る○詔し天下をして家ことよて孝經を藏して之を誦習せしむ○五月復た能登阿房和泉等の國を置く○始て紫微内相を置く大納

言藤原仲麻呂を以て之より任ず○秋七月左大辨橘奈良麻呂を獄に下す初め帝藤原仲麻呂を寵し玉より仲麻呂幸より因て權を專にしければ奈良麻呂其爲す所を惡み陰に之を除んと欲し是より遂に廢太子及び黃文王安宿王小野東人大伴古麻呂等と與に廢立の事を行はんと謀りけるを山背王變を奉じて之を告ぐ仲麻呂直ち之を妻す帝乃ち高麗の禍信等を遣して兵を將として東人等を収へ又兵を遣して廢太子の家を圍ましめ別は公卿を遣して究問あり又奈良麻呂及び其黨を収へて獄に下し太子宿文王東人古麻呂を廢して並に杖死せしめ安宿王を佐渡に流し其餘或ひの死し或ひの配流に處せらる奈良麻呂の諸兄の子なり○右大臣藤原豐成を貶して大宰員外帥と爲す豐成人となり寛廣甚だ時望を得たりければ仲麻呂鈔よ之を忌み毎に事より因て之を中傷せんと欲す會奈良麻呂の事起りければ仲麻呂豐成の子乙繩が奈良麻呂よ善きを以てして竟に誣て其黨と爲し遂に竄謫せらる是より仲麻呂の威中外に震ひけり○是歲前の左大臣橘諸兄薨す諸兄忠亮よして私なく宗室の表望者徳を以て尊ばる井手大臣と号す○二年秋八月位を皇太子に禪る群臣尊号を上りて上臺寶字稱徳孝謙皇帝といふ帝位に在すこと十年元を改むる者二つ天平勝實といひ天平寶字といふ

第四十七代

○淳仁天皇御諱の大炊天武帝の孫舍人親王の弟子なり天平寶字元年立て皇太子と爲り玉以二年禪を受けて位に大極殿に即き玉より群臣上表して尊号を上皇よ奉じて上臺寶字稱徳孝謙皇帝といふ太后を尊で中臺天平應眞仁正皇太后といふ初め皇太子道祖の廢せらるゝや孝謙帝群臣を召して儲嗣の事を議し玉より右大臣豐成中務卿永手等の勳燒王を立てんと請ひ攝津大夫文屋珍努左大辨大伴古麻呂等の池田王を立てんと請ひけり獨り大納言仲麻呂言ふ臣を知るの君よ如くはさし子を知るの父よ如くいなし唯聖意の擇ぶ所に在るありと帝曰く宗室の長唯舍人新田部二親王のみ故に道祖を立て嗣とせしめ教訓を循はざりしのみあらざる遂に淫戯を縱みず是を以て之を廢せり今宜しく舍人の子を擇ぶべし然れども船王の帷幕修らざるのよし池田王の孝順よ於て闕ることなきよあらず撫燒王の先帝嘗て其無禮を讓め玉ひき唯大炊王のみ過惡を聞かず宜しく之を立つべしとて即ち内舍人陸雄を遣し中衛二十人を率ひて帝を田村の第に迎へしめ立て皇太子と爲し玉より時より御年二十五なり是より於て遂に位に即き玉より元を改めずして仍ほ天平寶字二年と稱す追て聖武帝よ尊號を奉りて勝寶

感神聖武皇帝といふ○秋八月天武帝の皇子草壁を追尊して岡宮天皇といふ○紫微内相藤原仲麻呂中納言石川年定等も勅して官制を更定し太政官を改めて乾政官と爲し太政大臣を大師といひ左大臣を大傅といひ右大臣を大保といひ大納言を史大夫といひ紫微中官を坤宮官と爲し中衛大將を大尉といひ仲麻呂を以て太保と爲す姓を惠美と賜ひ名を押勝と改めしめ字して尙舅といふ更も功封功田を給し又鑄錢學稻及び私印を用るを聽す○國司も勅し交替六年を以て限と爲し三年に至る毎も巡察使を遣え能否を檢校せしむ舊制年限四年二年を増加する者も其治績を成就し且故を送り新を迎ふるの費を省くなり○三年夏五月諸國も勅して常平倉を置き左右準署も置て之を掌とらしむ○六年孝皇舍人親王を追尊して崇道盡敬皇帝といふ○將も新羅を征せんとするを以て太宰府も勅して行軍式を造らしめらる○秋九月諸國も勅して戰艦五百艘を造らしむ○四年春正月太保惠美の押勝を以て大師と爲す○三月勅して新錢を鑄る銅錢の文を万年通寶といひ金錢の文を開基勝寶といひ銀錢の文を太平元寶といふ○天平應真仁正皇太后崩じ玉ふ后の藤原不比等の第二女あり肌白玉の如くよして光耀あり名けて光明子といふ后素より佛を好み玉ひ嘗て聖武帝を勸めて國毎

よ國分寺を造り又金銅の大像を造る又悲田施藥の二院を置き以て餓病の者を恤み玉ひ崩じ玉ふの御年六十佐保陵も合葬す俗も傳ふ太后浴室澀澀の功德大ひありと開玉ひて新浴室を建て願の手親千人の垢を除んと御心も誓ひ玉ひて更も浴者の貴賤を問はず御自ら役を執り玉ふ既よして九百九十九人よ及べり最も後一人の膺病者有て來る偏體總て潰へ爛れ臭して近く可らず然れども后所願の將も滿たんとするが爲も強て其背を摩し玉ふ病者曰く惡疫久しく瘡苦惱堪へ難し醫の曰く人をして膿を吸しむれば或の所患を除かんと太后の大慈大悲と雖も敢て請のさるのみと后乃ち爲よ之を吮ひ玉ふも頂より腫も至るまで妙相端嚴大光明を放つ后驚喜して瞻禮し玉へば忽然として見へずありぬ乃ち阿闍寺を其地も創すと云ふ○五年巡察使の奏請も從ひて筑紫七國をして鑑分弓箭を造らしめ以て發備す○冬十月平城宮を修するを以て近江の保良宮も在す○十一月惠美押勝を以て東海道節度使と爲し從三位百濟の敬福の南海道使正四位下吉備真備の西海道使たり船三百九十四艘兵四万七千を點し騎射陣法を習ひ兼て兵器を造らしむ○六年帝の平城中宮院も御し上皇の法華寺も御し玉ふ是より先き妖僧道鏡上皇の爲も幸せられければ寵を恃で横肆あり帝嘗て上皇

と之を言玉ふ稍嫌隙を生じ玉ひ公卿大夫と朝堂よ召し詔して曰く國家の大事賞罰の二柄の朕親しく之を決せん其餘の小事の天皇之を行へど○八年秋九月太師惠美押勝反して誅に伏す初め押勝上皇の寵を得て權は威權と弄せしが道鏡入て侍し眷愛日よ加へるよ及びて其逐よ已が權を奪はれんことを懼れ上皇よ請て都督兵事使となり詭て武藝を簡閲すと云て太政官の符を用ひ諸國の兵士を徴してこれを府下よ聚め將よ道鏡を誅し上皇を閉幽せんとす大外記高丘の比良麻呂其謀を知りて密よ上皇よ告げれば上皇大よ驚き玉ひ乃ち少納言山村王をして中宮院よ詣り鈴印を収めしめ尋て押勝が其子訓儒麻呂を遣して邀て印を奪ひしむると聞き急よ將士よ命じて往て之を援ひしむ坂上田村麻呂訓儒を射殺し紀舟守も亦其党矢田部老を射て之を殺しければ押勝遁れて近江よ奔るを上皇藏下麻呂よ命じて之を討たしむ押勝宇治を経て勢多よ抵る山背守日下部子麻呂及び佐伯伊多知等先づ至て橋を燒きければ押勝驚き逃つ、高島の方へ趨りけり此時從卒猶ほ數千あり乃ち其子朝獵眞光及び其党と鹽燒王を立て帝と稱す官軍物部廣成等共よ戰ひて大よ之を破りければ押勝船よ乗りて北走せんとせしよ會巡風ありて軍を三尾崎よ旋す佐伯三野大野眞木等兵を率て之を

攻む藏下麻呂も亦尋て至り狹み擊て大よ之を破る賊又湖よ泛で遁るよを官軍水陸より之よ逼りければ賊衆皆潰へ石村石盾押勝を擒よして之を斬る妻子党與皆誅よ伏す鹽燒王も亦死を賜ふ是よ於て上皇道鏡を以て大臣禰師と爲し襲よ押勝が革むる所の官名を悉く其舊よ復さる○初め帝押勝よ因て立ことを得玉ひ押勝誅せらる、よ及んで太上皇帝を以て押勝よ党すると爲し冬十月兵部卿和氣王左京衛督山村王百濟王敬福等を遣し兵を以て中宮院を圍ましめしかば侍衛皆奔散す上皇の使者帝を促して宮を出でしむ帝惶遽して衣服よ及び玉ひす僅よ御母及び外戚兩三人と歩して圖書寮の西北よ至り玉ふとき山村王上皇の詔を宜し帝を廢して淡路公と爲し右兵衛督藤原藏下麻呂をして衛して配所よ送らしめ之を一室よ幽す帝位よ在すこと六年罪なくして廢され玉ふ是日船の親王を隱岐よ流し池田の親王を土佐よ流し太宰員外師藤原豊成を以て右大臣と爲し上皇遂よ重祚し賜ふ

第四十八代

○稱徳天皇帝既よ祝髪ありて佛よ歸し玉ひ復び太上天皇と云を以て遂よ帝大炊を廢して自ら復祚し玉ふて藏下麻呂を以つて近衛大將と爲し玉ふ押勝を討けるの功と以てなり○天平

神護元年春二月授刀衛を改て近衛府と爲す始て内廩寮を置かせらる○三月王臣の私かよ兵器を蓄ふるを禁ぜらる○八月參議兵部卿和氣王謀反して誅す和氣の舍人親王の孫原王の子あり時皇嗣未だ立ざりければ和氣竊に覬覦を懐く紀益女巫鬼を以て寵を受くるより和氣厚く之れを賂ひ又參議栗田の道磨兵部大輔大津の大浦と數々會飲密語して謀頗る泄れしがば和氣禍を畏て逃亡せしを勅して之と索め率河の社の中獲たりければ乃ち之を伊豆に流し山背の相樂郡に至て之と絞殺す道磨大浦等も亦其党坐して各置斷せられたり○秋九月更に新錢を鑄る文を神功開寶と曰ふ舊錢と並び行ふ○冬十月紀伊行幸ありて玉津島に至り玉ふ○淡路公配所を薨す初め帝公を廢し淡路の國司を勅して具其動靜を報ぜしめ又廷臣の中或ひ心を淡路に通ずる者あらんことを慮り命じて守衛を嚴めせしめければ公愛憎勝玉のす竊垣を踰て逃れ玉ふを守衛佐伯の宿禰等兵を率て之を邀へ公還り玉ふの明日院中よ於て薨じ玉ふ○閏十月道鏡を以て太政大臣禪師と爲し文武百官をして拜賀せしむ○二年春正月大納言藤原永手を以て左大臣と爲し吉備眞備と以て右大臣と爲す○夏四月一男子あり自ら聖武帝の御子ありと稱す詰問するも實あければ乃ち之を遠置せしむ○

六月大隅國海立ち一島新よ出づ○冬十月詔して特に一階を正一位の上よ置き之れを法王位と曰ふ○山階寺僧基眞詐呪し童子を縛し爲よ教て人の陰事を説かしむ又毘沙門の像を作り數顆の小珠を前よ置きて現佛舍利と稱す道鏡衆を眩し以て己の瑞を爲んと欲して竊よ帝よ調して天下よ赦し人ごとよ爵一級と賜はらしむ帝大よ悦び舍利を迎へて諸氏の中容貌ある者二百人を擇び金銀朱紫を服せしめ幡蓋を捧げて前後よ列せしむ百官主典已上之を拜す道鏡が善く僧徒を教導し舍利を感得せしを以て詔して法王の位を授け并よ基眞よ法參議圖興よ法臣位を授け玉ふ圓興の基眞の師あり法王の月料の供御よ準じ法臣の大納言よ準じ法參議の參議よ準ず是よ於て道鏡圓興よ乘りて往來し平生の服食一よ供御よ擬し政事巨細とかく決を取らざることあり○神護景雲元年春二月車駕大學よ臨みて釋奠し玉ふ是より先きよ文武帝始て釋奠の禮を行ふ而して儀文器制未だ備はらず眞備嘗て西遊して親く唐家の典禮を觀る是よ於て古今を斟酌して以て議制を定む○二年七月大學助教膳臣大丘孔子を稱するよ唐の追諡する所の文宣王を以てせんと請ければ乃ち之よ從ひ玉ふ○對馬國の貞婦高橋氏を旌表し又備後國の孝子綱引の金村よ爵二級を賜ひ其田租を復す○冬十一月春日よ



四座神殿を創す祀る所大日靈尊天兒屋根命長雷命齋主命の四神あり○十二月法參
 議基眞を飛彈流す基眞勢を恃で狂虐甚だしく更朝貴を避す是至て圓興を凌突する
 よ坐して流置せらる○三年春正月法王道鏡大臣以下の賀を西宮前殿受く○夏五月不破内
 親王巫蠱坐せられ京外放たる氷上計志摩を土佐流がす内親王の帝の御妹よして嘗て
 鹽燒王の妃となる鹽燒罪を以て死しければ内親王其子計志と皇上を呪詛せしが事遂覺る
 故よ之よ及ぶと云ふ○秋八月從五位下和氣清磨を大隅流す初じめ太宰府の主神宮中臣阿
 曾磨道鏡媚附して宇佐八幡の神教と矯り道鏡をして位よ即かしめ天下愈太平なら
 んと言ふ道鏡之を開きて稍く覬覦を懷く帝之よ感ひ玉ひ清磨を召して之れよ謂て曰く朕昨
 夜八幡大神の使來ると夢む曰く大神汝が姉法均よ憑て言ふこと有らんと欲すと汝宜しく
 往て神教を受くべしと發するよ臨みて道鏡殊更よ目を瞋らし劍を按して清磨よ謂つて曰く
 大神我をして位よ即かしめんと欲し玉ふ故よ卿をして命と請ひしむと因て陷りしむるよ美
 官を與ふるを以てす豊永嘗て道鏡の師と爲る是よ至て竊よ清磨よ謂つて曰く妖僧道鏡若し
 天位よ登りもせば吾何の面目あつて之よ事んや吾二三子と與よ伯夷よ從て游んのみと言畢

て涙漣然たり清磨深く其言を然りとす遂いよ神宮よ詣り教を請ふ大神人よ憑て曰く我國家
 開闢以來君臣の分已よ定るされの臣を以て君と爲す事未だ之れ有らざりしなり天日の嗣必
 ず皇儲を立るを以て例とす無道の人の宜く早く剪除すべしと清磨還へりて神教を逐一奏
 しければ道鏡大よ怒りて其本官を解き因幡員外介と爲す未だ任よ之かざるの中よ其神教
 を矯り朝廷を欺罔すると言を以て追咎し姓名を別部磯麻呂と改め大隅よ流す道鏡又別よ人
 をして之を道よ殺さしめんとせしよ俄よして雷雨晦冥なりければ使者未だ發せず會々勅使
 來りて免るよことを獲たり參議藤原百川其忠烈を愍れみ其封戸を割て之よ給すと云ふ○冬
 十月河内よ行幸あり由義を升して西京と爲し道鏡の俗姓弓削氏の數人よ特よ位を授く既よ
 して宮よ還り玉ふ四年春二月由義宮よ行幸し給ふ○夏四月是より先きよ藤原仲磨呂の乱よ
 帝發願し給ひて三層の小塔一百万を造らしめられしが是よ至て成まかば分て諸寺よ置かし
 め給ふ○秋八月帝西宮よ崩じ給ふは壽五十三是より先き帝由義宮よ行幸あり道鏡と狎愛し
 給ふ道鏡益帝々の浮心よ叶はん事を欲しけん竊よ進むるよ淫具を以てせしかば帝此よ由て
 疾を得たり既よ宮よ歸り給ふて群臣を見給ひると百有餘日是よ至て竟よ痊愈給はず帝

深く異教を信じて伽藍を營作し、屢力役を興し給ひければ、國用爲不足らず、政刑峻急にして、殺戮濫加する位に在すこと前後合して十六年改元するもの四つ曰く天平勝寶、天平寶字、天平神護、神護景雲、大和高野山陵、よ葬る時、道鏡處を陵下、よ結で以て居りて、坂上田村麻呂、其異圖あるを知りて、速に諸大臣に告ぐ。○左大臣藤原永手、右大臣吉備眞備、近衛大將藤原瀨下麻呂等、從四位上藤原百川と策を禁中、よ定め、選詔を奉ずると稱して、天智帝の孫白壁王を立て、皇太子と爲す。太子宣ふ道鏡の罪實、よ極刑に當れり、然れども先帝の寵し給ひし所あれば、之を誅する、よ忍ずと乃ちこれを下野國、よ徙し、藥師寺を造りて別當と爲す。又其弟弓削淨人、子廣方を土佐、よ流し、即時、よ和氣清麻呂を召して、京、よ還す。皇太子位を嗣き玉ふ。

第四十九代

○光仁天皇御諱の白壁天智帝の皇子施基の子、母の紀氏贈太政大臣諸人の女あり、天平勝寶以來、國家儲嗣なかりしかば、藤原仲麻呂、道鏡相繼で嬖幸せられ、威權を竊み、弄し忠良を忌害す。帝時、よ納言、よ歷官し給ひ、寛仁衆、よ歸せらる。因て禍の及んことを懼れて、酒を縱、よし事を遺て、深く自ら韜晦し給ふ。先帝の崩じ給ふ、よ及んで大臣、よ奉迎せられ、遂に祚、よ登り給ふ。寶

龜と改元ありて、天下、よ大赦し、孝義及び高年、厄窮の者を賑贖、玉ふ藤原の永手吉備の眞備、左右大臣たること、故の如し。皇考施基親王を、追尊えて御春白宮天皇と曰ひ、所生の紀氏を、追尊して皇太后と爲し、玉ふ。○寶龜元年、遣唐留學生安部仲麻呂、唐、よ卒す。仲麻呂、性聰敏、好で書を讀みしかば、唐主玄宗、深く其才を愛して、厚く之を遇す。是、よ於て姓名を、更て朝衡と曰ひ、遂に唐へ仕へ、官秘書監、よ至り、左補闕を得たり。天平勝寶五年、仲麻呂、唐使藤原清河、よ從て東歸せんと欲せし、よより其知己王維、李白の徒詩を、以つて之を送る。仲麻呂、乃ち明州の海岸、よ至り、將、よ舟に乗らふり、さけみれば、かすがな、三笠の山、よ出し、月かもと之を、漢語、よ譯して、以て唐人、よ示しければ、衆大、よ嘆賞せり。既、よして海、よ泛びしが、會々颶風の起る、よ遇ひて、安南、よ漂泊す。此時人或ひ、傳へ言ふ、仲麻呂、海、よ溺死すと、李白等詩を作りて、此と哭す。未だ幾ばくならずして、仲麻呂安南、よ復び唐、よ適きければ、肅宗、其恙なきを喜びて、乃ち左散騎常侍、安南都護を、授け、北海郡開國公、よ累遷す。食邑三千戸、なり。是、よ至て卒す。年七十、或曰ふ、七十三と。代宗、太く悼惜せられ、贈

る。路州大都督を以てす仲麻呂唐に留ること前後五十年博覽多識當時我邦才學の士甚だ多し而れども吉備仲麻呂の二人最も名を海西に擅しよせしとなん。○二年春正月皇子他戸親王を立て皇太子と爲す。○二月左大臣藤原永手薨す。○三月大納言大中臣清麻呂を以て右大臣と爲し正二位藤原良繼を内臣と爲す。○右大臣吉備の眞備致仕す。○三年春正月渤海來貢せしが其表文無禮あるを以て之を却けらる。○三月皇后井上内親王を廢して庶人と爲す。○夏五月皇太子を廢して庶人と爲す。○秋八月使を淡路に遣して廢帝を改葬す。○四年春正月皇子中務卿山部親王を立て皇太子と爲し玉ふ初め皇后淫恣あれども帝老玉ふより感溺して悟玉のす時は山部親王素より時望を得たり參議藤原百川常よ意を親王に屬す。計を以て后を傾けて太子を廢せんと欲しけり。會々帝后と奕し賭するよ美女と美丈夫を以す然るよ后勝て其輸を責めて已玉の帝甚だ之を慚思食百川竊よ帝よ勸めて山部親王を遣して后に侍せしめければ后大よ之を寵し玉ふ既よして帝悔恨したまふ后竊よ毒を宮井に投じ又帝を呪詛しよけり。百川推問して其實を得たれば因て奏し請ふて暫く后を繼殿の寮に幽し自から其過を思ひしむべしと帝之れよ從ひ玉ふ百川乃ち矯て宣命を作り公卿を大政官に會て傳宣して曰く

皇后及び皇太子を廢すと帝大よ驚て曰く后をして心を改めしめんと欲するよ有のみ何ぞ遂よ此の如きよ至るやと對て曰く母罪有て子驕れり國より宜しく廢黜すべしと辭氣甚だ勵しければ帝之れを奪ふこと能はず后及び太子遂よ廢せらる群臣乃ち奏し請ふ宜く早く儲貳を定べしと帝立ん所を擇び玉ふよ百川乃ち親王を立んと請ふ帝倫を亂るを以て許し玉のず百川曰く親王の皇后に侍りしに實よ陛下の命せし所よして豈よ其本心よあひしまさんや參議濱成の曰く山部親王の母賤し稗田親王を立てるよ如かしと百川劍を按じ之を叱して曰く濱成の言甚だ非あり夫れ建儲の賢を以てして母の貴賤を論ずるよあらず山部親王の令聞夙よ著れて天下素とより意を屬せり願くは他議すること勿れと帝答玉のす起て内よ入る百川聲を勵して曰く聖斷を承けざるの間の臣肯て追かじと殿前よ立つこと四十餘日其誠悃よ感じ玉ひて乃ち之を許し玉ふ是よ至て遂よ立て儲貳と爲す時人百川の忠烈を嗟賞せり百川の字合の子あり。○夏六月渤海來貢す又其無禮を責て之を却く。○秋七月疫神を天下諸國に祭る。○是歲武藏國の孝子矢田部黑麻呂壹岐國の貞婦眞玉よ爵を賜ひ田租を免す。○天下穀貴りければ常平の法を議定せられ使を郡國に遣して穀を糶し民を賑す其私稻を賤賣するものよ

の特^と位^ゐを授^まけ玉^ふ○五年春三月新羅入貢せしか其無禮を責^せて之を却^しけらる○秋七月陸奥の蝦夷叛^{はん}す鎮守府將軍大伴の駿河麻呂^{まろ}を命^めじて之を討^うちむ既^い又^{また}平^{たい}て使^{つか}を遣^{つか}し軍を犒^{かく}ひしめ且つ國中今年^{ことし}の田租^{でんそ}を復^{かへ}す民^{たみ}の之が爲^{ため}に擾^{せう}乱^{らん}せしを以^もてあり○六年夏四月廢后井上内親王庶人他戸並^{たたらみ}卒^{しゆつ}○秋九月前右大臣吉備^{きび}の眞備^{まび}薨^{こう}す眞備^{まび}の眞備^{まび}下道^{しもぢのくに}國勝^{くにかつ}の子年二十二唐^{たう}も往^{むか}て學問^{がくもん}し經史^{けいし}を研究^{けんきう}するのみならず兼^{かみ}て衆藝^{しゆぎ}を綜^{くわ}ぶ我朝^{わがてう}の學生^{がくせい}名^なを唐^{たう}も播^はく者^{もの}唯^{ただ}眞備^{まび}と安倍仲麻呂^{あべのちゆうまろ}と二人のみ孝謙^{かうけん}帝東宮^{とうきゆう}に在^ありしとき學士^{がくし}と爲^なりて禮記漢書^{らいきかんしよ}を授^まけ參^まひらす恩寵^{おんちゆう}甚^はだ渥^{あつ}し姓^{せい}を吉備^{きび}と賜^{たま}ふ青宮^{せいきゆう}の舊恩^{きゆうおん}を以^もて累遷^{らいせん}して右大臣^{みぎのちじん}に至^{いた}る初^{はつ}め大學^{だいがく}の釋奠^{せきでん}其儀未^いだ備^びらず眞備^{まび}禮典^{らいてん}に依^より警^{かん}へ器物^{きぶつ}始^{はつ}て備^びり禮容^{らいよう}觀^{かん}るべくなりぬ藤原^{ふじわら}の仲麻呂^{ちゆうまろ}反^{はん}するや眞備^{まび}其必^{かなら}ず走^はるを度^{はか}り兵^{へい}を遣^{つか}して之を迎^{むか}ふ指揮^{しき}部分^{ぶん}曲^{まが}はる其宜^{よろ}きを得^えて賊^{ぞく}遂^{つひ}に平^{たい}く其朝政^{てうせい}を補^ほする所極^{たぎ}めて多^{おほ}し是^{こゝ}に至^{いた}つて薨^{こう}す年八十三○七年陸奥^{りくお}の今年^{ことし}の田租^{でんそ}を免^{めん}ぜらる屢々^{しばしば}征戰^{せいせん}を経て人民^{たみ}凋弊^{てうへい}するを以^もてなり是歲^{こゝろ}陸奥^{りくお}出羽^{でつ}の夷俘^{いふ}を筑紫^{ちくし}及び讚岐^{さんき}に配^{はい}す○出羽^{でつ}國志波^{しは}邑^{むら}の蝦夷^{あま}反^{はん}す乃^{すなは}ち總野常^{そうのちやう}三國^{さんこく}の騎兵^{きへい}を發^{はつ}して之を討^うちしめ且つ陸奥^{りくお}の兵^{へい}を發^{はつ}し膽澤^{たんさく}の賊^{ぞく}を伐^うちしめらる○九年春正月廢后井上内親王^{はいこう}を改葬^{かいさう}す○三月大納言藤原兼名^{おほなま}を以^もつて内臣^{うちじん}と爲^なす尋^{つひ}で内

臣^{おらため}を改^{あらた}め忠臣^{ちゆうじん}と爲^なす○十年春正月忠臣藤原兼名^{おほなま}を以^もて内大臣^{うちだいじん}と爲^なす○二月故遣唐大使藤原清河^{きよかほ}從^{したが}二位副使^{ふたゐし}小野石根^{おののいはね}從^{したが}四位下^{よゐしげ}を贈^{おくり}くらる初^{はつ}め遣唐大使^{けんとうだいし}石根^{いはね}等^ら唐^{たう}より至^{きた}る唐又^{たうまた}使^{つか}を發^{はつ}して來報^{らいほう}せしむ乃^{すなは}ち與^{とも}俱^{とも}東^{あづま}せしが既^い洋中^{やうちゆう}に入^いるとき大使^{だいし}の船^{ふね}颯^{さつ}と遇^あつて敗^{やぶ}れ大使^{だいし}小野石根^{おののいはね}及び唐使^{たうし}趙寶英^{てうほうえい}等^ら溺死^{なつし}するもの六十餘^{むそじゆ}人大伴^{おほなま}繼人^{ついでに}幸^{あゆ}じて櫓^{こし}を抱^{いだ}ひて漂^{ひら}湯^{たう}し肥後^{ひご}の西島^{さいじま}に至^{いた}る副使^{ふたゐし}大神未足^{すなはた}及び大野滋野^{おほのしげの}以下^{いげ}三船^{さんせん}皆^{みな}幸^{あゆ}ひ恙^やなき事^{こと}を得^えたり前年^{ぜんねん}冬^{ふゆ}還^{かへ}て筑紫^{ちくし}に至^{いた}り是^{こゝ}に至^{いた}つて入朝^{にゅうてう}復命^{ふくめい}す初^{はつ}め使^{つか}を發^{はつ}するとき帝前朝^{ていぜんてう}の聘使^{へいし}の唐^{たう}も留^{とど}まれる藤原清河^{ふじわら}も暨^{しよ}及び紬^{つゆ}一百匹^{ひやくしやく}沙金^{さきん}一百兩^{ひやくらう}を賜^{たま}ひ其東歸^{とうき}を促^{うなが}さしむ而^{しか}も未^また果^{はた}ずして遂^{つひ}に唐^{たう}もて死去^{しゆき}せしが是^{こゝ}に至^{いた}つて其女^{むすめ}を携^{たづな}ひて歸^{かへ}る○秋七月參議中衛大將藤原百川^{ふせん}薨^{こう}す百川^{ふせん}幼^{わか}して器度^{きど}あり累^{かさ}に顯要^{けんやう}を歴^へたり心を盡^{つく}して忠を納^いる帝も亦^{また}甚^は之^{これ}を信任^{しんにん}し給^{たま}ひ委^{まか}するも腹心^{はらこゝろ}を以^もてし給^{たま}ふ薨^{こう}するも及^{およ}び帝悼惜^{たうしやく}し給^{たま}ひ詔^{みこと}して從^{したが}二位^{ふたゐし}を贈^{おくり}くらる延曆^{えんりやく}の初^{はつ}め右大臣^{みぎのちじん}を進^{しん}贈^{そく}せらる○春歲周防國^{すおうのくに}男子^{おとこ}あり自ら皇子^{みまろ}他戸^{たたらみ}と稱^{しやう}して頻^{しばしば}百姓^{ひやくしやう}を誑^{あや}惑^{わく}せしかバ乃^{すなは}ち之^{これ}を伊豆^{いず}も流^{なが}す○十一年春三月陸奥^{りくお}上地郡^{かみちのほり}の大領^{たいりやう}伊治^{いぢ}皆麻呂^{みなまろ}及び按察使^{あせつし}紀廣純^{きひろじゆん}を殺^{ころ}しければ蝦夷^{あま}大^{おほ}に乱^{みだ}れけり乃ち征東大使^{せいとうだいし}を以^もて中納言藤原繼繩^{なかつなま}命^{めい}じ大伴益立^{おほなま}紀古佐美^{きこさめ}之^{これ}が副使^{ふたゐし}とあり又大伴眞綱^{まこと}も任

ずるよ鎮守府將軍を以し安倍家麻呂の鎮守將軍たり後ち更よ小黒麻呂を以て持節征東大使
と爲し以て蝦夷を討しむ○伊豫國の女越智氏私財を散じ窮民を養ふと一百五十八人の多き
よ及びければ乃ち爵二級を賜ふ○天應元年土師古人よ菅原の姓を賜ふ○三月帝御不豫位を
皇太子よ譲り給ひ其弟早良親王を以て皇太子と爲し給ひ冬十二月二十三日よ至て崩し給ふ
彦壽七十三廣岡山陵よ葬る後ち延暦五年大和田原邑よ改葬す帝位よ在すこと十二年改元
するもの二つ曰く寶龜天應皇太子立つて位よ即給ふ

第五十代

○桓武天皇尊号を日本根子皇統珍照尊と曰す諱の山部光仁帝の彦長子よして彦母の夫人
高野氏天平寶字八年帝從五位下よ叙し大學頭侍從よ累遷あり後從四位よ叙せられ又号を親
王よ進中務卿よ任せられ給ひしが寶龜四年立て皇太子と爲り天應元年よ至禪を受て遂よ位
よ即さ給ふ前帝を尊で太上天皇といふ生母高野氏を尊で皇大夫人と爲し給ふ○夏五月
始て中宮職を置く○六月右大臣大中臣清麻呂罷○内大臣藤原兼名を以て左大臣と爲す○延
暦元年春閏正月氷上川繼謀反して事覺れて收へらる時よ上諒問よましましければ乃ち刑を

論ずるよ忍す乃ちこれを伊豆の三島よ流す其母不破内親王及び姉妹淡路よ徙さる川繼の鹽
燒王の子なり○夏六月左大臣藤原兼名事よ坐して免ぜらる○大納言藤原田麻呂を以て右大
臣と爲す田麻呂の字合の子あり○二年春三月右大臣藤原田麻呂薨○秋七月大納言藤原是
公を以て右大臣と爲す是公の參議乙麻呂の子なり○敕して曰く京畿定額の諸寺其數限りあ
りされば私よ道場を立てることを禁ぜしを比來所司寬縱として曾て糾察せず如し此儘よ年代
を經ば地として寺ならざるの無きよ至らん宜く嚴よ禁斷を加ふべし○是歲皇后を立て后
名の乙牟漏内大臣良繼の女なり○阪東諸國よ詔して食を發き貧民を賑給せしめ給ふ蓋し軍
旅連りよ興り民調發よ疲る、を以ての故とぞ○富民及び僧侶の錢財を出して貧民の宅地を
質するを禁ぜらる○三年夏六月使を長岡よ遣し都城を經始し宮殿を營作せしめ給ふ○冬十
一月都を長岡よ遷さる○是歲越後國蒲原の民三宅笠麻呂よ從八位を授く初め笠麻呂錢穀を
出して頻よ窮民を賑し又敗橋を修理し或ひの險路を垣平よすること年を積とも倦ざりけれ
ば國司乃ち之を以聞す因て此恩命ありしなり○四年秋七月刑部卿兼因幡守淡海三船卒す三
船の帝大友の曾孫池邊王の子なり初め諸王と爲り勝寶中姓を淡海真人と賜ひ後大學頭兼文

章博士と爲る人と爲り聰敏群書を涉覽し善く文を屬す孝謙帝の朝敕を奉して退證を作る神
 武帝より聖武帝に至るものはなり嘗押勝を討じて其功勞少からず○秋九月皇太子を廢す初
 め帝游幸を好み玉ふより政を太子に委ねらる太子乃ち佐伯今毛人を以て參議と爲す中納
 言藤原種繼以爲らく佐伯氏未だ嘗て參議に任ぜず依て奏して其職を罷む太子是より由て深く
 種繼を惡み給ひ常よ之を除んと欲し給ひしが會く帝平城に幸あり種繼右大臣藤原是公と共
 り留守す太子竊ひ人をして射て種繼を殺さしむ帝平城に在して此變を聞給ひ大に驚き明日
 宮に還り給ひて速に其賊を搜索して乃ち右少辨大伴繼人近衛伯耆守麻呂中衛壯鹿木積麻呂
 及び大伴竹良等を捕獲しければ右少辨石川名足に命じて之を鞠せしめ悉く其黨與を獲て窮
 問し皆罪に服す然るに事太子に連るを以て是より於て其首惡なる繼人を誅戮し其黨與を流謫
 し頓て太子を廢して乙訓寺に幽す太子悲憤の餘り食を絶つこと十余日然れども尙死せず宮
 内卿石川垣守を以遣して太子を淡路に流す高橋に至る時氣絶す乃ち屍を載して之を淡路に
 葬る種繼の宇合の孫なり帝甚だ親任し玉ふされば中外の機務悉く裁決す都を長岡に遷せし
 時も首として其議を建てしと云ふ薨するに及て帝甚だ悼惜し玉ひ正一位左大臣を贈り給ふ

○冬十一月皇子安殿親王を立て皇太子と爲す○五年從三位右衛門督坂上村田麻呂薨す村
 田の正四位上犬養の子にして世々武功を以て著る性剛毅弓馬に便あり宿衛數朝を歴て諸國
 の守兼鎮守將軍に累官す薨する年五十九○從五位下佐伯葛城を東海道に紀勝長を東山道に
 遣し各軍士を簡び器械を檢し以て蝦夷を征するに備へしむ○七年春三月坂東諸國の歩騎五
 萬餘を發し限るに來年三月を以てして多賀城に會せしめ以て蝦夷を征す○夏四月帝雨を祈
 る前年孟冬より雨らずして是月に至りしかば畿内の諸國をして盡く雨乞せしめ及び馬を川
 上神に獻じて禱請すれども更に効驗なかりければ是よりいいて齋戒沐浴し給ひ親ら庭に出
 禱り給ふ程に俄にして澍雨ありければ群臣舞蹈して皆萬歳と號びけり○秋七月參議中衛の
 大將紀古佐美を以て征東大將軍と爲す是より先き諸軍屢々利あらず故に此命あり古佐美
 の武内十三世の孫なり○是歲僧最澄比叡山の中堂を創し以て藥師の像を安置して新都の鬼
 門を鎮すと稱せしが後ち是を延曆寺と號す最澄の近江の人幼にして穎悟なり年十二髪を剃
 て僧と爲り博く經論に通じ延暦の末唐に如き天台の國清寺に至り道邃を師とし遂に台教を
 傳ふ貞觀中に至り傳教大師と諡す大師の號を賜ふこと此より始る○八年坂東の兵多賀城に會

し各道を分て蝦夷を討す副將軍藤原廣中軍の將池田眞牧前軍の別將安倍墨繩等衣川を度て
 賊を撃し賊も亦豫じめ三伏を設け偽り敗れて走りしかば官軍頻追て巢伏村に至りしを
 伏兵一度發りければ前後隔絶して俄に援應する事能はず裨將高田の道成會津の壯麻呂大伴
 五百繼等之が爲に戰死せり官軍遂に大に亂れ相互に擠して氷に墜ち士卒死するもの千餘人
 其他傷くもの二千餘人紀の古佐美池田眞牧等僅に身を以て免れ逃て京師に還る上責罰して
 眞牧墨繩の官を解き給ふ○右大臣兼中衛大將藤原是公薨す是公の參議兵部卿乙麻呂の子な
 り魁梧よし威容あり頗る時務に曉習し決斷流るが如し三朝に歷事し薨する年六十三あり
 し○九年春二月大納言藤原繼繩を以て右大臣と爲す繼繩の豊成の子なり○秋八月盜あり大
 神宮を燒く即ち奉幣して之を謝す○民の牛を殺し漢神を祭ることを禁ぜらる○冬十一月道
 守東人を禁内し召し見玉ふ東人年一百二十二然るも頗る尚少年の如し衣服を賜ふて之を
 遣る○十年秋七月從四位下大伴弟麻呂を以て征夷大使と爲し正五位上百濟俊哲從五位上丹
 治比瀆成從五位下坂上田村麻呂を以て副と成す○九月征東大使百濟俊哲を以て陸奥鎮守
 將軍を兼ねしめらる○十一年葬儀の制に踰ゆるを禁ず勅して曰く豪富の市人隊伍を結び幢

幡を設け貴賤等あし埋するの後ち多くの醜醉して歸る宜しく所司をして嚴禁を加へしむべ
 しと○諸學士に詔して漢音を學ばしめ給ふ○大春日清足唐に在て李氏を娶り今年携へ歸る
 ○從四位大伴弟麻呂正五位上百濟俊哲丹治比瀆成從五位下坂上田村麻呂巨勢野足等蝦夷を
 封して其戰捷を奏問す是役軍糧二十六萬餘斛を費やせりと云ふ○十二年春正月大納言藤原
 小里麻呂左大辨紀古佐美を葛野郡守太村に遣りして遷都の地を相せしめ給ふ○三月攝津職
 を改て國と爲す是より先き本朝左右二京職を置きて漢の京兆府に比し大夫を以て尹に比
 し且又攝津の舊都の地たるを以て特に職を置き京府に准せしが是に至て改て諸國と同く守
 を置く國守に即ち漢唐の郡守の任あり○新京の宮城を築く○是歲尹子の階を定めらる正五
 位の嫡子の從八位上庶子の大初位上從五位の嫡子の從八位下庶子の大初位下並に大舍人○
 十三年秋八月是より先き右大臣藤原繼繩等勅して國史を修せしめしが是に至て成て奏
 上す○秋十月都を新京に遷し玉ひ賀茂伊勢等の神廟を奉幣して以て都を定むることを告げ
 玉ふ詔曰く山背の國たるや山河襟帶自然に城を爲す宜く改て山城を作るべしと又曰く子
 來の民謳歌の聲異口同音號して平安の京といふ今宜しく之を從ふべしと是より於て土偶人の

長け八尺あるを造り甲冑を着け太刀を佩らしめ西面して之を東山に埋め誓て鎮護神と爲し
 號して將軍塚と曰ふ後世帝都變あるとき此塚必ず鳴動すと云ふ○十三年詔して曰く古
 の王者の教學を以て先と爲し玉ふ今大學寮の生徒稍く衆くして供給乏し宜く越前の氷田
 一百二町を加ふべし稱して勸學田といふ○私に鷹を養ふことを禁せらる○十四年春正
 月征夷大將軍大伴乙麻呂凱旋す○十五年春正月諸國を敕して武技衆を出る者を舉しめ玉ふ
 ○秋七月右大臣中衛大將藤原繼繩薨す繼繩の豐成の子學を嗜み文を善し嘗て勅を奉じて續
 日本紀を修す從一位を贈らる○冬十一月隆平永寶の錢を鑄る○十六年冬十一月從四位下坂
 上田村麻呂を以て征夷大將軍と爲す○是歲詔して彈正尹神王等が刪定する所の令格四十
 五條を有司に頒ち玉ふ○諸司喪制未だ終らざるよ私に吉服を着ることを禁せらる且有司よ
 勅して男女の別を嚴よし玉ふ○筑前國司を罷め大宰府に隸せらる○十七年夏五月使を渤海
 よ遣はさる○秋八月大納言神王を以て右大臣と爲す神王の孫榎井親王の子なり
 ○十八年春正月勅して五位以下に玳瑁帶を着るを聽し玉ふ○二月民部卿兼造宮大夫美作備
 前造和氣清麻呂薨す清麻呂人と爲り識明よ志忠あり嘗て孝謙の朝に在て宇佐に使し大神

の勅を奉じて道鏡の勢を折けり其後赦み遇て京よ還り豊前守に任じ又美作備前兩國の造
 となる帝の世よ及で攝津大夫と爲る乃ち奏し請ふて攝河の界よ川を鑿ち堤を築き西の方海
 よ通ず民其利を蒙る又民部大輔中宮大夫を兼ねしが皆其職よ稱ふ清麻呂素よ故事よ明な
 り民部省例二十危を撰す帝賞として賜ふよ田を以てし之を子孫に傳させ玉ふ薨する年六十
 七正二位を贈らる後世宇佐奉弊使每よ和氣氏よ命す蓋し其大功を無窮よ顯す爲なりとぞ○
 秋七月一人あり小船よ乗り參河よ漂着す布を以て脊を覆ひ左肩よ紺布を着し形幾んど袈裟
 よ似たり年二十可り身の長け五尺五分耳長よ三寸餘言語更よ通せず故よ何の國の人なるを
 知らず唐人之を見て曰く崑崙の人ありと後ち頗る中國の語を習ひ自ら謂ふ天竺の人ありと
 常よ一絃琴を彈じて歌聲哀楚あり其資物を問するよ草實の如きものあり之を綿種と謂ふ因
 て之を川原寺よ居らしめ其齋す所の種を以て紀伊淡路阿波讚岐伊豫土佐等の國よ之を植し
 む○十九年春二月民の錢を輸し爵を求ることを禁せらる○秋七月尊號を廢太子早良よ追ひ
 上て崇道天皇といひ母の井上よ皇后の號を追復せらる○冬十一月征夷大將軍坂上田村麻
 呂を遣して諸國の夷俘を檢せしむ○是歲春夏の交富士山大よ焚け其響き宛然雷の如くよし

て灰を雨す事夥し○二十年田村麻呂蝦夷を討て之を平く功を以て從三位に進む初め陸奥に住する所の蝦夷の酋高麻呂及び惡路王達谷窟窟より起りて漸々邊境を侵暴し遂に西して清見關に至る然るに坂將軍東征すと聞き畏怖して引き去りしを追て陸奥に至り神樂岡に大戰し其酋を射殺し遂に惡路王と斬る餘賊多く降り東睡乃ち安し○二十一年田村麻呂を遣し陸奥の膽澤に城かしめ東國丁壯四千人を配して之を成らしむ尋で夷酋大葛公阿氏利爲盤具公母禮等其衆五百餘人を率て來り降る○笠根山路を通ず是より先き富士山燒けて土石足柄の山路を壅塞せしかば故に新よ之を開くなりとぞ○二十二年田村麻呂志波城を築き以て蝦夷を備ふ○夏五月笠根の新路を廢して足柄の舊路を復さる○二十三年春正月從三位坂上田村麻呂を以て復た征夷大將軍と爲す○三月從四位下藤原の葛野麻呂從五位上石川益立を唐に遣すは辭命を口宣するのみよして國書を乞ふと云ふ僧空海最澄等此使に陪從して行き以て釋教を學ぶ○秋八月暴風大雨ありて中院の西樓倒れ車牛爲る壓死したれば帝嘆して曰く朕の生年牛に屬す殆んど不祥あらんかとは是歲諸名勝の地に幸あり又原野數十ヶ所を獵し玉ふ○二十四年秋七月葛野麻呂等唐より還る葛野麻呂極めて能書ありければ唐人大ひに之を

稱す○冬十二月群臣を召して政事の得失を議せしめ玉ふ參議藤原緒嗣言ふ方今の患は兵と土木との二つに在り請ふ之を罷て以て民力を紓べんと帝之を嘉納し玉ひ立るは其役を罷めらる緒嗣は百川の子あり○二十五年春三月十七日帝崩じ玉ふ改元する者一とつ延歴と曰ふ後壽七十大和柏原陵に葬る帝性英武心を政治に勵し聖武孝謙二朝の習弊を除きて正し歸せしめ玉ふ内興作を事とし外夷狄を攘ひ經費巨多と雖ども後世皆これに頼る○皇太子位よ即玉ふ

第五十一代

○平城天皇尊号と根子天排國高彦尊と曰すは諱は安殿桓武帝の御嫡子よしては母の皇后内大臣藤原良繼の女なりは諱は乙牟漏帝位よ即き玉ふて大同と改元あり皇弟神野親王を立て皇太弟と爲し玉ふ○中納言藤原内麻呂を以て右大臣と爲す帝學を好み善く文辭を屬す政を聽きて懈り玉はず四方の奏請告訴皆親ら聽斷し玉ふ○大同元年始て六道觀察使を置かせらる○夏六月諸王及び五位以上よ勅し子孫十歳以上皆大學に入らしめ業を分て教習せしめ玉ふ○秋七月詔して曰比る公卿奏す日月云よ除き聖忌將周あらんとす國家の故事

吉よ就くの後ち遷て新宮よ御すと請ふ預め營繕せん夫れ上都の先帝の建る所水陸の濶る所道里是れ均し故よ暫勞を憚らず期するよ永逸を以てし棟宇相望み規模度よ合ひ後世子孫をして加益する所あからしめんと欲す朕不肖と雖ども今民の父母と爲り敢て煩勞を欲せず舊宮よ處らんと思ふ禮亦之よ宜し卿等宜く朕が意を知るべしと○是歲大水ありて先帝の山陵壞損す是よ於て素服して哀を擧げ修築改葬せられ且水よ遭る百姓の田租を免す後水旱疾疫の諸國皆を田租を免す○二年春二月從五位下齋部廣成古語拾遺を上のる○夏四月近衛府を改て左近衛府と爲し中衛府を右近衛府と爲す○國司の事を奏するを停め内舍人をして奏せしむ諸國の采女を貢するを停め内豎を停め左右の舍人よ黜せらる○巫覡の淫祀を禁す勅して云ふ巫覡乃徒妄よ禍福を説く庶民の愚なる者往々妖言を仰き信じて頗る淳風を毀損す宜く一切禁斷すべしと○冬十一月皇弟中務卿伊豫親王を殺す是より先きよ藤原宗成親王よ勅て潜よ不軌を謀らしむ親王之を拒で從はず而して猶ほ未だ以聞せざりしが親王舅大納言藤原雄友之を右大臣藤原内麻呂よ告ければ親王大よ禍の及ばん事を懼れ遽よ宗成反を勸むると奏し即ち宗成を左衛士府よ擧ち之を按驗す宗成も亦逆て言ふ首として反逆を謀る

もの親王ありと左近衛中將安部兄雄固く其親王の罪なきを保すると雖へども帝聽玉のす遂よ兄雄及び左兵衛督巨勢野足等を遣し兵を率て親王の第を圍み是よ至りて詔して親王の号を削り之を河原寺よ幽じ肯て飲食を通ぜざりしかば親王其母藤原吉子と與ふ藥を吞て死す宗成坐して配流せらる○三年夏五月是より先き衛門佐安部眞直侍醫出雲廣貞等よ勅して大同類聚方を撰ひしめられしが是よ至て成る仍て之を奉る大同中醫式なるものあり其畧よいふ醫官家僕をして直よ異邦の藥種と得せむることを許さず醫官の毎朝寅時獨り自脈を考へ日氣を知り而して后よ參任せよ君上滯惱の間醫官房中の事を許さず犯者の官を解く醫官女官等を診するよ直よ病根を問ふことを許さず滯惱の時直よ醫を撰で藥をして之れを奉らしむ群醫若異考あらば則ち夜中と雖ども之を申すべし醫官の家恣よ遠所よ居ることを許さず分量の類聚方を以て規と爲すべし猥よ異法を用ゆ可からず藥を奉るよ異邦の醫書を以て本方と爲すを許さず先づ本邦の書を考へて異邦の書を按して之を附す可し滯惱の時酒を禁ずは惱急ある時召よ應せざるもの官を解く醫官亦た蘭を握る可し醫官一ら佛事を忌む可し僧尼よ逢の日の參任せざれ醫官學て陰陽の理よ達す可し右大同三年勅を奉

して施行す云々と○復た筑前國司を置く○秋七月備門を廢して左右衛士府を併す衛士府主帥各六十人を廢し門部各一百人を置く其諸門禁衛衛士府をして之を主らしむ号して左右執負府と云ふ○九月親王及び觀察使已上并六衛府次官以上鷹鷲を養を聽さる○四年春二月勅す倭漢總歷帝諸圖天御中主尊を標して始祖と爲す魯王吳王高麗王漢高祖等の如きに至り其後裔を接す倭漢雜糅し敢て天宗を指す愚民迷執輒ち實錄と謂ふ宜く諸司官人等の所藏せるもの皆進めしむべし若し詐を挾み隱匿乖旨して進めざるものあらば事覺の日必ず重科を處せんと○三月上御不豫なりければ位を皇太弟と傳へ玉ふ帝位に在すこと四年改元するもの一大同と曰ふ皇太弟位に即王ふ。

第五十二代

○嵯峨天皇御諱の神野桓武帝第二の皇子なり大同元年立て皇太弟と爲り玉ひしが是に至て禪りを受け位に即玉ふ皇姪高岳親王を以て皇太子と爲す中納言葛野麻呂を以て傅と爲し内麻呂右大臣たること故の如し○冬十一月太上皇右兵衛督藤原仲成を遣して平城宮を造らしめらる○弘仁元年春正月太上皇平城宮に御し玉ふ○三月始て藏人所を置く藏人の事を奏す

るを掌る長官二人を頭といふ四位に叙す五位三人六位四人あり○夏六月太上皇詔して觀察使を罷參議の號を復さしめ玉ふ○秋九月初め上皇既位を禪り玉ひ病を養て數處に徒り遂に平城の故宮を修造してこれに在します尙侍藥子を寵し常々左右に侍らしむ此藥子黠よして奸多く其兄仲成も亦勢を恃で騎侈なりされば毎に王公を陵侮して上皇の旨を詭して矯附百端政事を干預す藥子竊に上皇に祚を復せんことを勸め參らせ則ち旨を矯て都を平城よ遷んと擬す中納言葛野麻呂左馬頭眞雄等上皇を諫むれ共聽玉はず是に於て都下頻に騷動す帝大に怒りて仲成を収へ詔を下して藥子の罪狀を暴白し其官位を奪ひて宮外に擯け玉ふ太上皇大に怒り玉ひ遂に兵を發して藥子と輿を同ふして東に玉ふ帝人をして仲成を誅せしめ玉ひ大納言坂上田村麻呂參議文室綿麻呂をして兵を將として美濃路に遷へ又兵を發して諸路の要害を扼せしめしかば太上皇進む事を得たまはずして宮に還りて髪を薙り玉ふ藥子事のあらざるを知りて自殺す藥子の藤原種繼の女よして初め中納言藤原綱主よ適き三男二女を生む太上皇の儲宮に在るや其長女選を以て宮に入る故を以て藥子東宮の宣旨と爲る太上皇之よ私に給ひしを桓武帝惡で之を遂給ひしが太上皇位に即き召して尙侍と爲し玉ふ然

るよ此藥子工よ愛媚を求め甚だ驥幸せられ竟よ乱階を啓くと云ふ皇太子を廢し皇弟中務卿
 大伴親王を立て皇太弟と爲し玉ふ○冬十二月是より先きよ左右近衛の數を減せしか是よ至
 て勅して舊頼よ復さる○是歲皇女有智子内親王を以賀茂大神宮よ侍せしむ稱して齋院と曰
 ふ以て伊勢齊宮よ准ぜらる○二年春正月丙午青馬と觀る青馬を觀ること此よ始まる○夏四
 月正四位上文屋綿麻呂を以て征夷大將軍と爲す後五位下大伴今人佐伯耳麻呂坂上鷹養を以
 て副と爲す○五月大納言兼右近衛大將坂上田村麻呂薨す年五十四田村麻呂の右京大夫苅田
 麻呂の子なり身の長け五尺八寸臂力あり目ハ鷹隼の如く鬚ハ金線の如し平居の談笑にハ老
 幼も親み狎るれども目を怒らして惡視すれば猛獸も懼れ伏せざるハあし曾て蝦夷を征伐し
 て奥羽二國を撫綏す庚寅の變よも亦大功あり上よ忠ありて下を惠みければ野依頼す薨す
 るよ及て帝深く悼惜し給ひ從二位を贈くられ親く其像よ贊し給ふ○秋七月征夷將軍文屋綿
 麻呂を遣して蝦夷と征せしむ冬十一月左右衛士府を改て左右衛門府と曰ふ○是歲殿上の舍
 人を以て復た内堅と爲す○内舍人の奏を停め圍司の奏を復せらる○僧尼無行のものを糾し
 男の尼寺よ入り女の僧寺よ入るを嚴禁せらる○三年春二月神泉苑よ幸ありて花を觀給ふ花

宴節此よ始る○夏六月使を攝津よ遣玄長柄郡を造らしむ○冬十月右大臣兼左近衛大將藤原
 内麻呂薨す内麻呂少くして令望あり德量温雅三朝よ歷事し甚はだ信任せらる樞機を典ること
 と十餘年徳失あるなし初め庶人他戸太子と爲る時性甚だ殘虐好て名流を害す一惡馬あり馭
 すれば必ず踞齧す太子内麻呂をして之よ乗らしめ其毆傷するを見て以て娛樂と爲さんとす
 内麻呂乃ら之よ乗るよ件の惡馬頭を垂れて動ず執鞭廻旋意乃如し人以て非常の器と爲す薨
 するよ及びて從一位左大臣を贈くらる○十二月大納言藤原園人を以て右大臣と爲す園人の
 房前の孫よして大藏卿楓麻呂の子あり○四年諸國よ勅し務めて蝦夷の歸降及び俘獲せられ
 て内地よ在るものを教導せしめ玉ふ○五年五月皇子信弘常明等及び皇女四人よ源朝臣の
 姓を賜ふ○方多親王及び右大臣藤原園人よ詔して姓氏録を撰らしめ玉ふ○六年春三月勅す
 軍用の要ハ馬を以て先と爲す今聞く權貴の家富豪の徒使を邊邑よ通じ馬を夷狄よ求む部内
 此よ由て肅せずと馬の闕乏する所以あり宜く延曆六年の格よ依て陸奥出羽兩國の馬を買ふ
 ことを禁すべし若し違犯する者あらば處するよ嚴科を以てせんと○夏六月畿内及び丹波播磨
 等の國をして茶を植へ毎年之を獻せしむ○秋七月中務卿萬多親王藤原園人等新撰姓氏録を

上る初め帝神武己來諸氏濫雜尊卑混淆するを愛ひ玉ひ國人及び藤原緒嗣よ詔して之を甄別せしめられしが親王が講學よ精を以て更よ命じて之を改定せしめ玉ふ是よ至り成て之を上る○冬十月勅して婦人の服飾乘車の制を定め玉ふ○七年秋大風羅城門倒る○冬十月太宰府言ふ新羅の清石珍等一百八十人歸化すと○是歲僧空海金剛峯寺を高野山よ創立す空海ハ讚岐多度の人姓ハ佐伯氏少して大學よ游び博學多通深く佛法よ歸し遂よ落髮して僧と爲りしが延暦の末使よ隨て唐よ行き青新寺僧惠果を師として遂よ密教を傳ふ延喜中弘法大師と謚す○九年春三月詔す朝會の拜跪及び常服の制男女を論せず一よ唐儀よ進せよと○夏四月殿閣諸門の號を改て皆之よ題榜せしめ僧空海よ命じて南門の榜を書せしめ橘逸勢北門の榜を書し東西門ハ帝自ら之れを書し給ふ逸勢ハ奈良麻呂の孫入居の子よして最も書よ妙かり延暦の末使よ隨て唐よ如く唐人呼で橘秀才と爲すよ至れり○冬十一月宮齋神寶の鏡を鑄る○十二月右大臣兼皇太弟の備藤原其人薨す○十年春三月詔して故夫人吉子及び伊豫親王の位號を復さる○十一年春二月新羅人遠江駿河よ配するもの七百人乱を作すより二國兵を發して之を討てども克たず賊遂よ逃て海よ入れれば相摸武藏等の七國の兵を發

して之を平らぐ○夏四月弘仁格十卷を施行す是より先きよ大納言藤原乃冬嗣中納言藤原葛野麻呂等よ詔して格式を撰ばしめられしが是よ至て成る○十二年春正月大納言藤原冬嗣を以て右大臣と爲す冬嗣ハ内麻呂の子あり○十四年春二月有智子内親王の山莊よ幸あり宴を開き花を賞し給ふ群臣を去て詩を賦せしむ内親王乃ち詩を獻じて曰く「寂々幽莊山樹裡○仙輿一降一池塘○樓林孤鳥識○春澤隱澗寒花見○日光泉聲近報初雷動○山色高晴暮雨行○從是更知恩願渥○生涯何以答穹蒼」○内親王時よ十七歲帝大よ歎賞して乃ち三品を授け給ふ○三月越前の江沼加賀の二郡を割きて加賀國を置く○夏四月帝位を皇太弟よ傳へ玉ふ帝幼よして聰敏好で書を讀み玉ひ長するよ及て經史を博覽し善く文を屬し玉ひ又草隸よ妙なり時よ僧空海も亦草隸を善しければ帝每よ空海と其優劣を競ひ玉ふ一日帝法帖を出して之を示すよ中よ絶佳あるものあり帝殊よ寵愛し空海よ謂て曰く此れ唐人の墨跡誠よ及ぶ可らざるあり恨らくハ未だ何人たるを知らずと空海曰く是れ臣空海が唐よ在りしとき作る處なりと帝其字体の異なるを以て信し給はず空海乃ち軸を裂きて奏覽するよ書して某年某月沙門空海青龍寺よ書すと曰へるあり帝始めて歎服

し玉ふ空海口及び左右手足筆を挿で並書す故よ世五筆和尙と稱す嘗て勅を奉して應天門の榜を書せしが既釘するよ及て應字の一點を欠く空海乃ち筆を擲て之を填むるよ毫も差謬ある事なし觀もの其妙よ服すと云ふ帝御宇の間水旱風蝗大災年々之れ有り疫癘も亦た屢々行のれければ毎よ諸國よ詔して賑恤甚だ勤められ又遊幸を好み玉ひて多くの嵯峨の離宮よ在す故よ事あれば則ち空位と朝堂よ設け五位の職人をして其側よ居て群議を聽きて以て奏せしむ是を職事と曰ふ○帝嘗て豊樂院よ幸ありて射を觀玉ふよ諸王及び群臣次を以て射る第三品葛井親王年纒よ十二ありしが再發皆中る時よ王の外祖坂上田村麻呂座よ待り喜躍よや勝へざりけん王を抱て拜し口を極て之を褒揚したりしか帝其外孫を過賞するを笑ひ玉ふ○科試對策よ大學助教藤原廣人博く經史よ通じ最も左氏よ明なり兼て諸道工技よ達す○源清盛の隱君子を以て稱せられ或の云ふ帝の御子ありと少長冠昏せず又人と接らず閑居して學よ耽り究めざる所なると橘廣相當時博士の魁なり亦た通ぜざるよ遇へば即時よ馬よ策ちて必す西山よ造り質門するよ明了ならざる事あり○帝位よ在すこと十四年改元するもの一つ曰く弘仁皇太弟位よ即玉ふ

第五十三代

○淳和天皇御諱の伴桓武帝の第三の皇子あり御母の贈皇太后藤原氏初め前帝親ら論して位を傳へ給ふを帝辭して聽給はず明日表を奉じ情を陳じて再び辭し給ひけれども又許されず遂に禪を受け玉ひて前帝を尊びて太上天皇と曰ふ上皇の子正良親王を立て皇太子と爲し給ふ上皇の帝の御子恆世を立んと欲し玉へども帝固辭して從ひ給はざりき○帝の生母諱の旅子を追冊して皇太后と爲す○帝既よ位よ即き給ふて賑恤旌表等の事一よ歷朝よ準す但五位以上の子孫年二十五已上のものの特よ蔭階を賜はり又力田衆よ超ゆる者よの爵一級を賜て異と爲す○太上天皇嵯峨の離宮よ遷り玉ふ帝有司よ戒て乘輿儀衛を盛よせしめ玉ひしを上皇威を却けて用ひ給はず侍臣數人を隨へて颯然とし馬よ跨て行き玉ふ○天長元年春三月詔して僧義真を以て天台の座主と爲す座主を置くこと此よ始る義真の相摸の人嘗て最澄よ從て唐よ如く○秋七月七日平城上皇崩し給ふ御壽五十一大和椋梅陵よ葬る○冬十一月多禰國司と停て大隅よ隸す○是歲歸化の新羅人よ一百六十五人よ田を授けて口分田と爲し穀種及び農具を賜ふ○二年夏四月右大臣藤原冬嗣を以て左大臣と爲し大納言藤原緒嗣を右

大臣と爲す緒嗣の百川の子にして帝の外舅あり○施藥院を置く○大學寮の學士をして紫宸殿に討論せしむ○是歲公卿六卿を陳請す制可す其言皆收宰を處分するに係ると云ふ又曰く宜く諸氏の子孫をして減さ大學に入れ經史を習讀せしめ學業用るに足らぬ才を量て職を授くべしと○宗岡秋津あるものあり年老て試み應じて登第しけり上其額齡を恤み特み詔して之を褒し玉ふ秋津恩と拜して舞蹈し猶ほ感激に任へざりけん殿前より退き徑に得意に乗じて行々且つ狂歌して覺へず建禮門に到る忽ち復も句を得たれば大聲朗吟して曰く今宵奉詔歡無極○建禮門前舞蹈人と頻に狂唱して輒ざりければ衛士之を呵す秋津乃ち應て曰く新進士某と衛士乃ち晉て曰く痴老學何ぞ敗て狂を作すや此れは是れ禁門なりと秋津初て悟りて回り走る帝聞て愈之を憐給ひ其後官途に參議左大辨に至る○三年秋七月左大臣藤原冬嗣薨す冬嗣器局温雅才文武を兼ね寛容物に接す四朝に歴事し嘗て施藥院を置き親族貧乏のものを収養し又勸學院を創して子弟に教授し太く封戸を折して以て之を給せしかば世に閑院の大臣と稱す冬嗣嘗て藤原氏の衰を歎じ南園堂を興福寺に建て以て其興隆を祈りけるが其子良房に至りて遂に攝政に登り子孫の勢位赫奕世に比するものあり

まど云ふ○九月始て上總常陸上野三國の守を改めて大守を稱し親王を以て之を領せしむ○五年筑前國の孝女難波部氏に位二級を授け終身を復す孝女名に安良買○六年夏五月諸國に勅して水車を造らしむ○七年秋七月大納言兼右近衛大將良岑安世薨す安世の桓武帝の御子あり延暦の末姓を良岑と賜ふ少して鷹犬を好み騎射を善し伎藝頗る多し稍長ずるに及で始めて孝經を讀み卷を繰て歎じて曰く名教の極其れ斯に在る歟と是より志を學術に篤し卒に名臣と成る安世極めて文藻あり嘗て勅を奉じて東宮學士滋野貞主と經國集二十卷を撰びて世に傳ふる年四十六從二位を贈り給ふ○冬十月大納言藤原三守等新撰格式を上る○八年秋八月神泉苑に幸あり阿波守善道眞主税頭安野眞繼直講刈田種繼等を召して經義を論ぜしめ玉ひ眞貞座首と爲り三傳義を論じ眞繼三禮義を論じけり○是歲東宮學士兼因幡介滋野貞主に勅して諸儒と共に古今の文書を集し秘府略一千卷を作らしめ玉ふ○九年冬十一月右大臣藤原緒嗣を以て左大臣と爲し大納言清原夏野を以て右大臣と爲す夏野の三原王の孫なり○十年春二月右大臣清原夏野令議解を上る初め藤原不比等命を作りて傳歴已久しかりしが當時の學者互に異同を作すより乃ち夏野に詔して壅滯と疏決し文議を解釋せしむ

夏野の參議南淵弘貞藤原常嗣文章博士菅原清公等と論辨折衷して義解十卷を作り是に至て成て上る○帝位を皇太子に傳へ玉ふ位に在ること十一年改元するもの一つ天長と曰ふ西院に遷り玉ふ則ち淳和院あり崩し玉ひて後ち以て諡號とあす時は嵯峨太上天皇猶ほ在すを以て帝と稱して後の太上天皇と曰ふ

繪本 通俗日本政記卷之二終

繪本 通俗日本政記卷之三

東京 城山稻村子順 刪補
信陽 雲州訪諏白翁 編次

第五拾四代

○仁明天皇御諱の正良嵯峨天皇の第二の皇子なり御母の皇后橘氏諱の嘉智子贈大政大臣清友の女なり恒貞親王を以て皇太子とあし玉ひ藤原緒嗣清原夏野共左右の大臣たること故の如し○是歲冬始て檢非違使を置き文屋秋津を以て別當と爲し看督長六拾六人之を隸す○承和元年春正月八日上豊樂殿に御して白馬を觀玉ふ白馬の節此に始る○公卿慶雲を表賀す勅して之を受玉ふ略に曰く百姓輩輯よして風雨和調あるに即ち是れ瑞なり安危の人事に在り吉凶の政事を繋る賀瑞の言後復た奉すること勿れと○紀傳博士を廢して文章博士一員を増す○三品明日香親王薨す親王の桓武帝の第七子あり天資質朴世の奢華を好者を惡まれば朝衣と雖も再三滌濯して之を用ると云ふ○二月勅して金銀薄泥を用るを禁じ玉ふ○是より先きよ太上天皇文雅を崇尚して深く嵐峯の勝を愛玉ひ離宮を大堰の北に營じ屢々臨幸あり

りて遊覽し玉ひしが是歲冬よ至て遂に徙り居す○秋八月帝文宣王を紫宸殿に釋奠し自ら尙書を講じ玉ふ後ち恒例と爲る○二年春正月承和昌寶の錢を鑄る○三月大宰府言ふ壹岐の島遙く海中よありて地勢狹隘あり万一外寇有ん時の粹よ以て應じ難し請ふ土民三百三十拾人を發して要害を成らしめんと之を許す○秋七月紫宸殿に御し始て正四位下菅原清公をして後漢書を侍讀せしむ清公の遠江介古人の子なり年少くして經史を涉り延曆中文章生よ補せらる對策答科大學小允よ除せられ尋で遣唐判官と爲り唐よ至て德宗を見る弘仁中天下禮儀を以て唐制を用ひ殿閣よ榜し百官舞踏を肄ふ皆其建白する所なりと云ふ○九月外從五位下鳥木史眞機弩を製す此機弩や左右旋轉四面發すべし諸衛を朱雀門よ召して之を試るよ機發神の如しと云ふ○三年夏四月宴を遣唐大使藤原常嗣等よ賜ひ群臣五位以上よ命じ詩を賦じて以て之を饌せし玉ふ常嗣の葛野麻呂の子あり少して大學よ遊び史漢を涉獵し文選を誦讀し善く文を屬す又隸書よ工なり父子相繼て此選よ充つ人にて榮と爲せしとなん○五月使を唐よ遣を以て詔して使を唐よ奉じ及留學生の唐よ在て身没するものよ位を贈る藤原清河よ從一位安倍仲麻呂よ正二品石川益立よ從四品を贈り其餘紀馬主甘南備信影等各位を贈くらる

と差あり○四年冬十月右大臣清原夏野薨す○京師諸寺の僧淫濫なる由屢々聞ゆるよより乃ち詔して別當を置き之れを糾正し玉ふ○五年春正月大納言藤原三守を以て右大臣と爲す三守の參議巨勢麻呂の孫あり幼よして大學よ入り五經を受け習ふ性温恭よして事よ臨て明決あり常よ詞客を延き禮待歡を盡さる朝參の道學生よ過へば必ず馬よ下りて之よ接す當時此を以て名を著すと云ふ○諸國盜起る是時よ當り聖武帝以來の幣因循未て尙草らず定額の諸寺よの多く田祿を賜ひけりされど度する所の僧徒の年々よ増益し游手徒食驕奢自尊のもの幾く千萬人民之れが爲よ役使せられ且つ其厚歛よ苦みけり是よ於て盜大ひよ起る左右衛門の府生看督長等よ詔して之よ追捕せしめ玉ふ○十二月遣唐副使小野篁を隱岐よ流す是より先き藤原常嗣大使と爲り篁副使と爲る既よ發して風よ遭て漂廻す時よ常嗣第一船よ駕し篁第二船よ駕す帝嗣篁が船の堅固なるを以て奏して已れが船よ易ふ篁忿恚して遂に病と稱し獨り留り西道話を作り以て之を刺りけり其辭頗る忌諱を犯せしかが嵯峨上皇覽て大よ怒り竟よ貶竄せらる、よ至る○六年秋七月畿内國司をして齋麥を種るを勸めしむ○九月遣唐大使藤原常嗣唐より還る○是歲齋宮災あり官舎一百餘宇を焚く○七年春二月流

人小野皇を召還さる○夏四月癸丑清涼殿に灌佛す灌佛の事此より始る○五月淳和上皇崩し玉
 御壽五十五初め上皇御不豫の時願命して薄葬せしめ且山陵を營せざらんと欲し玉ふ中納
 言藤原吉野奏して曰く古より帝王山陵を起さるること未だ嘗て聞かざる所あり夫れ山陵
 の猶ほ宗廟のごとし若し宗廟なくんば臣子何ぞ仰きあんと吉野の藏下麻呂の孫也○秋七
 月右大臣兼皇太子の傳藤原三守薨す○八月大納言源常を以て右大臣と爲す○是歲參議左
 大辨藤原常嗣薨す年三十五○陸奥國岩城の雄公軍事に功あり同國物部の已波美又相摸國玉
 生廣主共々窮民を賑しければ帝此三人賞をえて外從五位下を授け玉ふ○八年冬十一月彗星
 西方を見る○十二月左大臣藤原緒嗣勅と奉じて日本後記四十卷を撰す○是歲春日山よて禽
 を獵し木を伐ることを禁ぜらる神祠の在る所を以の故あり○九年秋七月十五日峨嵋上皇崩
 し給ふ御壽五十七北山の陵に葬る○皇太子を廢す是より先き阿保親王密に書を嵯峨太皇
 太后より上る東宮帶刀伴健岑等太子を奉して東國に入て亂を作んとすと告げれば大后中
 納言藤原良房をして之を奏せしむ乃ち直に兵を遣して健岑及び其黨與を收ふ太子懼れて位
 を辭せんと請ひ玉ふ帝の曰く健岑の凶逆太子に關せず宜く懷く介すること勿るべしと會

ま上皇を冷泉院に避け玉ふ時太子從ふ時飛書ありて健岑等太子をして謀反せしむるの
 事を告ぐ帝遂に之を信じ玉ひ乃ち東宮の僚屬を捕へ太子を廢して之を淳和院に遷し健岑を
 隱岐に流し給ふ此事に坐して貶竄せらるるもの亦數拾人太子幼にして能く經史を讀み頗る
 文を善し玉ひ左も草隸に妙あり嘗て奏して曰く皇太子大學を釋奠するも是れ舊儀なり此禮
 久く廢せり未だ何乃所以を知らずと帝曰く昔者天平の末大臣吉備眞備高野天皇に勸めて大
 學に幸ありて此禮を行はる其後の拾餘年廢して行れず今太子心を興復に存す甚だ嘉尚すべ
 しとて即ち太子に勅して百官を率て禮を行わしめ玉ふ太子慧才日進み深く世故に達する
 ものから自ら以爲らく身家嫡に非ずして儲位に居らば二上皇晏駕の後の禍機實に測り難し
 と乃ち春澄善繩をえて表と作らまめ太伯劉彊を並ひ以て賢路を避んと冀ひ玉ひしかども帝
 之を許し玉ひ是に至て廢黜せらるれども實に其罪に非ざれば朝野之を悲みけり但馬權守
 橘逸勢も健岑に黨するを以て執へらる鞠問するに服せざりしか百姓を非人と改め死を減
 して伊豆に流す道にして死去けり其女極めて孝なり故に徒歩して父に從ひ行を監護の者之
 を叱して去らしむるより女乃ち晝の止り夜の行き遂に相從を得たり父死するに及で號咷

哀慕限りなく泣々屍を収て之を葬り墓側も慮して落髪し尼と爲しが後ち其屍を負て以て還る人皆亦之を異とし稱して孝女と爲すと云ふ○八月皇子道康親王を立て皇太子と爲し玉ふ○太宰大貳藤原衛上奏して曰く新羅朝貢其來る事尙し而るも聖武帝の時より聖朝に至るまで舊制も遵はず常よ奸心を懷て苞茅貢せず事を商賈も託して國の消息を窺のみ方今民窮し食乏し若し不虞あらば何を以て之を防んや伏して請ふ新羅の人一切禁斷して境内も入れざることを之を許し玉ふ○冬十月三品陣正尹兼上總大守阿保親王の平城の皇子あり子仲平行平守平業平を生む姓を在原朝臣と賜ふ○十年春正月左大臣藤原緒嗣致仕す○秋七月前左大臣藤原緒嗣薨す緒嗣政事も曉達し凡る國の利害も於ける知て言ざるのみ先入の言を偏信して復後説を容ず此を以て譏を得る事も亦少くあからず○有司奏して曰く七月十五日壬寅の太上天皇の第一忌日あり謹で舊章を按ずるも凶事を行ふも至て二三公の本命日猶ほ且つ忌み避り况や聖上の本命も於てをや伏して請ふ上皇の忌日易るも十四日辛丑を以てせんと公卿も詔して之を議せしめ玉ふ源信源弘等謂らく禮も違ふと藤原良房奏して以て可と爲す其議遂も行はる○十二月文屋宮田麻呂謀反發覺して伊豆に竄せらる○十一

年右大臣源常を以て左大臣と爲す左近衛大將皇太子傳を兼ること故の如し大納言樹氏公右大臣と爲る氏公の奈良麻呂の孫清友の子あり初寶龜中渤海來貢す清友の良家の子よして且其姿儀魁偉なると以て選り中りて接伴す使人史都蒙善く相す清友を見て此人風骨常ならず子孫大に貴からんと言けり其後清友の女睦巖帝の后と爲り氏公台輔に至る終に都蒙の言の如しと云ふ○甲斐國山梨郡人伴富成か女孝貞を以て聞ゆ乃ち詔して門閭も表し田租を免して以て其身を終へしめらる○文章博士從五位下春澄善繩大内記從五位下菅原是善等上書して時俗も狂れ災異を以て之を人鬼も歸し人主徳を脩めて之を禳ふの義を失し毎も僧も委して呪詛することの宜しからざるを諫む○近江權守貞主卒す性恩惠もして酒を好む政を聴み醉て愈々明あれば民皆之も服せりと云ふ○十二年春正月伶人尾張濱主あるものあり齡一百三十衰老もして起居すること能はず自ら長壽樂を作り上表して舞んと請ひければ帝乃ち清涼殿も御して之を觀玉ふも袖を飄し節も應じ俯仰自在もして宛も少壯のもの、如し帝大に賞歎し玉ふて乃ち御衣一領も賜はりけり○東宮學士善道眞貞卒す○十三年秋八月正三位藤原吉野薨す吉野の兵部卿綱繼の子あり吉野少より學を好みて下闡を恥ず累官して中

納言に至れり然れども親の老たるを以て職を解き侍養せんことを請ひけれども帝是を許し玉の吉野性至孝なり定省温涼道次も闕くことなし其父嘗て鮮肉ありと聞き人を遣して之を索めしむるは庖人吉野が在らざるを以て與へざりしを吉野歸て之を聞き大に悔恨して庖人を責讓し終身復た肉を食わずとなん是より先き又伴健岑の事坐して大宰員外帥は賤せられしが後ち山城は遷配せられ是に至て薨す○參議從四位上和氣真綱卒す真綱の清麻呂の第五子なり天資敦厚として學を好み弱冠として文章生補せられ三朝は仕へ内外官は歴士す嘗て讞獄の平かあらざるを見て之れを争ふとも得可らざるを知り乃ち歎して曰く塵起るの路の行人目を掩ひ杜判の場は孤直何の益あらんと職を去り門を閉ぢしが其後病無して卒す○是歲畿内諸國は勅して所在の皇胤を甄録し以て眞偽を糺さめ給ふ○十四年冬十月遣唐請益僧圓仁唐より還る圓仁姓壬生氏下野人幼よして俊警なり年十五の時京師に入て最澄を常とし其後使は隨て唐は如しが後ち延曆寺の座首と爲る清和帝之を召して菩薩戒を受玉ふ貞觀中慈覺大師と諡す○十二月右大臣橘氏公薨す○紀名虎卒す○二品有智子内親王薨す親王の嵯峨帝の御女あり若きより經史は涉り詩文を善くし玉ふ嘗て齋院と爲る性貞潔

能く神事ふ後嵯峨の西莊に居る薨し給ふの年四十一○嘉祥元年春正月大納言藤原良房を以て右大臣と爲す○秋九月長年大寶の錢を鑄る○讃岐國三野の孝子九部明麻呂は爵を賜ひ且田租を免ぜらる○帝京城を巡視して米錢を賜ひ窮者を賑し給ひ乘輿會囚獄の前に至りければ問て曰く是れ誰が家と爲すや右大臣藤原良房奏して曰く是獄なりと帝便ち惻然として特よ命じて之を赦し玉ふ○帝嘗て五石を調練して先づ近侍の者よ命じて其精粗を嘗試せしめ玉ふは皆畏難の色ありしを藤原良相輒ち盃を引て一飲し盡くす帝乃ち藥劑の間猶ほ臣義を忘れざるを感じて甚だ之を重じ玉ふ○三年春正月流星あり天は竟りて東は墜つ大さ月の如く色赤青あり○帝太皇太后は冷泉院に朝し玉ふ時太后の命を奉じて階下よして輦に乗りにて還り玉ふ初め帝朝する毎に必ず歩す是日太后帝の輦に御し玉ふの儀を觀んと思食帝之を左右に諮玉ふは感か曰く惟々命是れ從て可ならんと輦進む帝猶ほ且つ歩して殿を下り階を没して乃ち之に乗る玉ふ左右皆嘆じて曰く至尊親を敬し玉ふ事是の如し夫れ孝の天子より以て庶人は達すと誠なるかかと云て涙下る者ありしとぞ○三月二十一日帝崩じ玉ふ涉壽四十一山城深草陵に葬る諡して仁明天皇といふ遺制して葬を薄し帛布を以て綾羅に代し